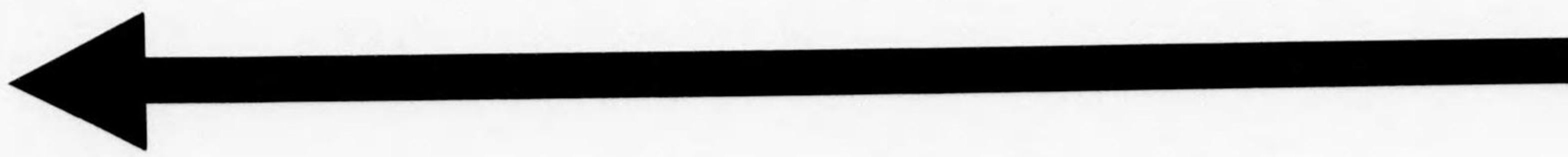


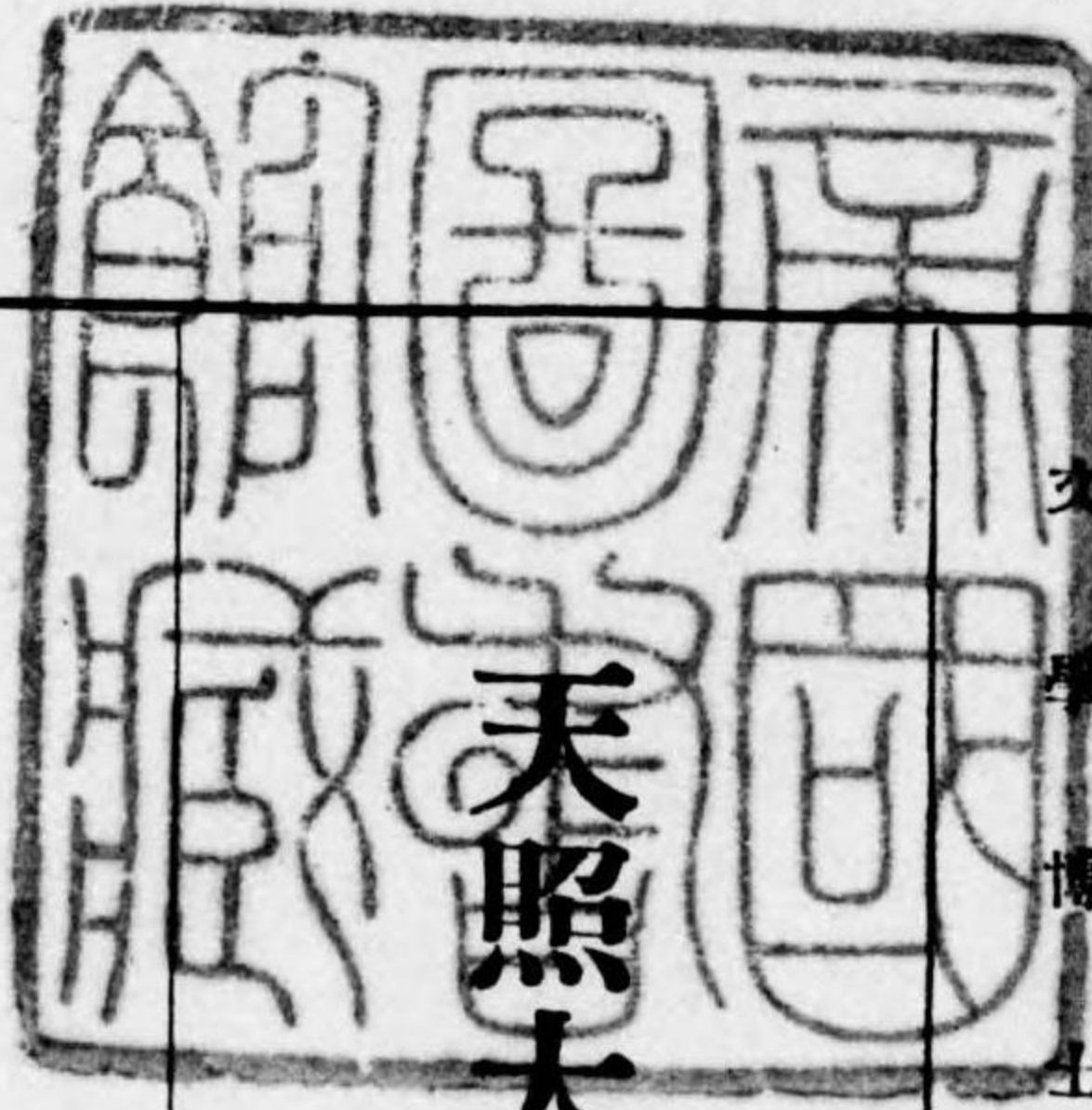
172
H84



始



172
H84



東京帝國大學名譽教授
文學博士
元東京文理科大學教授
文學士

井上哲次郎序

補永茂助著

美照大神の神學的研究

明世堂版



9433

『天照大神の神學的研究』の序

近頃明世堂主人清水達夫氏が見えて、故文學博士補永茂助氏の遺稿『天照大神の神學的研究』を刊行することになつたから、此の書の序文を作つて下さいといふことであつた。ところが、之と相前後して補永博士の未亡人町子女史も亦見えて斯う云はれた。本年十月二十一日は丁度亡夫茂助の歿後十年忌に相當するの、其の遺稿を世に公にしようといふ考であるから、何うか序文を書いて下さいと、斯ういふことであつた。

補永博士は嘗て東京帝國大學に於いて自分に就いて學ばれた人である。自分が或時帝國大學に於いて神道を講じたことがある。其の講義中偶々天照大神の事に及んだ時に、補永博士は學生として聽講して居られたが、何か深く感ずる所のあつたのを忘るゝことが出来ない。恐らくは是れがためであらう。明治三十九年七

月大學卒業後神道の研鑽を累ね、遂に本論文を作成して之れを大學に提出し、昭和十一年に至つて文學博士の學位を得られたのである。當時本論文を審査した委員は三、四人であつたが、自分が主査委員であつたのである。

補永博士はなか／＼諸種の方面に於いて研究又は教育に努力されたのであるが、就中日本大學に於いては教授として神道の講義を擔任して居られた。偶々或る時講義を終つて、日本大學から三崎町停留場方面に出られた時、不幸にも自動車と衝突して重傷を負ひ、殆ど意識を失ひ、翌晩水原病院に於いて他界された。時に昭和七年十月二十一日で、丁度今から十年前のことで、歲月匆匆、眞に箭の弦を離るゝが如く、もうあの時から十年経つたかと、驚く程である。

補永博士は享年五十二歳であつた。學者としては尙ほ是れから大に爲すべきことがあつたと思はれるのに、不幸にして天壽を全うされなかつたのは遺憾の極みである。併し博士は生前『日本思想の研究』『日本倫理思想の系統』等二、三の著

述もあつて、専門家の間には相當によく其の功績を認められて居つたのである。が何と云つても本書「天照大神の神學的研究」は博士の力作であることを疑はない。惜い哉多少脱逸した所が無いではない。而して本論の結論もあつたと思ふけれども、是れも失はれて居る。學位論文であるから、帝大か又は文部省にありはしないかと考へて、清水達夫氏に搜索してもらつたところが、多分震災で焼けたものと見えて、文部省にもなければ、帝大にもない。それで別に引合せて見るべき副本も無いのである。然れども、其の重要な部分は略々現存して居るのである。之れを此の際刊行するといふことは時勢の要求に應ずる所以であるし、又、自分から云へば師弟の關係もあるから直に其の擧を賛し、序文を書くやうになつたのである。

本書は緒論と本論と附録と三部分より成立つて居る。緒論は「史料の批評的研究」と題して、史料に關する専門的研究である。附録は「天照大神と高皇産靈神

との關係」等を論じたもので、是れ亦天照大神の研究と斷つべからざる關係の有るものである。本論は凡そ七章から成立つて居るが、天照大神に關することを各方面から考察したものである。併し其の中で最も重要な問題を取扱つて居るのは、第五章である。

補永博士の論旨を擧げんに、古傳にあらはるゝ諸神の中には自然神の人格化と歴史的人格の神格化とがある。而して兩者の宗教的合流により超自然的實在神の觀念發生を促したのであると論じ、更に此の觀點より天照大神に就いて斯う考へた。大御神は日神として大なる詩的想像の對象とされたが最も重大なることは其の歴史的大御神としての神格である。換言すれば、大御神を以て單に神話的自由想像の對象のみとしないで過去に於て實際に存在したる史的人格と云ふ事實を根據とすべきである。何故なれば大御神の御神格は、自然神としてよりは、歴史的人格の神として朝廷及び國民の運命に關すること深大なるものがあるからであ

る。補永博士は種々大御神の歴史的事實を擧げ、更に一步を進めて斯う云つた。殊に最も注意すべきは大御神を以て其の出自とする天つ日嗣の永續する事實即ち皇統一系及び世々傳へられる三種神器の現存、是れである。大御神御出生の事は諸種の古傳に説いて居るけれども、崩御の傳説を闕如して居るのは、死滅を超越した神靈觀の然らしめたものと見たのである。又外人の中には崇祖俗は支那より輸入されたものと説くけれども、補永博士は之を否定し、大御神を尊信することは崇祖俗の顯著なものであるが、是れは日本固有のもので決して支那より輸入されたものでないと論斷して居る。

一體斯ういふ問題を取扱つて居る多くの學者は、外國人の神道研究を疎外して居るが、補永博士は我が國の古典及び専門家の研究は云ふ迄もなく随分廣く外國人の研究をも調査して、其の取るべき事は取つて居るけれども、其の取るべからざる間違つた見解は確かな理由を擧げて之を排除して居る。それに 天照大神

を研究の對象として著された學術的の著書は割合に少いのである。而して今日は最も此の中心問題を研究すべき時局であるから、本書の刊行は定めて我が國學界の渴望するところであらう。それ故に自分の此の書に對する感想の大要を述べて以て序文とするに至つた次第である。

昭和十七年十月二十一日

文學博士 井上哲次郎識す

目次

緒論

資料の批評的研究……………一

一般資料……………七

特別資料……………三

本論

第一章

研究の問題……………三〇

● 國民神話及び傳説の研究——從來の神代解釋と新研究の方針——最上神格を中心としたる信仰の系統——天然崇拜と祖先崇拜——公私二面より觀たる其の歴史的信仰

第二章

○天照大御神の神話及び傳説……………四五

●大御神の御生坐……………四五

大御神御生坐以前の葦原中つ國——天地開闢説——神話的宇宙觀——大八洲起原——葦原中つ國に對する最古觀念

大御神の御生坐とその傳説の紛争——大御神御生坐に至る古傳の趨向——大御神御生坐の傳説——三種の異傳、その解釋

大御神の御昇天……………六六

高天原御主宰に至る傳説——高天原神話——天神としての大御神、その高天原御主宰

大御神御主宰以後高天原と葦原中つ國との關係

大御神の神國御經綸……………七三

神國御經綸の傳説——天孫降臨の由來

大御神の伊勢御鎮座……………七九

伊勢御鎮坐の緣由及び次第——御鎮坐に關する諸傳説
神宮の創立

第三章

天照大御神と八百萬神……………八九

●神道八百萬神の世界……………八九

個々の神と神國——主神及從屬神

大御神の天つ神及び國つ神に對する關係……………九三

大御神と天つ神——大御神と國つ神

大御神とその親縁諸神との關係……………九六

大御神と産靈神——伊弉諾神、伊弉冉神——大御神と御神統——日月二神——

天安川の宇氣比——日神及び火神——供奉諸神其他——伊勢二宮の傳說的關係

第四章

天照大御神及びその御靈代……………三七

御神靈と御靈代との關係——御靈性の標象——八咫鏡を以て御靈形とする緣由

——紀伊名草濱宮の御神體と大御神國懸御靈——伊勢内宮の御神體と大御神天

懸御靈

三所神鏡の奉齋——御神鏡に關聯したる神聖の觀念——大御神御神體の尊崇——

——その宗教的傳説及び信仰

第五章

天照大御神の御神格……………一四六

人格化及び神格化……………一四六

人格化——神格化

太陽神としての天照大御神……………一四六

日神の御名——天岩戸隱——日靈神宰日神

大御祖としての天照大御神……………一五六

大日靈貴尊の御名——播種、養蠶、絁織を教ふる神

其他の神蹟、人文功業

超自然的實在としての天照大御神……………一六一

天照大御神の御名——崩御傳説の關如——荒御魂、和御魂——諸種の超自然的

傳説

○ 大御神御神格の性質……………一七一

大御神の御女性——神人同形——大御神と夜見の世界——諸種の屬性

第六章

天照大御神に對する古代崇信……………一八〇

○日本に於ける大御神崇信の淵源……………二八〇

日本建國の神話及び歴史——二種の大御神神勅——神話的傳説に於ける天の觀念——歴史に於けるその觀念の連續——天神及び天皇——火繼の古俗と天ツ日嗣——宗教的理想の表現としての日象

伊勢神宮の崇拜……………一九四

神宮の神聖——神道崇拜の中心としての神宮——神宮及び遙宮——歷朝の神宮御崇敬——民話民謡に現はれたる信仰

三種神器の崇奉……………二〇五

神器の由來に關する傳説——その授與奉安——天津日嗣の保證——その標象的意味——神器の威靈に關する傳説的信仰

大御神の神德恩賚に關する信仰……………二二一

大御神の御神德——光明溫暖——天地の變和——五穀豐饒——蒼民の守護——

寶壽、朝廷の加護神憑——夢教——神斷
其の他の神助、靈驗

第七章

天照大御神の祭儀……………二二七

朝廷の御崇祭行事……………二二七

大嘗祭、新嘗祭——賢所祈年祭——月次祭——神今食——内侍所御神樂

齋宮奉仕——姫御子奉齋の由縁——齋王の卜定——その禊祓等

伊勢奉幣——祈年穀奉幣——由奉幣——例幣——式年臨時幣

朝廷の御崇祭神事……………二五二

神宮年中行事——神田下種祭——風日祈祭——神衣祭——月次祭——神嘗祭——

遷宮祭

民間祭事及び宗教的風習……………二六九

地方神明宮の崇齋——御師の祈禱——大麻伊勢曆の配附——神棚の拜祀
参宮参籠——御蔭参り、拔ヶ参り其他——私奉幣——神御田、神戸、神馬等の
進獻

附 録

第一章

天照大御神と高皇産靈神の御名……………二八〇

第二章

造化神としての高皇産靈神……………二八五

第三章

二柱神の神徳靈能……………二九三

第四章

天孫降臨以前の傳説に見はれたる二柱神……………三〇六

第五章

詔勅に見はれたる二柱神……………三二三

第六章

天照大御神の御祖神としての高皇産靈神……………三三八

第七章

天津日嗣の守護神としての高皇産靈神……………三三五

結 論

……………三三七

天照大神の神學的研究

文學博士 補 永茂 助著

論

資料の批評的研究



茲に緒論として此攻究の根本材料を批評せむとするに當り、先づ其材料の種類及び本研究に於て著者の採らむとする材料取捨の標準に就て一言する所あらむ。抑々古代傳説及び信仰を稽へむに就て、吾人の採るべき材料は二種あるべし。一は記録文書の上に載せられ、神典史書として其價値を有するものにして、他は書典に載せられざれども不文の資料として其價値を有するもの是也。假令書典にな

きものと雖も、古儀典例として後世に遺りたる諸々の神事祭式は以て傳説の説明とすべく、其等の神事及び舊儀に伴ふ諸々の信仰風習は又以て其等の傳説歴史に缺けたる事實を考究するを得む。さらば舊例古實の口實に存するもの及び神事慣習の研究が書典の批評研究と相俟つて緊要なることは言ふまでもなからん。

書典の研究上最も嚴密に注意すべきは、本源の資料に就くを以て其先決問題となし。次に典籍本の傳ふる思想を本文の解釋者又は本文集成當時の一般思潮より分離せしむること也。後代に成れる材料は發達したる思想を其中に窺ふを得れども、純粹に本源の眞を傳ふること難く根本資料は、其顯はす思想の性質單純なれども能く本源の眞を知るに適すること論を俟たず。然らば古代思想の研究に於ては先づ以て文獻の源頭に遡りて根本材料に直接し、注釋者の誤りたる豫想及個人的偏見を明にし、若くは其後人によりて附加せられたるものを削除する等を注意し、材料の新古を甄別して其眞價を決定せざるべからず。

假令根本の資料に就くを期すとすも、日本古典の研究に於て尙殊に注意を要することは、太古の初より和銅養老年間（一）之を書典に載せ傳ふる迄の日本古傳は、如何にして保存せられしか、之を書典に載録せんとする時言文固有の性質上より古傳の受くる變化は如何なりしや、固有の地名神名を書寫するに用ひられたる漢字の使用、即ち其字音字訓の適用、音訓關係、殊に日本語の意義と漢字義と照合せざるものに漢字音を如何用ひたるべきか、又は漢字と和語の適はざるより如何なる舛雜の起りたるかの消息を思料する必要あり、されば一方に於ては和養年間に至るまで太古傳説の保存せられたる委細の様子、之が書典に載録せられたる時代及び其書典撰修者の境遇、信仰等を辨知すべく他方に於ては又支那紀傳の體風、史筆と共に又上代支那文字の使用法を注意し、日本古傳は漢字によりて之を典籍に書載するとき如何に変更せられたるかの事情を究明せざるべからざるなり。

次に必要なるは異本の取扱に關する注意なり。上古口耳相傳へられたる物語は獨り其傳承の間幾多の批謬訛傳を生じ、許多の異傳を混へて史冊に上せられたるのみならず、其原本の書寫、傳寫の際偶然の過失より誤字脱漏し或は筆者の私意によりて揣摩改易し、若くは加筆して舛雜を増されたるも少からざるべし。

異本は多く書寫本にもあれど、版本の出来るに及びては又益々異本の數多し。此等の異本に就ては成るべく其古寫本、古版書類に據るを主とし遍く諸異本を涉獵して其錯誤脱落の跡を辿り、紙質・墨色・字體、書風等に關する古文書學上の詮索考證の助をも借りて諸異本の時代及び其先後關係を明にし、之を審に校合考異するの要あり。此等諸本の異同に關する研究は閑却せられ易き所なれども、神典に忠實ならむを欲する者は、内容の研究と相俟つて書典の外形に關するこの研究をも重んずべきこと論なかるべし。

註釋書類及び關係書類は之を根本資料と混同すべからざれども、本文研究の參

考資料として重んずべきことは固よりなり。殊に其等の書類中には其書類編成時代以前の古意を傳へ、若くは書名のみ傳はりて今亡佚したる舊典の古文を其儘に保存したるも少からず。(2)而して其正しく引用せられたる古文は信賴するに足るべき限り、主要材料として其價値を認むることを得べき也。然れども、其等の書典は一般に云ふときは、其編成者及び其時代の思想によりて着色せられ、又其註釋雜襟の説中には謬戾矛盾を含むことも少からざるべきが故に、之が材料としての取扱は、今日の眼を以て最も公平嚴正に之を批評選擇すべきと共に、其註釋者の立場時代を了會して其境遇及び個人的事情を考察し、當時の眼と當時の尺度とによりて之を考量するの必要あらむ。

最後に一言すべきは偽書に關する取扱なり。材料の時代及び内容に關する研究に於て其書の撰まれたる以來、實質上の變化を受けざるや否やに關する問題に次では材料の信すべきや否やに關する問題あり。書典の年代著者の確實にして由緒

正明なるも其叙述の信憑に値すべからざるものあり、書典の時代と著者の明確ならざるものあり、名を古の著者に假托して其内容の後に成りたるの疑あり、若くは後人の偽作なること疑ふべからざるものあり、然れども假令書典の歴史明ならずして年代的價値を置くこと能はざるものと雖も、其思想信仰は材料として棄て難きもの亦少からず。後世の假托に成ること明なるものも其中に正確なる古文を保存し、若くは他の本文に缺けたる古傳の遺傳せらるゝものは又以て國紀正史の傍證とし、舊例古實の證文とせらるべきものなしとせず。故に又偽書も一概に棄つべからざること明なりと云ふべき也。

以上材料の種類及び本研究に於て著者の採らむとする材料取捨の標準を述べたり。次に進で本論攻究の主要材料に就て批評考究せむ。

註 (一)和銅養老以前に於て大寶二年(一三六二)には大寶令十卷成り、推古天皇二十八年(二八〇)には皇太子及び馬子等に詔して天皇記國記臣連伴造國造百八十部并公民等本紀

を撰ばしめらる、履中天皇四年(一〇六三)には初めて諸國に史官を置き言事を記さしむとあり、諸國猶ほ史を置かれしを思へば夙に朝廷に史を置かれしこと知るべし、されど茲には記紀撰修の時代を云ふ。

(二)例へば『令義解』に令を收め、『台記別記』に天神壽詞を收め、『釋日本紀』中に今亡佚せる古風土記私記、天書其他の古文を引き、『神宮雜例集』『禰家古文書』『皇宇沙汰文』に大日本紀を引き、『新撰龜相記』に古事記表文中に所謂本辭數條を引きたるが如し。

一、一般資料

第一。本研究の根本資料として最も貴重なる寶典は古事記(一三七一)及び日本書紀(一三八〇)なり。古事記は日本上代の神話傳説、言語、風習及び歴史を叙述したるものにして三卷より成る。其公にせられたるは和銅五年にして書紀よりも八年早く其撰修の由來方針亦大に書紀と異れり。本書もと天武天皇(一三三五—一三四六)

が當時漢風盛にして諸家賈す所の帝紀本辭の正實に違ひ舛雜を増すこと多く其旨終に滅びんとするを憂ひ玉ひ舊辭を討ね偽を削りて之を後葉に遺さんとし給へる叡旨に本きて撰修せられたり。されば本書が朝廷の撰録たるに拘らず其主義に於て當時の一般風尚に従へるものにあらざりしは本書の由來を嚴明にしたる其序文(一)に於て窺ふことを得べし。其中に含まれたる神話傳説寓譚の類は神統及半歴史的記事と錯出すれども比較的眞實に古言を傳へ漢辭を以て潤色せらるゝこと割合に少し。是れ此書が貴重資料としてそれ丈多く上代の日本の古意を傳ふる所以なり。然れども記は其材料の上より云ふときは單純にして其記事は幾多の遺漏を含み事傳の詳明を欠き、爲に自ら起る錯誤矛盾を免れざるものなしとせず。此等の欠陥を補はんが爲には書紀其他の古書と之を合考参照するの必要あらむ。

書紀は天武天皇の勅撰に係る所なれども、其目的は記の如く舊辭本辭を傳ふるにあらずして、之を帝紀として、主として天皇の歴史系統を傳ふるに在り、故に

其撰修には記と異なる一定の傾嚮を認むるを得べく、當時の思想知識によりて合理的に案配工夫せられたるもの少からず。此書は大化唐制模倣時代の後を受けて漢學漢風を憬仰欽慕すること甚しかりし時代に成れり。されば本書は凡て漢文を用ひ、漢書の史風に從ひて撰録せられ、言語及び内容に於て支那の影響を受けたること深く古代の思想に知られざる所を當時の風尚に循ひ漢意を以て潤色せられたるもの鮮からざれば、此書は正しき天皇紀として撰ばれたるに拘らず、其記事の却て非日本の觀念によりて影響せられたる箇所も亦多し(二)。然れども博く諸々の材料を蒐め當時代に傳はりし多くの異傳を博採網羅したるの點は其一長所なるべし。是故に本書を用ふるときは、先づ本書撰修上に受けたる支那の影響を去り、次には本書撰録の時代及び由來を究めて其社會的歴史的事情を其趣意方針の所在を辨へて眞價を評定せざるべからず。本書引く所の一書は編者の疑を存して諸々の異傳を并べ載せたるものなれば何れも同様の價值ありとするを得ず。然れ

ども必しも其傳の價値本文に劣れりとせず、本文と雖も其中に幾多の矛盾と欠陥の探るべきありて必しも悉く信を取るべからざるものなれば『一書曰』の諸傳と相俟つて其内容を批評すべきなり。書紀は此等の注意を以て古事記其他の書紀に欠けたる古傳と合考比照すれば吾人の研究上また最も貴重なる材料となるべし。

五國史中續日本紀(一四五七)は日本書紀に次げる本朝の正史にして、第一卷文武天皇元年(一三五七)より第四十卷延暦十年(一四五〇)に至る九十五年間の國家大小の事實を記せり。續日本後紀は續紀の後を繼ぎ淳和天皇天長十年(一四九三)より仁明天皇嘉祥三年(一五〇〇)に亘る十八年間の事を叙べたり。共に其記事は差錯を含み、前後矛盾したる所あり。殊には民間の材料を多く用ひざりし爲に遺漏も少からざる如く、故に史料としては尙ほ研究を要すべきもの多けれども上代のことを考究せんとするに於て猶ほ主要材料の一とするを得べきなり。

新撰姓氏錄(一四七四)は日本上代に於ける神人と人との出自の記録にして記紀二

典の事實を明にせんが爲に合考すべし。記紀二典が天皇の大御系統を明にするに對し臣連八十友緒の諸氏の系統を明にするものは本書也。日本は古より最も姓系を重んじ某の姓氏に關聯して後世に傳へ遺されたる古代の事傳少からざれば本書によりて姓氏以外に關する古實を窺ふべきもの亦多し。一の姓氏を傳ふる古說中には或は遠祖の詳かならざるが爲に己の祖を過て他氏に傳へ或は巧て他氏を入れて己の祖として牽合差錯の後に傳へられたるもあるべければ系圖若くは之に關する古傳を以て獨立せる材料として憑り難きことは固よりならむも本書はもと姓氏の混亂を定めんが爲に撰ばれたるものなれば比較的確實にして祖先を重んじ系統を尊ぶ習俗の研究に最も價値ある材料たるを失はざるなり。

風土記は元明天皇和銅六年(一三三三)以後召によりて諸國の水土風習を記上したるものなれば其中には山川原野の名號、由來、物産の色目等土地の本縁地理の記述を含みたれども、之と共に古老の口耳相傳へたる舊聞異事をも輯録し、種々の

地方的傳説を載せたれば朝廷の記録と參攻すべきもの多し。然れども各國より記上したるものなれば編者も各別にして其様式にも亦多少の異同あり。其等古傳中には夙くより誤り傳へられしものあるべく又其當時勘修者の附加せる謬説の錯へられたるものもあらむ。紀は支那の史風に倣ひて事傳前後鏈環を切斷したるものを巧に潤色したれども、猶ほ其後世に成れる傳説の竄入したると其の先後異傳の矛盾を彌縫したるの痕を留むるものあり。風土記に至りて其の拙劣なる模倣によりて此弊を殊に炳焉たらしめたるを認むるは本書通有の一大欠點と云ふべきが如し(3)。然れども概して云ふときは古風土記は獨り上古の郷土史たるのみならず記紀に洩れたる傳へを存して其闕けたるを補ふべく、又古事を證かすの便となるもの少からず。播磨、常陸、出雲及び肥前豊後の五風土記は今日現存せる風土記中其最も古きものなり。

日本古代の最初の歌集たる萬葉は上、仁徳天皇の朝より下淳仁天皇の朝に至る

まで三百年間に亘れる世態人情及社會の諸々階級に於ける精神生活を忌憚なく發露したるもの也。然れども萬葉が獨り當時代の歌言のみを集めたるにあらざるは内容の批評研究によりて之を容易に知るを得べし。而して其歌詞の中には多くの固有名辭と共に最も善く古言を傳へ其間に善く表現せられたる古代思想を窺ふことを得べし。殊に其詠歌の出自機縁を序せる端文は傳説の説明として注意せらるべきもの少からざる也。

類聚國史(一五五二)は宇多天皇の寛平五年五月十日に菅原道眞等勅を奉じ日本紀より文徳天皇實錄までの御紀の事實を部を分ち類を聚めて叙べたるものにて神祇風俗の類を稽ふるの便益多し。其他に於て尙ほ看過すべからざるものは「舊事記」(4)なり。今日傳はれる舊事記は後世の偽書にして悉く信すべからざるものなれども其修史の材料としては今日傳はらざる古記の採り加へられ上古の正實を傳へたる部分全くなしとすべからず。就中天孫本紀及び國造本紀物部氏尾張氏に關す

る記事は依るべきもの多きが如し(5)。加之歷朝の行事とせらるゝ鎮魂祭の起原は記紀其他の古書に欠けたるを本書により初めて其説明を得るが如きあり。亦棄て難き一材料たるを失はざるべし。

第二。以上例擧する所は獨り歴史的資料とのみ云ふべからざれども就中國紀史典を多しとなす。然れども此等諸々の國紀史典以外の材料として特に最多く宗教的性質を見はすものを擧ぐれば第一に祝詞及び壽詞なり(6)。此等は古代國民の宗教的生活を窺ふに最も價值ある材料にして共によく神道崇拜の動的方面を反映し殊には又上古民族の風俗習慣に關する古實を傳へ其詩的散文より成る語句を重複して眞摯恭嚴なるもの多し。其内容多様にして或は八百萬神界に於ける諸々の出來事を叙べ、或は崇高なる神性を稱美し諸神の威靈神徳を顯揚したり。さらば此等は上古の精神的地盤に成りて歴史的的心理的材料を與ふるのみに止らずして又宗教の内面的性質を傳へ古代民族の信仰及び儀式を其中に窺ふことを得べき也。

宣命は内容に於て祝詞の如き多く上古民族の信仰古儀禮拜の様子を傳ふるものにあらずれども形式上には祝詞と一致す。之れ恰も神に對して祝詞を獻するが如く、天皇の臣下に對して下し玉へる宣旨なり。此中には世々の天皇の國體及び國運に關する信仰の淵源及び神界のものに對する其崇拜を見はすが故に又天皇の天祖に對する崇信の方面を研究するに於て參考するの價值あるべし。

古語拾遺は大同三年(一四六八)齋部廣成召問を蒙りて時の勢に恐るゝことなく、年來の畜憤を攄へ古道の頽廢を救はんが爲に忌部家の古記を奏進したるものにて故實の源に達へる事ども十一條を數へて上聞す。其中には、記紀二典に漏れたる舊事神事をも交へ説きたれば、儀式古實の方面を參攻するに極めて正確なる資料なり。

律令格式に關する古書中又祭儀の古實制度を窺ふべきもの少からず。令は官位、繼嗣、考課、營繕、公式等に關するもの多けれども又神祇喪葬に關するもの

あり。天智天皇の御代始めて成れる近江令を基とし文武天皇の大寶二年（一三六二）に作られたるを元正天皇の養老二年（一三七八）に改修せられたる者なり。此の本文を註釋したるものに令義解あり、左大臣夏野を總裁とし當時の有名なる學者に命じて官撰せられたるものにして淳和天皇の天長中に成る。されば本書は又當時の事情習慣等を稽ふるに於て最要の資料とするを得べし。次に朝廷年中の公事神事の儀禮方式諸地方の定例等を詳に記して檢考に便あるものを延喜式（一五八七）となす。此式は藤原忠平等命を受けて醍醐天皇延長五年奏進する所なれども其載する所は決して延喜時代のものゝみにあらず、其撰修の材料には弘仁貞觀の兩式をも併せて重複を省き、貞觀より延喜までに起れる事、革れる事をも加へて綴り成したり。其神祇式中には支那陰陽道の影響（？）を認め得ざるにあらざれども又之によりて能く日本上代の神事舊式を討ぬることを得べし。醍醐天皇皇子高明公の西宮記を始めとして、一條天皇以後の儀式を記したる北山抄、年中の常例臨時の公

事大小の儀式を詳記したる江家次第、年中禁中公事の根元を説述したる公事根元等は古來最も珍重せらるゝ所なれども舊儀故實の材料としては最終の判斷を與へ難し。然れども其書撰錄當時の儀式行事を釋ぬるに於ては又重要な憑據とすることを得べき也。

註（一）古事記の表文には『五經正義』の表にあて文字と符會する所あり。『五經正義』の上表は同書の奥に永徽二月二十四日太尉揚州都督上柱國趙公臣無忌等上表とありて古事記上奏の和銅四年より僅に六十年前のことにして當時果して此表文の日本に傳來せるや否やも不明なればこれらの一端を擧げて之を以て直に本書の表文が五經正義の表に據りて作偽せられたりと速斷すること能はざるべし。然れども記が古言を傳ふるを旨とし乍ら、華麗なる純漢文を用て其序を飾りたることは注意すべし、其序文中に見えたる日。月。彰。於。洗。目。又。放。牛。息。馬。愷。悌。歸。於。華。夏。等の文字が支那の古文に典據を有するは人の知る所なり。序なれば左に『古事記考』に據りて同書引く所の文と同一文字に圈點を附して其異

同を示すべし。臣無忌等言臣聞混元初闢三極之道分焉。醇德既醇。六籍之文者矣……昔雲官司契之后火紀建極之君。雖步驟不同質文有異莫不開茲膠序。崇以典墳。敦稽古以弘風。闢儒雅以立訓。啓含靈之耳目。贊神化之丹青。姬孔發揮於前。荀孟抑揚於後。馬鄭迭進。成均之望鬱興。蕭載同外。石渠之業愈峻。歷夷險其教不墜。經隆替其道彌尊。斯乃邦家基王化之本者也。伏惟皇帝陛下。得一繼明。通三撫運。乘天地之正。齊日月之暉……御紫宸而訪道。坐玄扈以裁仁。化被丹澤。政治幽陵。三秀六穗之祥。府無虛月。集囿巢閣之瑞。史不絕書。照金鏡而秦階平。運王衡而景宿麗。可謂鴻名軼於軒□一本作靈……故祭酒上護軍曲阜縣開國子臣孔穎達。宏材碩學。名振當時。貞觀年中奉詔修撰。雖加討覈。尙有未明……

(2)例へば神代上紀に「天地未剖陰陽不分」と云ふは「淮南子」倣真訓の天地未剖陰陽未判に本き、同じく上紀に「渾沌如鷄子」「溟滓而含牙」とあるは「三五曆記」に天地渾沌如鷄子盤古生其中とあり「徐整略記」(潛確居類書引)に未有天地之時混沌如鷄子溟滓如芽鴻濛滋萌とあるに本き又「及其清陽者薄靡而爲天重濁者淹滯而爲地精妙之合搏

易重濁之凝竭難。故天先成而地後定」とあるは「淮南子」天文訓の清陽者薄靡而後天重濁者凝滯而爲地精妙之合專易重濁之凝竭難故天先成而地後定とあるに據れること蚤く「書紀字考」「古史徵」(二四七八)等に見えたり。書紀上九此時天地相去未遠の八字はまた天地剖判の説話を受けたる漢籍「三五曆記」などの説にて吾傳説にあることなりと通釋一の一五六にも云へり。

(3)風土記中事物風習の起原を説明せんが爲に一の古傳を物語りたる末に、今の世某の風習又は事物あるは「此其緣也」を套語として用ひたれども、これ必しも神話古傳が某の土俗世説を作りたるにあらざるべし。凡ての土俗が古傳より説明せらるべきにあらざりて古傳が世説より説明せらるべきものは固より多し。されば此種の傳説中には極めて後代に成りたるものも多くあらむ。又その記者が記述をして合理的たらしむが爲にその説明を古傳と混じたるものも蓋し少からざるべし。

(4)先代舊事本紀は推古天皇廿八年聖德太子蘇我馬子等勅を奉じて撰す。本書は蘇我氏滅亡の時燒失して傳はらず、今日傳はれる舊事記の偽撰なることは伊勢貞丈の「舊事本紀糾

偽」多田義俊の「舊事本記偽書明證考」、栗田寛の「國造本紀考」等を見るべし。

(5) 本平二氏を始として諸學者の之を認めたるも亦多し。平田は天孫本紀は物部氏の纂記を採りて載せたるもの、國造本紀は推古天皇紀に聖德太子の蘇我馬子と共に議りて錄されたるとある國造本紀の遺り傳はれるを採りて載せたるものならんと云へり。(古史徵開題記一秋ノ上)

一六ニ
ウ参照

(6) 此點に關してルボン及びアストンの兩氏は全く相反對したる見解を有せりアストンは祝詞を以て式文の如く宣命の如き性質のものとするに對し(神道二六八)、ルボンは大殿祭

「アマツクスシノイハヒゴト」(天津奇護)なる「クスシ」、御門祭「マガゴト」(惡事)

又は「アメノマガツヒノカミ」(天能麻我都比神)なる「マガ」、及び大祓「マジモノセル

ツミ」(蠱物爲罪)なる「マジ」等の古言を擧げて下の如く云へり。日本諸神には魔術神

多くして人に醫方と魔術を教へたる傳へあり。されば魔術は日本祭祀の根柢に在るを知

るべく古代神道は埃及其他の宗教に似たりと(宗教學雜誌第一卷一六九以下参照)

〔按〕大殿祭延喜式八卷祝詞には「アマツクスシノイハヒゴト」(天津奇護言)と見え祝詞考〔地〕

の六には古語云「久須志伊波比許登」とあり此古言の爲にルボン氏が「天津奇護」の四字を當てたるは誤りなるべし、氏と同様の見解は伴信友の「方術原論」に最も詳なり。

(7) 延喜式載する所にも陰陽道の影響として注意すべきものなきにあらず。同式に大祓祝詞の後に於て行はるゝ東西の文忌寸部横刀を献ずるの咒を載せたるが如き、その一例として見るべし其文に云く。

謹請皇天上帝、三極大君、日月星辰、八方諸神、司命司籍、左東王父、右西王母、五方

五帝、四時四氣、捧以銀人、請除禍災、捧以金刀、請延帝祚、咒曰

東至扶桑 西至虞淵

南至炎光 北至弱水

千城百國 精治萬歲

萬歲萬歲(延喜式八ノ卷大祓祝詞國史大系第十三卷の二七〇頁)

二、特別資料

前に擧げたる記紀以下の書典は歴史文學風俗道德等を其中に含み、本研究に關する一般材料たることを得るものなり。此等の材料は朝廷の生活を中心として撰録せられ官廳の中に於て保存せられたるものを多しとす。然れども本題目に關する研究の材料としては其以外に於て特に神宮を中心として神廷内に保存せられたる古書古記録其他神宮に關する古文書類に着目するの必要あらん。神宮文書は實に日本上古の事情及び信仰界を考察するに須要なる材料の一資源にして其中に存する正確なる材料に就て神宮の故事を攻ふるときは之に據りて書紀古語拾遺等に欠けたる諸傳を補ふことを得べし。神宮の材料を以て諸種の材料と精細に比較研究するときは此等正史の傳へをも往々にして否定せざるべからざるものなしとせず。記紀の本文を批評することなく之を以て唯一の典據證文とする時は既に經過

し去りたるべし。記紀を精細に研究し其事實を誤りなく説明せむが爲には記紀に欠けたる古傳事實をも看過すべからざるは固よりならむ。さらば此等の史典以外の資料を搜索し此等の史典に漏れ遺りたる事實若くは紕繆を之によりて補足考訂せざるべからざるなり。神宮の古記録が却て書紀、古語拾遺の文より正確なるものある理由は神宮の古本は上古純神道の傳説を載せて儒佛の影響を受くること割合に少きが故なるべし。然れども神宮に保存せられたる末書の類には後人の私意によりて神宮の爲に捏造したる諸説を含むことも甚多きは注意すべきなり。

皇大神宮儀式帳(二四六四)は延暦二十三年八月二十八日禰宜荒木田公成大神宮司大中臣眞權等連署を以て奏上したる内宮儀式の正確なる注進書なり(1)これ神宮の舊記によりて其祭祀慣例、神事儀式等を記したるものにて、獨り延暦の時代に於ける思想信仰のみならず其以前の古實傳説等を含み神宮に關する典籍中善く古代の眞實を傳へて最も信を取るに足るべきものなり(2)。

大同本紀(二四六六)は既に散佚せしと雖も『釋紀』『神宮雜例集』『壬生家古文書』等に其逸文を散見す(3)。本書は桓武平城二代の御時神宮に勅して其舊記によりて神宮の古實現狀を錄奏せしめられたるものなれば、所傳多くは真正にして藤波家の祖大中臣家の系圖と共に又正確たる典據となるものなり。

倭姬命世記は偽書にして後世の思想も入り佛教の影響著しけれども其中には又上古の古傳古實をも傳へたれば棄つべきにあらず。其中には已に亡佚せる大神宮本紀の本文を保存し日本最舊の古文をも含めり。大神宮本記歸正鈔には之を考評すること最も詳なり。

大神宮諸雜事記(二六五六—二七二九)は垂仁天皇の即位二十五年より延久元年に至る間太神宮に關する雜件を輯録したるものなり。本書は元々集の底本ともせられ神宮の事に關しては新異の材料を含むこと多し。神宮の神封神田并に四至事、心御柱事、天平賀事、年中行事等を集録したる雜例集と參考して資るべきもの亦少

からず。

前に擧げたる倭姬命世記に『寶基本紀』『御鎮座傳記』と『御鎮座次第記』『御鎮座本紀』とを合せて之を五部書と云ふ(4)。其本文中に今日傳はらざる神宮古典の一部分を傳へたることは先覺の夙く論せる所なれども本書は本と後世の偽作なるが故に眞に卓眼嚴正の批評を能くする者にあらざれば信仰の歴史を究明せんが爲に史料として之を用ふること能はざるべし。五部書に『天口事書』『古老口實錄』『御奉仕記』『御鎮座本紀』『機殿規式帳』『心御柱記』及び『神鳳鈔』の七部を加へて神道十二部書と稱す。古來之を尊重すること深く禁河の書として宮河の外に出すことを許されざりしもの是なり。内大神宮御料及び諸國の神戸、御厨、御齒、神田等のことを記せる神鳳鈔を除く外は虚構附會の説多く到底之を以て本據とすること能はざれども『天口事書』『古老口實錄』に就ては神宮學者中比較的多く其價值を認めたるものもあり、猶ほ精細に攷ふべし。此等神典は其偽書なることの

看破せらるゝ以前已に此等の書に據りて儀式典例の定められたるも多ければ又神宮の歴史と切斷すべからざる關係あるを知らざるべからず。皇太神宮年中行事(一八五二)は建久年中行事とも云ふ。建久三年六月三日荒木田忠伸の記する所なり。其中には神宮古來の舊事行事を傳へたるのみならず、又延喜以後天照大神に捧ぐる諸々の祝詞を收めたり。神宮明治祭式(五)載する所の歳旦大御饌御卜、風日祈祭等の祝詞は實に本書に據りたるもの多し。

此等の書典以外に於て神宮に關する奏狀、官符、沙汰文引付、解狀、勘文の如き古文書類は又國史神典に載せられざる事實を窺ふべき貴重資料とするを得ん。太神宮に關する官符、奏狀、謝狀、教書の類を收めたる『神宮奏狀』諸々の古證を集めたる『皇字沙汰文』『内宮引付』『太神宮例文』等其主要なるものなり。殊に長寛勘文(一八二三)(六)は伊勢太神宮と熊野權現とが同體なりや否やに關する勘文の集録なれども能く神宮に關する古代信仰を其中に於て窺ふを得べし。

其他に在りては此等表面に見はれたる朝儀制度に關するもの以外に於て尙ほ其裏面の材料として看過すべからざるものあり。神宮禰宜宮司又は内人等の世々の日記、神事口傳の私記、隨筆等の中には祠官の間に昔より傳へられたる歴史的信仰又は其等人心の内奥に在りて動く實際の信仰を書附たるものあり、延平日記氏經引付の如きものは是なり。さらば又此等は表面に見はれたる國史官牒以外に於て朝廷の書典古文書の欠を補ふべき特殊の材料たるを得べきなり。

(1)本帳奏上の年紀は延曆二十三年とあれども古くより内宮に於て仕へ奉り來れる舊式を其儘に錄せる帳なること披き見て知るべし、本書の古くより重んぜられたることは延長五年左大臣忠平等勅を奉はりて延喜格式を奏上したる時、大凡此儀式帳と止由氣儀式帳とを以て其太神宮式の本據となしたるを見てその一斑は知らるべし。

(2)延曆奏上の儀式帳中

神宮御鎮坐前後の古傳を叙して、佛稱_ニ中子_一經稱_ニ染紙_一塔稱_ニ阿良々岐_一寺稱_ニ瓦葺_一僧

稱ニ髮長ニ尼稱ニ女髮長ニ齋稱ニ片膳以上内又死稱ニ奈保留ニ病稱ニ夜須美ニ哭稱ニ鹽垂ニ血稱ニ阿世ニ打稱レ撫・穴稱レ菌・墓稱レ壤以上外なる内外七言を傳へたる條は後代思想の其中に攙入せるものなれば注意すべし。

(3) 本書は神宮雜例集一の供奉始事の條及び皇字沙汰文には大同二年(一四六七)奏上とあれども釋日本紀逸文釋紀七ノ十一には大同元年(一四六六)奏上とあり、今之に従ふ。

(4) 五部の書は後鳥羽院文治以後伏見院永仁以前の間度會氏の家にて作文すとの説あり『五十鈴川記』五部書説並(二三九六)『神道五部書抄』参照。

(5) 本書は明治十年十二月十一日祭主二品朝彦親王神宮大宮司田中頼庸等勅命によりて上進したる所に係る。神典を稽へ朝儀に據り古傳を按じ遺文を搜りて其中より精粹を抜き眞偽を審に取捨したるもの、祭式と稱すれども朝廷神宮の典故に因り舊章に率由して上古の古式を其まゝに傳へんの目的を以て擇まれたり。故に本書は神宮に古來傳はりたる諸々の祭祀舊儀より祭庭の位置祭器の形狀等に至る細大の節目を載せたり。勅命によりて神宮祭典の齋頓せられたるもの古來三あり、一を延曆儀式帳、二を延喜神宮式となし而

して三を明治神宮祭式となす。神宮研究者の本書を最も重要視するは實に此點に在り、但し是を以て古實考證の典據となし難きことは固よりなり。

(6) 同じく長寛勘文と稱すれども、此勘文は長寛年間熊野社司より藤原忠重等の罪狀を官へ訴へし時の勘文を收めたるものと全く別なり。

本論

第一章

研究の問題

日本水土の内より生せる民族本源の思想信仰を考ふるに就て、先づ注意すべきものは其神話及び傳説ならむ。總べて上古の歴史は神話的端緒を有し、其神話には純然たる歴史的解釋を以て押し進むべからざる意味及び問題あり。日本神話は首尾一貫せる美しき物語にして善く國民の理想を映發し、其中には能く日本民族を靈動せしむるに足る力を含蓄す。其神話は世界學者の往々にして誤信するが如きミトスならずしてミトロギーなり。されば國民神話としてその品位價值を十分

に認めざるべからず(1)。又神代の事實、觀念、言語風習を説明する傳説の中には神話と同じく非歴史的性質を含有すること論なけれども、其歴史的價值の乏しきが爲に其傳説の價值を没却すること能はざるべし。固より人文の開發するに従ひ古傳及び其證典の中に疑ひの容るべきものを發見すること少からざるべしと雖も、日本建國の由來皇統の起原は其等傳説中に在りて説明せられたり。誠に神代より出で、系統を有する國民傳説の内面には、之が根底となれる精神觀念ありて連続せり。この精神觀念の研究は史實を唯一の材料とし、事實以外の附着物を悉く振ひ落さんとする方法に對して重要な研究の一方法たるを失はざるべし。果して然らば古傳説を以て古代の眞を傳ふるに足らざるものと速斷し、其性質を審にせずして之を侮蔑するは人文史上殊に重要な要素を閑却するものならむ。假令神代遼遠にして知悉し難しと雖ども、孰れか神代事實を許さざるものあらんや。神代のことは錯雜にして漸く其時代を隔つるに従ひ、多くの異傳を生じたれども神

代より傳はりし眞の事實は一なりしなるべく、又其神代事實を外にしては日本民族の固有思想、其の國民的信仰の淵源は之を討索するに由なき也。是故に神代の眞相を明らかにせんが爲には先づ以て、當時に於ける人文現象の總括としての神話傳説を考究するの必要あらむ。神代は日本民族太古の故郷なるが故に其研究は日本民心に最高の感動を喚び起し、其祖先の精神によりて清新せらるゝの感あるべし。是故に苟も日本文明の眞粹及び國民的信仰の強みを研究せんと欲する者は、必ずや先づ國史の源頭に遡り神代の始原より其研究を起さざるべからず。神代は日本に於ては現代と甚親密にして相密着せるが如き觀あり(2)。故に神代研究の要は現代の智識を以て古代の智識を以て古書を讀み、古への眼を以て古代に何が眞實と信せられ若しくは道德とせられたるかを觀て之を現代の智識に連結せしむるに在る也。然らば日本文明の史的發達の基礎をなす神代を十分に研究して國民神話及び傳説の價値を發揮することは、眞率に日本文明を研究せんとする者の決して閑

却すべからざる一課題といふとも不可なかるべし。

從來の神代解釋には二種の代表的見解あり神學的解釋と歴史的解釋と是なり(3)。一は神話傳説を神の靈異なる事蹟として其まゝに之を信奉せんとし、一は精神の奇異なる行蹟は悉く皆人爲に出でたるものに過ぎざれば歴史的事傳の如く種々の事實に考證して討究を施し得べきものとなす。前者は神代門扉の容易に開くべからざるを信じ漫りに神意を詮索するは神を瀆す所以と心得、其神蹟には人智の到底理解すべからざる幾多の神秘靈異を許さんとす(4)。從來の神道家及國學者の所説には此類の解釋を見ること多し。後者は神代の物語は凡てある史的事實の上に基くものとし、神話傳説の本義を諸神の眞に人間たりし事實に據りて釋かんとす(5)。從來の史學者考證學者中には此種の見解を抱くもの少からず。然れども、敬虔の念に篤き者は之が爲に却て自由討究の精神を逸し易く、古傳を凡て事實として一様の解釋を附せんとする者は「神典は只猥褻なる小説厭ふべし」と考

ふるか、若くは神話を誤解して歴史を構造し歴史的説明を以て獨斷に馳せ易く遂に事實として考ふるにあらざれば神代を論せざるに至るもの多し。

從來の研究方法のみを以てしては最早今日を満足せしむる事難く、神代に於ける重要な研究事項は未決の問題として残されたるもの少からざる也。

輓近に至りて外邦諸學者の企てたる神代研究(6)は科學的自由討究の精神を以て諸方面より容赦なく神代を開拓探究せんとするものにして其努力は亦能く從來の研究を裨補啓發するに足るもの少からず、故に今後の研究の實質を重んずると共に其見落としと不十分の點とを辨へて古書に載せて傳ふる所は悉く信じ古書に載せられざる事實を直に否定することなく、又一方にはその攷察の部面範圍を擴大して近世の諸科學と相俟ち、此等外人の研究をも參酌して神代を見直ほさざるべからざるべし。

以上述ぶるが如くして日本神代を考察せんとする者の殊に注意すべきは其民族



思想の系統的發表なり(7)。その詩的想像によりて物語られたる神話傳説は終始一貫したる國民の理想によりて織り出され(8)、而して其歴史時代に入りたり。然れども此の如く透徹したる傳説史が若し偶然日本上古に織り出されたるものならずとせば、日本民族が其生活の初めに於て此の如く自らその精神的經路を開きたる所以のものは、即ち民族祖先の心に溢れたる精神觀念にして其民族の性格心理其本來の思想信仰の映發せられたるものならざるべからず。日本建國の神話傳説には經營的統一的精神ありて系統に關する思想著しく發はれたり。此事實の説明は即ち是れ上古の最上神格を中心とせる信仰系統に關する問題と關聯する所也。天照大御神は一神教の神格としてあらはれたる神にあらず、されど高天原御主宰以後の大御神は諸神の中其最上の神位を占め給ひ(9)之を中心神格とする思想信仰は早くより發達して(10)最顯著なる所なり。此大御神に關する神話傳説の最初の形態は如何なりしか宗教的寫象としての最上神格は如何に發生し、其御神格は何

故に能く諸神の中心神格となる事を得たりしか、又高天原日の神に對する信仰は如何して葦原中つ國の大御神信仰となり、皇室大御祖としての信仰が何故なれば能く民族一般の地方的信仰となる事を得たりしか其大御神信仰の系統如何、其信仰の發達は國民の道德歴史の上に如何に關係し、其信仰傳説は民族生活國民意識の上に如何なる結果を齎らせしか、かく考へ來れば神代史上神道史上最も著しき一神格を中心としたる思想信仰の研究が獨り神代神道の研究に大なる光を與ふる丈に止らずして歴史、社會、民族心理學上の重要問題に關聯する所少からざる所以を知るべし。

大御神に關する古代信仰の要素として殊に注意すべきものは天然崇拜と祖先崇拜なるべし。大御神は初め神話傳説上に日神即ち自然神、大御祖神即ち人神として見られたれども其信仰の發達に於て兩者は超自然的實在神としての神觀に到達して相融合せり(11)。然れども自然に於ける神としてよりは歴史に於ける神として

特に重要な問題あるが如し。歴史上の御神格に關する信仰は大御神を以て單なる神話上の神とせず、其御苗裔の今日に傳はれる事實上の神とするが故に其信仰は又國民の理想、國民道德上の問題に關繫する所也。此間の考察は日本上代には道德的熱性欠如せりと云ひ(12)、又は日本祖先崇拜は支那觀念の影響によりて起りたりと云ふ外國諸學者の説(13)に對して、儒教の傳來以前より存する日本祖先崇拜の證跡と其性質とを明にするを得む。自然神としては其豐富複雑なる趣味構想を民族本有の資質思想信仰の表現として見るべく超自然的實在神としての理想化の中には又其信仰の一時代一民族に限られざる永遠の意味根柢を討ぬるを得べき也。

大御神は諸神中最も顯著なる神にして其信仰は國運と最も親密なる關係を有し儒佛の入りたる後に於ても其神格は神道の神を代表して必ず常に其重要問題と觸接し其信仰の國史に絶えず閃きあらはるゝを以て見るも日本民族心理に其深き根

帝を下ろしたることを知るべし(14)。神宮は日本國民の一般に崇拜する所なれども其祭神の國民によりて景仰せらるゝこと甚深なる所以の研究に至りては古來比較的閑却せられたれば、神宮の景仰せらるゝは單に古代崇拜の習慣的に傳へられたるものに過ぎざるが如き觀あり。是れ後世神宮の祭神を神代卷古傳の中の大神と連結し、殊に古代民族の宗教意識中に在りて傳へられたる御神格の考察を最も注意して神宮の崇拜せらるゝ所以の根據を究め其信仰の起源を明にするの必要ある所以也。

此研究に於ては天照大御神に關する内面的信仰及び外形的儀式を考究して其宗教的發表を大御神に對する歷朝の御崇敬と其民族一般の信仰とに就て公私の二面より觀察したり。是れ朝廷生活の内には大御神に對する古代崇敬の能く忠實に保存せられたることを見、亦其神格に關する民族的信仰は神代以來能く滾々として盡きざる國民精神の源泉となることを得たれば也。然れども大御神を中心神格と

して動く公私の活潑なる信仰は其根本に於て相融合一致し之によりて能く君民上下の鞏固なる有機的團結を作り、又其歴史的統一を得たり。是れ天皇の世々精神的に崇拜せらるゝ理由及び之に關聯したる諸問題を考察せむと欲すれば先づ其の根本の研究として大御神に關する朝廷及び國民信仰の起原性質其歴史的信仰の事實を討尋せざるべからざる所以なり。

註(1) *mythologie* 日本神話が未だ十分世界學者の認むる所とならざることは事實なり。例へば *Noel: mythologie universal* には希臘、羅馬、埃及、波斯、セルト人種シリア、スカンディナヴィア、亞弗利加、亞米利加、印度、支那等世界諸民族の神話を網羅するといふに拘らず、日本神話を擧げず。 *Konrad Schenck, Mythologie* には希臘、羅馬、埃及、ム民族、波斯、獨逸其他諸民族の神話を擧げ日本民族の神話を載せず。某氏の著には埃及、セム民族、印度、波斯、希臘等の神話を叙べ、又一書には希臘、羅馬以外諸外國の神話を多く叙べたれど共に日本神話を缺き、又某書には善く北歐若くは東洋諸民族の神話

を集めたれども、日本神話については大御神の御名をすら載せざる類を以て之を知るべし。

(2) ハーン氏(Hearn) 亦其著「日本」に於て日本を神國として世界に紹介し神道の復興を論じ、現代の日本が猶古代神道の精神によりて支配せらるゝことを述べて左の如く云へり。

一千八百七十一年に行はれたる維新の事業は單なる政治上の革新とのみ云べからず、これ實に神道の大復興なり。三十年の詔勅は神道の勝利の宣告たると共に又其永久の勝利の宣告たるなり。

(3) 従來の神代解釋が此二種に限られたりと云ふにあらず、此外にも言語學的なるもの、稍々哲學的なるもあり、最近に至りては又神話學的に之が解釋を試みたるもの等あり。

(4) 『記傳』に神世と人代とを峻別し上代の人を以て凡て神とし、天地初發の時は神の狀も甚しく人の世と異れりといひ、又『史傳』に諸神の居る處を以て高天原即ち北極星とし北極の上空紫微垣中に造化三神坐しますと説くが如きは其の一例なり。

(5) 神話學上有名なるオイエメロス主義(Euhemerism)と云ふもの是なり。新井白石が記に多陀用弊流之國とあるを國土の分争未だ一に歸せざるの義とし、國土生成の傳を土地開拓とし、天浮橋を海に連る軍艦と釋くが如きは其一例なり(古史通 正一)。宣長が「古記の事蹟は悉く地上の歴史にあらずしてこれ甫めて高天原と稱する一大書典に錄せられたる想像の歴史」と云へるに比考すべし。

(6) ケムヘル(Kaempfer)の日本歴史(1777—1779)一たび出で、後歴史、文學、宗教、言語、風俗、美術等に關して續出したる外人の著書は頗る多し。就中従來の古代研究を補はむが爲めに其考古學的人種學的研究の如き殊に參考するの必要あらむ。此方面に於ても夙にモールス(Morse) ジーボルト(Siebold) ヘルツ(Hertz) 等諸氏の論著ありて參考すべきもの亦少からず。

(7) 祖先系統を重んじ傳へたることは神代記に何神は何神の祖(上四五ウ)とし何氏は何神の裔(上二二ウ等)とする二種の註解の屢々繰返されたるにても其一斑は知らるべし。祖先に關する系傳には後代の附會捏造に係るもの少からず、又舊記に載する所果して神代の

傳へなりや一概に言ふべからざることは固よりなれども、日本上古に氏族の觀念強く祖先を尊ぶ念厚きが爲に家々の系傳を重んじ系統に關する思想の顯著なりしは上古の姓職習慣等によりて知るを得べし。尙此點に就きては續紀天平寶字八年(一四二四)の詔勅及び新撰姓氏錄(一四七五)序文を見るべし。

(8) 神代の古傳は決して單調劃一ならず諸々の挿話(episode)多くして複雑錯綜したる物語なれど全體として見れば建國神話として組織せられたるを認むべし。神代古傳の斷續常なく、又その所傳に矛盾あること夙くチャムバーレン氏(T. A. S. J. Vol. X. Supplement)の注意したるが如くなれども、之は古傳性質として何れの民族の傳説に於てもこれあり。日本古傳は之の間に於てよく一貫したる國民の理想を現はせり。

(9) アストン氏云大御神は日本皇帝の祖神なれども其力は海又は夜見の國に及ばず、天の主宰者となりても絶對の支配者とならず、是に由りて考ふれば大御神は諸神中最上神と云ふべからずと(The way of the Gods. p. 123)。

(10) 然れども大御神が大御祖神として諸神中最も重んぜられたることは後文其天ツ神國ツ神

との關係を述ぶる條を見て知るべし。「古語拾遺」(一四六八)には天照大神者惟祖宗尊無二。因自余諸神者乃子乃臣孰能敢抗といひ長寬勘文(一八二三)にも亦天照大神者惟祖惟宗尊無二云々と見えたり。

(11) 下二五七頁、二六三頁参照。

(12) カーペンター教授は日本上代の道德を論じて道德的熱情の缺乏せることを云へり、必しも然らざるが如し。日本古代に於ては之の文化の程度に應じ何れの民族にも共通するが如き道德上の缺陷はあれど又一方には早くより最も高潔嚴肅にして純樸眞摯なる風儀道德の行はれたること明かなり。そは大國主神國讓の誓詞(紀下ノ一六同上ノ四同上)及び瓊々杵尊に對する諸神の誠款を傳ふる條(紀上五九)を抜き見て知るべし。

(13) フローレンツ教授等は日本祖先崇拜は支那觀念の影響によりて起りたるものにして、古代神道に祖先崇拜の祭祀なしと云へり。(Nihongi. S. 253; W. G. Aston. Man. No 23. Cf. Shinto, P. 44)。
日本祖先崇拜が支那觀念の影響を受けて發達したることは事實なれども、此事實を以て直に神代に此風習の存せざるを示す證とはなし難かるべし。上代早く

より祖先の神魂を祭る例は神代紀一書見林本上の一一及び記、古訓本中の二等に見ゆ。
 (14)大御神のことに關しては是迄『伊勢二宮割竹の辨』五十鈴の川波『伊勢二宮徴』(二五二
 六)、『伊勢神宮』(二五六八)、『神宮提要』(二五六九)等の著ありて此問題が古くより諸學者
 によりて着目考察せられたるを見ても神宮が國民意識の中に絶えず深く其勢力を有する
 消息の一斑は知り得べし。

第二章

天照大御神の神話及び傳説

天照大御神に關する神話は、日本建國の神話中最重要なる部分をなし、日本神話の價值及び品位は、實に此神話によりて高めらるゝ所多し。先づ大御神の御生坐より述べて日の神神話の起源及び性質を明にせむ。

一、大御神の御生坐

神代に於ける天地初發の状態、天地間に成り坐せる諸神の御名、其諸神の成り坐せる順序世代及び狀況等神代古傳の最初の部分は諸傳の異同殊に複雑にして傳ふる所邈漠として知測し難きもの多し。然れども大御神神話の起源を説明せんが

爲には大御神御生坐以前の葦原中つ國を知るを要す。故に先づ大御神の御生坐以前に於ける天地の關係及び諸神の發生神統を内容としたる神話に就て一言せむに、日本最古の書典に存する其天地開闢の状態を説ける章句を擧ぐれば次の如し。

(一)天地初發のとき高天原に成り坐 高天原に生れます神の御名天御中主
せる神の御名は天御中主神次に高御 尊と申す。次に高皇產靈尊、次に神
產巢日神、次に神御產巢日神(一)、次 皇產靈尊。(紀一書第四)

に國稚く浮脂の如くして久羅下なす
たゞよへるとき、葦芽のごと萌え騰
れる物によりて成りませる神の御名
は、宇麻志阿斯訶備比古遲神次に天
常立神(記)

天地割れ判くるの初天中に生れませ

る神の御名を天御中主神と申す(古語
拾遺)。

(二)開闢の初、洲壤浮かれ漂へるこ
と譬へば猶ほ游魚の水上に浮べる如
し。時に天地の中一物を生ず。狀葦
牙の如し。便ち化して神となる國常
立神と號す(紀)

天地初判の時、一の物虚中に在り。

狀貌言ひ難し。其中自ら化生の神坐
す。國常立尊と號す。亦曰國常立
尊。(紀一書第一)

(三)古へに國稚地稚の時に譬へば、

天地未だ生らざるの時譬へば猶ほ海
の上に浮きたる雲の根係る所無きが
如し其中に一物生れり。葦牙の初て
溼の中に生ひいでたるが如し。便ち
化して人となる國常立尊と號す。
(紀一書第五)

物有り浮膏の若くにして空の中に生
れり。此に因りて化る神を國常立尊
と號す。(紀一書第六圖)

天地混かれ成るの時始めて神人ま
す。可美葦牙彥舅尊と號す。
(紀一書第三)

天地混かれ成るの時始めて神人ま
す。可美葦牙彥舅尊と號す。
(紀一書第三)

天地混かれ成るの時始めて神人ま
す。可美葦牙彥舅尊と號す。
(紀一書第三)

天地混かれ成るの時始めて神人ま
す。可美葦牙彥舅尊と號す。
(紀一書第三)

天地混かれ成るの時始めて神人ま
す。可美葦牙彥舅尊と號す。
(紀一書第三)

猶ほ浮める膏の如くにして漂蕩へり。時に國の中に物生れり。狀葦牙の抽け出でたるが如し。此に因りて化り生づる神を可美葦牙彦舅尊と號す。(紀一書第二)

(四)天地初判ときに物有り。葦牙の若くにして空の中に生れり。此に因りて化る神を天常立尊と號す。次に可美葦牙彦舅尊。(紀一書第六)

(五)(2)古者之氣渾沌天地未割猶鷄卵子溟滓舍_レ牙、其後清氣漸登薄靡爲_レ天、浮濁重沈淹滯爲_レ地、所謂洲壤浮漂開闢別割是也、譬猶_ニ游魚之浮_ニ水上_一于_レ時天先成而地後定、然後於_ニ高天原_一化生一神號曰天讓日天狹霧國禪月國狹霧尊(繼頭舊事記)

(1)此三神は太安萬侶古事記序文に造化の參神とせらる。紀には神世七代の中に説かれたれども紀には別天神として神世七代の前におかる、記は別天神の成坐を以て始り、神世七代に及ぶ。然るに紀は神世七代の事を以て始まり別天神の神代を傳へず。

(2)舊事記の此文を以て書紀の初文に比照するに天地の成生關係の説明全く相吻合す。然るに書紀の文字は上に述べし如く三五曆記淮南子等の初文其儘なれば従ふべからざるは固よりなり。されど舊事記が他の本文と特に異なるは天讓日天狹霧國禪月國狹霧尊を以て其の初發の第一神としたる點に在り。但し古事記の傳ふる狹霧神が先代舊事本紀厩戸皇子等の撰めるの古傳に據る所なしとせば、既に先覺者説く如く此尊は古事記に伊邪那岐伊邪那美二柱神の生み給へる天之狹霧神國之狹霧神を合して一となし、之に日月を配合して一神格を後人の作爲したるかとも疑はるべし。

天地初發の最古神(1)に關する異傳、此の如く多しと雖ども、此等の諸神と別天神代、若くは神世七代に成り坐せる諸神との關係系統は明ならず(2)。

諸神の關係及び神統を記して古傳に稍々其先後の關係組織を明にするものは、諸典の傳ふる所孰れも伊弉諾尊、伊弉冉尊以後に於てあらはる。故に大御神御生坐以前の神話は諾冉二尊の神代に至りて、其顯要なる一段落をなす。

記紀神代卷の中にあらはれたる、神話的宇宙觀(3)としては(一)高天原(二)葦原中つ國及び(三)黄泉國あり。此等以外に於て、別天地の觀念を以て物語らる、世界の名にはまた(イ)常世郷あり(ロ)綿津見國あり。就中高天原は最も蚤くより見はれ、天地開闢説に在りて最も重要な部分を占めしのみならず、大御神傳説の起原に於て、日の神と殊に其縁深し。高天原は諸典中最古神の成り坐しを説ける神話に在りてあらはれ(4)、黄泉國は記及紀一書に於ては始めて、伊邪那美命の神避りましたる傳説に於て見はる(5)。一は日本神話に神聖を與へ其品位を高からしめ、一は古傳に詩的、宗教的、着色を深からしめ、日本神話の構想趣味は、是等によりて更に戲曲的複雑のものとなせられたり。古傳に於て、光暗の關係(6)を

徴すべき章句は日神御出生の以前にあれども、其關係の眞に明にせられたるは日神御出生の以後に在り。此高天原及黄泉國は、日神御出生以後の傳説に至りて明に一は光明と結び、他は暗黒と結びて光暗の兩界を代表し、又一は天地の關係により他は顯幽の關係によりて共に葦原中つ國と親密に關聯す。大御神は此等の世界中高天原の次には又葦原中つ國と其縁最も深しとす。左に大八洲起原に就て少しく之を述べん。

(1)書紀一書第一に天地初判の時自ら化り生づる神をます。國常立尊と號す。次に國狹槌尊次に豐國主尊云々(上紀二ノオ)とある。この「次」と云へるは時間上の續にあらずして空間上に列次せる意と解せられざるにあらず(古事記傳三ノ一参照)。果して然らば此傳は獨り國常立尊を以て最古第一神とすべからざるが如し。上に尊を引きて最古神とするは姑く尊を以て自餘の諸神を代表せしめたるに過ぎず、天御中主神に就ても同じ。記は天御中主神を以て五柱別天神の第一神とし、天常立神を以て第五神とし、國常立神を以て最初の神

とせず、然るに書紀本文及同書一書は一書第四(紀上二ウ)を除くの外は天御中主神の事を擧げず、而して神世七代の最初の神を或は天常立尊(同一書第六二ウ)或は國常立尊とせり(本文一ウ一書第一二一ウ一書第四二ウ一書第五二ウ)。これにより古來天地初發の最古神を以て天御中主神とする系統と國常立神とする系統と二あれども本平二氏は共に國之常立神を以て最第一神とするは非なることを云へり(古史傳一ノ十五オ参照)。(2)記に於ては國之常立神以下伊邪那美神までを併せて神世七代とし、獨神各一代と申す、耦生諸神は各二神を合せて一代と申すことは知られたれど、其間の系統關係は明ならず、書紀に諾冉二尊以前に成り坐せる獨化氣化の諸神を列ふるに「次に何神を生む」とせずして單に「次に何神有す」と記したるも注意すべし。

(3)これまで一部の學者の信じたる如く高天原にして若し國內にあるものとすれば、高天原は葦原中つ國以外に存する世界にあらず。然れども古事記には大御神天岩屋にさしこもり坐しますによりて、高天原皆暗く葦原中つ國悉く闇し(紀上ノ二四オ)とあるは高天原は葦原中つ國の中に在らざるを傳へたるもの、如し。又一部の學者の信ずる如く黄泉國

は根の堅洲國即ち根國にして素盞鳴男尊は神夜良比に逐はれて根の國即ち出雲に下り給ひしとすれば根の堅洲國は葦原中つ國以外に存する世界にあらず。然れども素盞鳴男尊は妣の國として根の堅洲國を慕ひ給ひ(紀上十)・妣ノ國は夜見の國即ち黄泉國にして御母伊邪那美神の身避かりまして後に下り給へる處なり(上紀十三オ第六一)・此と同様なる平行は古傳の上にては又常世郷と綿津見國との關係に見るを得べけれども今此處には歴史的解釋を云はず、唯其神話的に見はれたる宇宙觀を云ふのみ。

(4)紀上ノ一オ

紀一書(上紀二ウ第四一書)

(5)記一書(上紀十三オ第六一書)

紀上ノ十一オ

(6)記及び紀一書に依れば火神の生るゝことは日神よりも早く、伊邪那岐神暗黒なる黄泉國に下り一火を燭し給ひたる傳へは日神の御生坐以前に在り(記上十一ウ)・以て日神御出生以前に於ける光暗の關係を想像すべし。又日神の御生坐以前に於て既に山川草木のこ

とあれば、古傳を合理的に解釋せんと欲する者は之を以て日神御生坐以前に於て既に太陽存し太陽に關する神話想像が後に至りて大御神御事傳に結び付けられたることの一證とするを得む。日神より早く高御産巢日神、神産巢日神等に因める神名あるも亦注意すべし。

大八洲の起原に關する傳説が自凝島成生の傳説を繼紹するは諸傳の一致する所なれども、大八洲の名稱及び其成生の情狀順序等に關する異傳を比較對照すれば次の如し。

こゝに伊邪那岐命先づ「阿那邇夜志愛袁登賣袁」と言ひ、後妹伊邪那美命「阿那邇夜志愛袁登古袁」と言ひ、かく言竟て御合まして。

(一) 淡路之穗之狹別島

大日本豊秋津洲(一書第七淡路洲)

を生み給ふ、次に

(二) 伊豫二名島

伊豫二名洲(一書第九淡路洲一書第七大日本豊秋津洲)

此島は身一にして面四あり面毎に名あり。故れ伊豫國を愛比賣と謂ひ、讚岐國を飯依比古と謂ひ、粟國を大宜都比賣と謂ひ、土佐國を建依別と謂ふ。

を生み給ふ、次に

(三) 隱岐の三子島

隱岐洲佐度洲(一書第九隱岐三子洲)

(亦名天之忍許呂別)

を生み給ふ、次に

(四) 筑紫島

筑紫洲(一書第七第八第九伊豫二名洲)

此島も亦身一にして面四つあり。面毎に名あり。故れ筑紫國を白日別と謂ひ、豊國を豊日別と謂ひ、肥國を建日向日豊久士比泥別と謂ひ、熊會國を建日別と謂ふ。

を生み給ふ、次に

(五) 伊伎島

(一書第一隱岐三子洲同第七佐度洲同第八吉備子洲)

(亦名天比登都柱)

を生み給ふ、次に

(六) 津島

(亦名天之狹手依比賣)

越洲(第二書佐度洲)同第七筑紫洲

を生み給ふ、次に

(七) 佐渡島

大

洲(一書第七壹岐洲同第一越洲)同第九吉備子洲

を生み給ふ、次に

(八) 大倭豊秋津島

吉備子

洲(第八一書越洲第九一書大洲)第六一書子洲第七一書對馬洲

(亦名天御虛空豊秋津根別)

を生み給ふ。

此國生傳説に、伊豫二名島、筑紫島を記して身一にして面四、又は飯依比古、大宜都比賣と云へる類は譬喩的叙述を以て島嶼を擬人したるものにして詩と傳説

の一致したるを見るべし。而して其擬人に伴ふ島嶼の傳説的關係は個々獨立したる群島を連結し相團結したる一連の島嶼に附着したる國境の信仰を醗酵するに力ありしならむ。此の諾冉二尊の大八洲國生み經營は本と高天原なる天神の誥命(一)に本づけるものにして二尊の大八洲修理固成の傳説は後段に至りて、天照大御神豊葦原御經綸の傳説となれり。而して此大八洲に附着したる日本國土の觀念が亦後に至りて高天原と相對峙したる豊葦原神話中にあはるゝ事は天照大御神御生坐の傳説を述ぶるの後に明とならむ。

大御神の御生坐は、神代古傳に活氣を添へ光明を與ふるものなるが故に其御生坐の事は、古代甚深の趣味を以て傳説せられたる所なり(二)されど之には諸種の異傳ありて其傳説の紛争は獨り大御神御生坐の景況を叙ぶるに存するのみならず又大御神の成り坐せる機縁及び大御神御神格の根本信仰と關聯せり。姑く日神御出生以前に見はれたる、諸神成り坐しの様(三)を考ふるに伊弉諾、伊弉冉二尊よ

り生れ給へる諸神中、祖神として其祖孫の血縁神系の傳説せられたるもの(4)少からざれども、又自然神として、其自然の物象及び變化に對する關係の傳説せられたるもの多し。自然の物象及び變化を其成り坐しの所縁とする神とは、伊邪那岐神の御刀ミカシに因りて成り坐せる神、御身に著ける物を脱ぎ給ひしに因りて成り坐せる神、御身を滌ぎ給ふに因りて成り出で坐したる神等(5)是なり。其他大八洲國及び山川草木は何れも日神御出生の以前に在りて又此等自然に關する諸神(6)の傳へあり。

此の如く、山川草木等に關する諸神の事は蚤くより見えられたれど未だ自然界中最も顯著なる、日月神の事を載せず、是に於てか大御神の御出現あり。

(1)紀上六オ第一、一書、記上二ウ。

(2)大御神の尊貴を示す最初の叙述は記(古訓本上)には御父伊邪那岐神之を「ウヅノミコ」(貴子)として甚く歡喜し給ひし由を傳へたれども紀(見林本)には光華明彩六合の内に照

り徹る靈異の御子とせり。

(3)紀には日神御出生以前に見はれたる諸神を別ちて「アメノミチヒトリナル」(乾道獨化)神、(同本上)物に因りて「ナリイヅル」(化生)神、(同本上ノ二オ)及び「アメツチノミチマジハリテナル」(乾坤參化神)のとせり。

(4)伊邪那岐神の身滌し給ふ時に成り出でましたる三柱綿津見神は阿曇連等が祖神と持ち齋(上)く神にして、記には阿曇連等は此綿津見神の御子宇都志日金拆命の子孫なりとあり(卷上十六)天然神としてあらはれたる神に此の如く子孫を傳へたること注意すべし。新撰姓氏錄訂正本「花」河内三三オ同三八オ参照。

(5)記上十オ同十五オ同十七オ紀上十四ウ一書第六
此等の物體と之に因みて成り出でたる神名との間に觀念の聯想によりてあらはるゝ關係あるは注意すべし。例へば涙に成るを泣澤女神と云ひ、陰(菴豆)に成れるを闇見津羽神と云ふ類是也。

(6)日神御生坐以前に見はれたる自然諸神には山神大山津見神、野神鹿屋野比賣(亦名野稚

神)木神久々能智神、風神志那都比古神、港灣の神速秋津日子神、火神火之炫毘古神等あり。

其他霧に因む神名には天之狹霧神國之狹霧神、金に因む神名には金山毘古神、金山毘賣神、泡沫に因む神名には沫那勢神、沫那美神等あり。

壹(1)伊弉諾伊弉冉尊共議曰、吾已生_二大八洲國及山川草木、何不_レ生_二天下之主者歟、於_レ是共生_二日神、號_二大日靈貴_一。

貳(2)伊弉諾尊曰、吾欲_レ生_二御宙之珍子、及以_二左手_一持_二白銅鏡_一則有_二化出之神_一、是謂_二大日靈貴_一。

參(3)於_レ是洗_二左御目_一時、所_レ成神名天照大御神、次洗_二右御目_一時、所_レ成神名月讀命、次洗_二御鼻_一時所_レ成神名建速須佐之男命。

四(4)〔伊弉諾尊〕然後洗_二左眼_一因以生_レ神號曰_二天照大神_一復洗_二右眼_一因以生_レ神號曰_二月讀尊_一復洗_レ鼻因以生_レ神號曰_二素盞鳴尊_一、凡三神矣。

(1)紀(見林本上ノ九オ)

(2)紀(同本上十ウ第一一書)

(3)記(上十六ウ)

(4)紀(同本上十五オ第六一書)

大御神の御生坐(5)には、伊弉諾尊伊弉冉尊共に議りて生みまつりたる傳と、伊弉諾尊一柱神のみによりて生みまつりたる傳とある中、前者は二尊の既に大八州及び山川草木を生み畢へ給ひて後、天下の主たるものを生まむと、共に神議りまして、神意を以て生みまつりたることの傳たり(第一傳)。伊弉諾尊、一柱神のみによりて生みまつりたる傳に二種あり。一は伊弉諾尊「天の下を知らすべき珍子」を生まむと宣ひて、左の御手を以て白銅鏡を執り給ふ時に生れまして、第一と同じく、本と伊弉諾尊の神意より出で給ひたることを傳へ(第二傳)、他は伊弉諾尊、橘小戸の櫛原に禊し給ひ、左の御目を洗ひ給ひし時、自ら成り出で給ひた

ることを傳へたり(第三傳)(6)。大御神御成り坐しを、伊弉冉尊神カンサリマシ避坐以後に置き、且其御成坐しの原因を、偶然の時機に歸しまつりたる傳説は、是れ——古代の神話傳説に、通有したる構想より出で、咒力信仰の證跡を傳へたるものならん(7)。大御神を以て、單に神話上の日神とすべきか、將た大御祖たる人神とすべきかの問題は、大御神御生坐の傳説に於て、其最も重大たる要契を見るべし。諾冉二尊の共に、神議り給へる神意によりて、大御神の成り出で給ひたる傳へは、記に欠けたるを、書紀に之を全ふしたるは、是れ一は書紀が皇朝の本紀にして、神系皇統の出自を正さんとする傾嚮強きと、一は合理的論議を主とする、漢意の影響によりて、養老——の初に、人爲的加工によつて、此傳説を作爲したる如く考ふる者あらん。然れども太古の神を、人神とする信仰は、其咒力信仰と、能く並び行はることを得べければ、大御神を以て父母二柱神より生れ坐しとする傳説も(8)亦他の異傳と同じく古くより存して、最も重んぜられたりしものならむ

を、大御神御生坐の事實が、更に古き化生神話の古材料に結び付けられたる時代より、此等は、大御神御生坐の異傳として並び傳へられたるにあらざる乎。大御神御生坐以前の古傳は、日に對する觀念斷續の痕を見はし、太陽神ありて日出でしにあらざるは、山海先づありて後山海神あるが如くなるべし。そは日神御生坐し以前の世界に於ける光暗の關係(9)及び其傳説の時間想像(10)に日時の觀念の見はるゝによりて之を知るべし。日月は太古の人により、神として敬せらる、故に祖先を尊ぶ心より、祖先を日月と關聯せしむるに至りたりしならむと思はる。然れども大御神御生坐の事實に附着したる、天然神話的構想の小説的なるが爲めに、其傳へを閑却すべからざるは、此處に更めて言ふまでもなかるべし。大御神御生坐に關する御事傳の神話化は、これ祖神に對する、其宗教的詩的想像の及ぶ所にして、即ち祖先に對する、其理想化の到達する所なれば也。

(5)因に云。吉田氏大日本地名辭書中卷二二 二三頁には大御神の御生坐に關する地方俗信として

美濃國惠郡嶽及び信濃國湯ノ舟澤村の古傳を擧げたり。其文に云、惠郡嶽は美濃國惠郡に在りて東北の麓は信濃國湯舟澤村に連なる。『吉蘇志略』湯舟澤の條に云く。湯舟澤在惠郡山北麓岩石形如槽。君民云。是天照大神降誕時所浴也。村名職是之山且藏胞衣於此山云々。然れども此里傳は地名傳説として後人の作爲したるものなるべし。

(6)伊邪那岐命左の御眼を洗ひ給ひし時、日神生れ出でましたる傳へに就ては又別に解釋する者なきにあらず、神名考には岐時日神が伊邪那岐神より生れ給ひしにあらずして伊邪那岐命の御身を滌ぎ給へる際に日神海中より現はれ給ひしものなりといへり。『神名考』天條。こは巧妙なる説なれども恐らく此傳への古意にあらざるべし。

(7)フエテイシユ信仰 Fetichismus の證跡を傳へたるものは他にも尙多し。伊邪那岐命御枕方に匍匐ひ御足方に匍匐て哭き給ふ時、御涙に泣澤女成り、御佩の十拳劔を抜きて、迦具土神の頸を斬り給ふ時、御刀前に著る血た走りて根折神成るの類御刀に因りて成りませる諸神あり(記同上ノ九オ)。命御杖を投げ棄つるに衝立船戸神成り、御禪を投げ棄つ

るに道俣神成るの類、身に著ける物を脱ぎ給ふに因りて成りませる諸神あり(同上ノ一五オ)。命水成に滌ぎ給ふ時に底津綿津見神成り、水上に滌ぎ給ふ時に上津綿津見神成るの類、御身を滌ぎ給ふに因りて成りませる諸神あり(同本一五ウ)。

(8)参照古語拾遺(言餘抄本)

(9)日神御生坐し以前の古傳に於て光明と暗黒の觀念を對峙せしめたることに前に述べたり。之と共に注意すべきは日神御生坐の以前に見はれたる動植物なり、禽類界に於て最も蚤く古傳にあらはれたるものと「ニハクナブリ」(鶴鴿)とし、(紀上七ウ)禽類に因める神名は蚤く記上七ウ記上八ウ等におらる(鶴鴿は鳥にあらず血の隠語とするは妄説従ひがた成生以前の傳説にあらはる、これ後の所傳と考へられざるにあらざれども姑く一書の文に従ふ)植物に關しては早く「エビカヅラノミ」(蒲子)及び桃子等見ゆ。又山川草木の生れたる傳へあり、此の如き動植物兩界に關する古傳の消息は、日神御出生以前に於て太陽の先づ存したることを想像せしむ。

(10)日神御生れ坐し以前に日時を傳へたることは、紀一書に初め諾冉二尊夫婦となりて良はず、天に上り詣で、具さに其狀を奏し給へるとき、天神太古を以て之をトヘ乃ち教へて

宣はく、婦人之辭其已先揚乎宜更還去と「乃ち時日を卜定して之を天降します」とあり(上紀七オ)。又二尊蛭兒を生み給ひたる時は「已に「ミトセ」(三歳)になるまで脚猶ほ立たず、故れ之を天磐楯樟船に載せて風のまに／＼放ち棄つ」(上紀九ウ)とあり。又記には伊邪那岐命、黄泉比良坂に事戸と度し給ふとき、伊邪那美命、愛くしき我那勢命、かくし給はゞ汝國人草一日に千頭を殺さん(記上十三オ)と申し給ひしに伊邪那岐命、愛くしき我那邇妹命、汝しかし給はゞ吾一日に千五百産屋を立てむ(同上十三ウ)と宣り給ひきとあり。此日時の言語を保しがたしとするも之によりて其傳説に見はれたる時間想像を推測するを得べし。

二、大御神の御昇天

大御神御生坐は、上に述し如く 大八洲及び山川草木等天然諸物成生の後に在りて、其の御生坐により古傳は恰も畫龍の睛を點せられたるの感あり(一)、諸典(二)

は齊しく、大御神御生坐の景況を記して「此子光華明彩六合に照徹す」質性明麗靈異之兒」といひ、又「貴子」御宙之珍子」となし、御父母神此秀異の御子を歡喜し給へる情を述べ、且つ此秀異の御子を直に高天原に送りて、天上のことを授けられたる事を記せり。

註(一)参照 Revon, Le Shintoisme, p. 75.

(2) 紀上(見林本九ウ)、同第一一書(同本十ウ)、記上(古訓本十七オ)(同本上九オ)

(1) 此時伊邪那岐命大歡喜——其御 伊弉諾尊勅任曰——

頸珠之玉緒母由良邇取由良邇志而賜 天照大御神者可_三以治_三高天原_二也

(3) 伊弉諾尊勅任 天照大神者可_三以御_三高天之原_二也

(4) 伊弉諾尊伊弉冉尊——共生日神 故二神喜曰吾息雖多未有若此

靈異之兒不宜久留此國自當早送_三于

天_二而授_中以天上之事_一是時天地相去

未_レ遠故以_二天柱_一舉_二於天上_一也

(5) 大日靈尊及月弓尊竝是質性明

麗故使照臨天地

註(1)記上十七オ

(2)紀上十五オ第六一書

(3)紀上十八オ 第十一書

(4)紀上九オウ

(5)紀上十ウ 第一一書

然れども、此御言依によりて、大御神の高天原(1)に上げられ給ひたるは何故か、又當時高天原とは如何に解せられたる處なりしか、其神話的寫象に就て茲に一言するの必要あらん。高天原は古傳に最も早くよりあらはれ、天神及之に伴ふ

觀念を想關聯せり。高天原とは「タカアメノハラ」にて「アメ」又「アマ」とは、天瓊矛、天一根、天雨屋、天之水分、又は天之久比奢母智、天吉葛と云ふ如く、美稱の言辭に用ひられ、天地開闢の初より見はる、天上諸神の舞臺とせらる、古典に伊弉諾伊弉冉尊は、天神の命を受けて、多陀用幣流之國を修理固成し給ひ(2)、又其生めりし御子、良はざりしとき、天神の御所に白すべしと宣り給ひて、共に高天原に參上りて、天神の命を請ひ給ひき(3)とあるは、諾冉二尊が、天神に對する敬虔の信仰を傳ふると共に、其天神神座のある處として、高天原が神聖の場所とせられたるを想察すべし。

註(1)高天原に關して古來諸説あり。天上説、虚空説、北辰説、國內説(伊勢説、出雲説、豊前記、常陸説、伯耆説、大和説、等)海上説、外國説等あり。

されど高天原が古傳に於て神聖なる場所として神都或は神座のある處とせらるゝは皆同じ。

(2) 書紀本文及第二、三、四、五、六、七、八、九、十、一書俱に此傳を缺けども記上二ウ紀上六オ第一一書に見えたり。

(3) 記上四オ紀上七オ

天なる語言は、かく太古より神聖の觀念と聯結し、高天原は天神との聯想によりて、神聖視せられたり。二尊が大御神を以て、高天原に配し上天に上げまつりたる傳へは、茲に於てか大に其意義を生ずべし(1)。天は清純光明の府にして、特に二尊の信仰に在りては、高天原は天神の處る所として、最も高尚なる場所なれば、大御神を以て之に配するは、即ち之を天神として、不死と主宰とを以て日神を飾る所以なり。

(1) 伊弉諾尊の最初の御信仰は尊が高天原を如何觀給ひたるかを傳ふる國土生成の條に於て窺ふことを得べし。『記』に云く、於是二柱神〔伊弉那岐神・伊弉那美神〕議云吾所生之子不_レ良、猶宜_レ白_二天神之御所、即共參上請_二天神之命(上ノ四オ)

紀に云く。〔諸冉二尊〕先生_二蛭兒_一便載_二葦船_一而流之、次生_二淡洲_一此亦不_二以充_二兒數_一故還復上_二詣於天_一具奏_二其狀_一(上ノ六ウ一書)其他天神のト合給_二へる_一教_ニに依りて事を決し給ひたる記事(紀同本上七(オ第一一書)(ノ四オ)を合考するに、伊弉諾尊の天神に對する御信仰の跡明にして高天原は即ち其神聖なる天神の坐ます處とせられたり。

「此子靈異の御子久く地上に置くべからず、早く天上に送りて天の事をせしむべし」(1)とあるは、大御神の御昇天を物語る要點にして、地上に生れ坐したる大御神は、此の如く二尊の御言依さしによりて、昇天し給ひ、高天原に於ける大御神となり、天神として高天原御主宰の神となれり。

大御神を天上に配し奉りたるの古傳は、上に述ぶるが如しと雖も、大御神は決して之が爲めに特に天上の一界に祭り上げられ畢りたるにあらず。大御神の高天原御主宰は、即ちまた其處に在りて、天の下の御主宰をも兼ね給ひたる事を知るべし(2)。大御神として、天神と知らしめすと共に、又常に葦原中つ國を照臨し給

ふとする、強き信仰古くより存したることは、蓋し太陽の光耀赫灼として、宇宙に照徹するによりて起り、傳説上大御神は、即ち日神たる事實によりて、容易に説明するを得む。日神を尊稱して「アメノシタノウヅミコ」(3)となすは、此間の消息を示すものならむ。然れども大御神の高天神御主宰以後に於て、葦原中ツ國と天原との關係(4)をして、最も親密ならしむべき、尙重要なる二大事變存せり。天孫降臨の傳説と、大御神伊勢御鎮座の傳説と、是也、次下項を改めて之を述べん。

註(1)紀(見林本上ノ九ウ)

記にはこの傳へを缺く。唯〔伊邪那岐命〕詔之汝命者所知高天原矣事依而賜也とあり

(古訓本上十七ウ)。類聚國史には故二神喜曰、吾息雖多。未有若此靈異之兒、不宜久留此國、自當早送于天而授以天上之事、とあり(政和本一ノ四ウ)。

(2)下一六一頁參照。

(3)御宙珍子。

(4)記には大御神の高天原御往幸以後高天原及び葦原中ツ國間に七段の關係を記せり。一、古訓本一八ウ以下(神代上紀二二オ第一一書、同)二、同本上二四オ(紀ニハ天岩戸隱ニ至ル以前葦原保食神ヲ候ハシム。ニ於テ大御神月讀命ヲシテ上紀一八オ第十一書)三、同本四九オ。四、同本四九ウ同五一オ。五、同本五二オ。六、同本五四オ。七、同本五八オ。

三、大御神の神國御經綸

大八洲國成生の初め、天つ神諸々の命以て、伊弉諾尊伊弉冉尊、二柱神に漂へる國を修理固成せよと、天沼矛を賜ひて、言依さし給ひこれによりて諾冉二尊の大八洲修理固成の事蹟あること、上に述べたり。然るに此經營的精神は、天照大御神の神國御經綸によつて、眞に實現せられ、其精神は天祖及び天孫に關する傳説の系統を一貫す。これ日本古傳を闡明せんとするものゝ、殊に注意すべき所な

り。
古傳に依るに、天孫降臨の準備として、天孫降臨以前に於て、高天原と葦原中つ國との間には、下の三段の交渉を経たり。

註 この三段の外交の外に記（上ノ五〇オ）には天若日子葦原中國に降りつきて八年ヤトヒになるまで復奏せざりければ更に雉名鳴女を遣はし給ふことを傳へたれど此鳴女は使鳥なれば此處にはこれを略せり。チャムバーレン氏は此時三度天より出雲に使者を送り給へどもその奏效なく四度に至り出雲王の服従を待てその使命を命うしたりといへり。

B. H. Chamberlain, Translation of the "Kojiki", or "Records of Ancient Matters".
(T. A. S. J. vol. x. Supplement)

- 一、天菩比命の外交
- 二、天若日子の外交
- 三、建御雷神經津主神(一)

伊那佐の小濱論

然れども、これ本と高皇產靈神、天照大御神の神國經綸に關する、鴻圖より出て、其神慮の中に行はれたり。そはこの二柱神(2)の命以ちて、中つ國に此等の使神を遣はし給ひ、又屢々天安河に諸神を集めて、神議を凝らし給へるによりて之を知るべし。而して其結果を、天孫の豊葦原御降臨となす。天孫降臨は高天原の神話を、葦原中つ國の歴史に連結する最も嚴肅なる神代の一重大事件也。記に其諸神天降の情狀を記して云く。

「爾に天兒屋命布刀玉命宇受賣命伊斯許理度賣命玉祖命并五伴緒をくまり加へて天降りまさしめ給ひき。」故れ爾に天津日子番能邇邇藝命天の石位を離れ天の八重多那雲を押分けて伊都能知和岐ちわきて天浮橋にうきじまりそりたゝして竺紫日向の高千穂の久士布流多氣に天降ましき。」故れ爾に天忍日命天津久米命二人天の石鞞を取負ひ頭椎の大刀を取佩き天の波士弓を取持ち天の眞鹿兒矢を

手挟み御前に立たし仕へまつりき」
 幾多供奉神の盛装武備して従へる様、其威儀堂々として莊重の響あるを覺ゆべし(4)。此事實は、岩戸隱以後に起れる著大の出來事として、古傳に一大段落を與へ、高天原を舞臺としたる、天上の傳説を、天孫降臨の諸神と共に、恰も地上に引き下ろしたるが如き觀あり。

註(1)記古訓本上ノ五四ウには建御雷神に天鳥船神を副ふとあり。今紀見林本下ノ六ウの文に従ふ。

(2)紀の文に據るに皇孫天津彦火瓊瓊杵尊を天降し給はんが爲めに八十諸神を召し集へ給ひたるは高皇產靈尊一柱なり(見林本下ノ一ウ同ハウ)今記の文(古訓本下ノ一ウ同ハウ)に據りて之れを補ふ。

(3)記古訓本上ノ五九以下

(4)類聚國史政和本卷二ノ四オ參照。

天孫降臨以前より、高天原と豐葦原との關係を述ぶる傳説は、天孫降臨によりて二線に分岐し、一は出雲を中心とせる傳説となり、他は日向を中心とする傳説

によりて繼承せられたれども、天孫降臨以後は、前者は單に出雲文明を中心とせる、地方的傳説たるに止りて、初め高天原と出雲との關係を述べし傳説は、専ら日向を中心としたる高千穗傳説によりて代へられたり(1)。天孫降臨以前に於ては、出雲との關係が物語られたるに拘らず、天孫は出雲に天降り給はずして、高千穗に天降り給ひたり、即ち高天原と出雲との關係は高千穗説によりて切斷せられたるものにして、天孫降臨前後の傳説は、場所に關して此の如き罅隙を有すれども、猶ほ其古傳と共に高天原より傳へられたる經營的精神は、世々に傳へられて、毫も毀損する所とならず、天照大御神は初め地上に成り出で坐したれども、高天原に送り上げられて天神に配せられ、高御產巢日神と共に神國を經營し給ひたり。遂に皇孫を地上に天降し給ひたるは、建國の物語を完うし給へる所以にして、其の由て來る所また大御神の鴻圖神慮に本づける事を知るべし。

註(1)古典に依るに神代天降に關聯して考究を要すべき傳説三線あるべし。皇孫瓊瓊杵尊の

天降に關する傳説、饒速日命の系統に關連したる傳説及び素戔嗚尊の後によりて出雲に於て繼承せられたる傳説是なり。瓊々杵尊が鏡作連等の祖伊斯許理度賣命玉祖連等の祖玉祖命忌部の首等の祖布刀玉命中臣連等の祖天兒屋根命の如き巧藝司祭の諸神を共に從へ給ひて高天原文化の移植を傳へられたる物語は日本古傳の正素なれども之と共に考究を要すべきはその物語の支線なりとす。素戔嗚尊は出雲と親密の關係を有し其子孫は國ツ神として出雲を中心としたる傳説の一團を作り天孫降臨の前後に於て夙に特殊の政治及び文明を有したることは明なり。饒速日命は天神の御子にして天ノ磐船に乗じて天より降るとあり。舊事記には饒速日尊天璽瑞玉十種を以て天磐船に乗て河内國河上峰峰に天降坐すとあり(龍頭本三ノ一ウ)。アストン氏は饒速日なる稱詞は和靜にして神速なる太陽の意と説き饒速日命を以て神武天皇以前に於ける大和朝廷の創建者にして即ち當時夙に大和人民の太陽の神なりしものならむといへり。參照 Shinto, pp. 126. 128. 129.

四、大御神の伊勢御鎮座

天孫瓊々杵尊の御天降に因りて高天原の神話は恰も葦原中つ國の歴史となれり。されど御天降の後も葦原中つ國に於ける世々の皇孫は、皇祖天神の御ことを決して忘れ給はず、之れが崇祭を以て政事の第一義とせられ、大御神を世々殿内に奉齋し給へり(一)。然れども世を経て天地の次第に遠ざかるにしたがひ、崇神天皇の御代に至り、天照大御神をミテラカ殿を共にし祭ることが神威を瀆さんことを畏れ給ひ、皇女豐鍬入姫命をして御鏡寶劔を倭の笠縫邑に遷さしめ、「シキノヒモロギ」(磯城神籬)を立て、之を祭り、別に鏡劔を模造せしめて以て護身の御璽ミシルシとし給ふ(二)。垂仁天皇亦皇女倭姫命をして、豐鍬入姫に代て天照大御神を祭らしめ給ひ、倭姫命其「ミツエシロ」(御杖代)として齋地を各處に覓め給ひしが、遂に伊勢國に御鎮座し給ふこととなりぬ(三)。今大和笠縫宮より伊勢五十鈴宮に至る

間に經由し給へりと傳ふる宮所を二三擧げて御鎮座に關する異傳を明にせむ。

註(1)紀應永本四ノ二類聚國史政和本三ノ三

(2)日本書紀卷五崇神天皇の條 古語拾遺豐鍬入姬命の條 倭姫命卅記五才

(3)參照書紀集解五六

御眞木入日子印惠天皇

〔記〕

〔古訓本中ノ二六〕

一、豐鉏比賣命拜祭伊勢大神之宮也

〔紀〕

〔應永本四ノ二〕

一、先是・天照大神・〔和〕大國魂・二神並祭於天皇大殿之内。然畏其神勢・共住不安。故以天照大神。託豐鍬入姬命。祭於倭笠縫邑。仍立磯〔堅〕城神籬。

〔古拾〕

〔言餘鈔本三ノ三二〕

一、就於倭笠縫邑殊立磯城神籬。奉遷天照大神及草薙劍。令皇女豐鍬入姬命。

奉齋焉。

註(參照)舊事記延佳本四天皇本紀二二には豐鍬入姬命始託天照大神爲齋詞とあり。

〔類從本一ノ三〕

〔神宮雜例集〕

〔類從本第四ノ一〕

一、崇神天皇御代爾波宮中大庭穗椋作令出坐。奉齋皇女以豐鍬入姬命供奉。

〔儀式帳〕

一、以豐耜入姬命爲御杖代出奉支。

〔聚史〕

〔政和本三ノ三〕

一、先是天照大神倭大國魂二神並祭於天皇大殿之内。以天照大神託豐鍬入姬命。祭於倭笠縫邑。仍立磯堅城神籬。

〔世記〕

〔大治本五以下〕

一、〔御間城入彥五十瓊殖天皇〕即位六年己丑秋九月。就於倭笠縫邑。殊立磯城神

籬_ニ奉_レ遷_ニ天照大神及草薙劍_ニ令_ニ皇女豐鋤入姬命奉齋_ニ焉_一。

『倭姫命世記』は以上説述せる如く偽書にして悉く信を取り難しと雖も、神宮最古の舊典たる『太神宮本記』の逸文に據りたるものなれば、悉く棄つべからざるは言ふまでもなし。殊に伊勢御鎮座以前に於ける大御神の諸國御遷幸に關する條は諸先輩の既に注意したる如く其の最も價值ある部分たり。「大神宮本記歸正鈔」(二五二五)は特に神宮の學に精しき御巫内人清直氏が神名秘書、皇字沙汰文、行忠神主注文、神道簡要、類聚神祇本源、高宮盜人關入恠異記、神祇祕鈔、珊瑚集、元々集、御鎮座本縁、石屋本縁、舊事本記玄義、大元神一秘書、元長參詣記、二所天照皇太神遷幸眩代抄、麗氣記卷五神天上地下次第なる十六部の古本に引用する所の太神宮本記逸文を蒐集して、その舊文の脱誤を校訂し、詳に其異同を考證辨明したるもの『命世記』の補綴偽造せられざりし上古に復して之を太神宮本記と稱す。其攷證數年にして漸く稿を脱したるものなり。言ふ所概ね適切にして

其文辭の如きも必しも書紀の用格に據らず、神宮相承の舊辭を釋ぬるに力められたれば、今姑く歸正鈔本の校訂に従ふ。

伊勢御鎮座以前に於ける大御神遷幸の度數、並に其の宮處に關する古典の傳へに異同あり。而して其の最後の太神宮所として何故に特に伊勢國を擇び給ひしか、諸典は齊しく其の理由を傳へて是れ實に倭姫命、「ミツエシロ」(1)として國々を遷幸し給ひ近江國より東美濃を廻りて伊勢國に到りましし時に得玉ひたる大御神の神誨に因るとせり。

(1) 是神風伊勢國則常世之浪重浪歸國也傍國可伶國也欲_レ居_ニ是國_一。

註(1)紀(黑羽本卷六ノ八)

日本紀略 前篇四垂仁天皇(大系本五ノ七六)

伊勢風土記

天照大神誨倭姫命曰、是神風伊勢國、即常世之浪重浪歸國々也、傍國可憐國也欲居是國。

然後隨大神之教國々處々仁大宮處乎求給倍利(世記)

斯の神誨に隨ひて其祠を伊勢國に立て因て齋宮を五十鈴川上に興し給ふ。是を磯宮と云ふ。伊勢國を以て大御神が天宮に於て見定め給ひたる宮所とする傳(1)並に伊勢國を以て大御神の始めて天降り給ひたる處とする古傳(2)あれども此等は大御神御鎮座の傳説より神宮創立の後に發達したる傳へならむが、大宮處として伊勢を擇び定められたる因由を説明すべき傳説としては十分に信を取るべからざるが如し(3)。然れども「伊勢」の名稱は早く書紀、古語拾遺等の天孫降臨の條に見はれ猿田彦神の言には「天孫當到筑紫日向高千穗穗觸之峯吾應到伊勢之狹長田五十鈴川上」(4)とありて此の神は皇孫の天降り坐さんとするとき「アメノヤチマタ」に迎へて先導しまつりたる後伊勢に退かれたる傳へあり(5)。又神

武天皇紀には神風の伊勢海の歌(6)を載せ、『儀式帳』には此國を朝日の來向ふ國夕日の來向ふ國大御意鎮まり坐す國(7)と説くによりて考ふるに此國は夙に神代古傳中に在りて著はれ「神風の伊勢國傍國可憐國」(8)とせられたりしならむ。

而して佐古久志呂宇遲之伊須々之河上は殊に勝れて秀麗の靈地(吉大宮處)(9)なりければ遂に此處を大御意鎮まり坐すべき美宮處なりと見定め給ひて神鎮まりにしづまり坐したりしものなるべし。

註(1)『神宮雜例集』類從本卷四ノ五オ)

諸雜事記第一垂仁天皇の條 參照 世記(萬治寫本十八ウ)

(2)垂仁紀廿五年

(3)『神都考』一ノ卷諾冉二尊の條には伊勢國を以て伊弉諾神以前の神都とし紀には天照大神始自天降之處とある伊勢國は大御神降誕の地なるを以て大神の御鎮座なりしものと説きたれども從ひがたし。

(4)古拾(類從本卷四四六ノ六)

一書(下紀見林本一四)

同本(下紀一五ウ)

(5)『伊勢風土記』(二二三四)に依れば猿田彦神は伊勢に退きて後阿射加に於ける傳説を貽して居る。神裔に宇治土公あり、宇治土公の祖大田命が家田田上宮に參相して大神の爲に御止代神田を進行たること『命世紀』に(大治本一八オ)大神宮記歸正鈔四ノ十六ウ見えてゐる。

(6)紀(山田本中ノ八オ)

加牟加是能、伊勢能宇美能、意斐志爾、波比母登富呂布、志多陋美能、伊波比、母登富理、宇知豆志夜麻牟。

(7)儀式帳(類從本一ノ四ウ)

(8)伊勢風土記(二二三四)(伊勢古風土記は偽撰從ふべからず)天日別命の條

(9)世記 家田田上宮ノ條(歸正鈔四ノ二三參照)

大御神の伊勢御鎮座神宮創立の緣由上に述ぶる所の如し、其の五十鈴川上に立

てられたる御宮には倭姬命荒木田神主の遠祖天見通命等を禰宜と定め給ひて齋庭イッキに供奉せしめらる(1)。景行天皇以後は歷代皇女中未だ其の嫁せざるものを齋宮として神宮に仕へしめ給ふの例を開かれた。其御宮は伊勢風土記(2)に依るに宇治郷を以て内郷ウチノサトとなし又禁裡をば大内内裏など云ふと同じ心にて後内宮(3)と稱せらる。雄略天皇の御代には大御神の御夢誨により御饌都神等由氣大神を丹波與佐の比治の眞名井より迎へて度會山田の原に齋き移し奉る(4)。之を外宮となす。かくの如く上天の大御神に對する朝廷の御崇敬は大御神伊勢御鎮座の事實によりて日本國土に於ける其地上の位置を確定せられて其の大宮處は遂に國民的崇拜の中心となるに至りたり。

註(1)儀式帳(類從本第一ノ五)

參照 内外神宮大法例内宮神宮法例

(2)伊勢風土記(二二三四)度會郡宇治郷ノ條

奉_レ齋_ニ大神_ニ是因以_ニ宇治郷_ニ爲_ニ内郷_ニ也

(3) 神名祕書に村上天皇の時天照大神は奥に在り、豊受宮は前に在るが故に内外の名を命ぜしとあるは大なる誤であつて、日本紀略二の卷によれば村上天皇の以前朱雀天皇の天慶五年四月十四日伊勢奉幣の條に於て早く内外宮禰宜叙爵の語あるを見るべし(伊勢神宮、七五參照)

(4) 止由氣宮儀式帳(類從本第二の二) 神宮雜例集卷一供奉始條

第三章

天照大御神と八百萬神

一、神道八百萬神の世界

天地初發の時、高天原に成り坐せる神を始めとして、後天地の間に次々化り坐せる神、生れ坐せる神々を總稱して、古傳に於ては「ヤソヨロヅノカミ」「ヤホヨロヅノカミ」或は「チヨロヅノカミ」といへり。上古に於ては、獨り崇高善美の殊に優れて尊敬すべきものを稱して神と云ふのみならず、禽獸魚介の類と雖ども、恐怖すべきもの、穢惡なるもの、強きもの其他一般に靈異なるものは、孰れも神とせらる(2)。然れども八百萬神中、有力なる神として古傳に見はるゝは、日月

山川草木等の神、殊に祖先若くは英雄より成れる神なり(3)。是等の神々には、男神あり女神あり、天神あり地神あり、其本然の別に從ひて分たる、八百萬諸神は一般の力、要素として抽象的にあらはれたるもの少く個々の具體的形象に因りてあらはされたるもの多し。例へば山に山の神、大山祇麓山祇あり水分神あり、海に海の神、綿津見神あり底筒神、中筒神あり、上筒神あり、川に川瀬神、瀧に速開津瀬神あるが如し。凡そ到る所物として神に因らざるものなく、事として自然界に起る個々の現象變化に應ずる諸神あり。此等の諸神は神國(4)の神として同様なる性質を有すれども、個々の神としては各々相異なる神蹟神徳を傳へられたり。然れどもその多神教的神界は決して同位平等なる個々の諸神の集合にあらず、其中には自ら幾多部屬の神ありて、有力なる其主神に從屬して其神國を作り、それ等多神教中より一神教的傾向の起り得る經路を明にあらはせり(5)。然らば其主神及從屬神は、古傳に於て如何なる關係を有したるか。次に進んで諸神

間に於ける大御神の御位置及び自余の諸神に對する其神格的關係の諸方面に就て之を考究せん。

註(1)八十萬神(紀)

八百萬神(記)

千萬神(萬葉)

(2)動物を神とすることは神代上紀一書には素戔鳴尊蛇に勅して汝是可畏之神といひ、記上卷には稻羽の素菟を以て菟神といひ、同書上卷綿津見神和邇を召す條には和邇を佐比持神といひ、萬葉六ノ有由緣拜雜奇には虎を神とし、常陸風土記行方郡には蛇を夜刀神とすること見えたり。

植物を神とすることは、古事記上卷には伊邪那岐命桃子を神として意富加牟豆美命といへり。庶物を神とすることは、記に久延毘古を以て足行かずと雖も盡く天下の事を知る神といひ、又大御神は伊邪那岐神より受け給ひたる御頸珠を齋ひて御倉板擧之神と申す

とあり。

(3) ルヴォン氏は其著『神道』に於て神代の神を二種に分ち一を自然の神とし他を精神の神となせり。(Revon, M. Le Shintoisme. pp 60—177) アストン氏は自然神と神とに分ち自然神としては個々の自然物又は自然現象を神とせるものと諸々の抽象神とを數へ人神としては個人の神とせられたるものと伴緒諸神とあることをいへり。(The Ancient religion of Japan pp. 35, 87. The way of the Gods p. 121.)

(4) 上代に於て抽象の神としてあらはれたる諸神なしと云ふべからざるべし、例へば天常立神國常立神は恒常永久の神、高皇產巢日神皇產巢日神は産靈の神といふべく、大直日神及び禍津日神は正直と邪曲をあらはせる神名と云ふべし。

日本上古に此如く諸神ありて神を尊ぶこと甚しかりしが故に特に神國の名あり、此名稱は神功皇后紀仲哀天皇九年十月、大神宮諸雜事記一の用明天皇二年ノ條、小右記長元四年ノ宣命草等に見ゆ。

(5) アンダーウッド氏は日本古代の宗教に於ては毫も單一神教 Henotheism として認むべき

ものなしといへり。(Underwood, The religions of eastern Asia, p. 50) 然れども、又此傾向を以て拜一神教 Monolatry と混同すること能はざるべし。

二、大御神の天ツ神及國ツ神に對する關係

古來神代の諸神を分つて、天ツ神及び國ツ神となす。此稱別は蓋し神代の二元對峙をあらはし、恰も大御柱國御柱、天ツ罪國ツ罪(1)等と云ふが如く、一つは天界に關聯し、他は國土及び人民に關聯す(2)。大御神は初め地神としてあらはれ給ひ、地上に於ける御生れ坐の景況を述ぶるに於ては、記紀の一致する所也(3)。然れども大御神は、諾冉二尊により直に「御宙の珍子」として天上に上げられ高天原主宰神となり給へるが故に即天津神となり給ひたる也(4)。而して殊に最も注意すべきは、自余の天津神々の大御神に對する關係なりとす。大御神御昇天以後高天原諸神の大御神を中心として之に對する關係は、恰も地上に於ける

群臣の皇孫を圍繞して之に奉仕するが如き觀あり(5)。此關係は天岩戸隱に於て明に之を見ることを得べし。大御神天石屋戸を閉て、さしこもり坐ししによりて、萬の神の聲は狭蠅なす皆滿き、萬妖悉に發りたる時は、八百萬諸神は天安河原に神集ひに集ひて、神議りに議り給ひたりきと云ふ。この事實は天岩戸隱の神代重大の事件にして、諸神は大御神を中心として動き大御神御神格が能く諸神の全體に關繫することをあらはせり(6)。

(1)大祓祝詞 (祝詞考地ノ二三参照)

(2)天ツ神及び國ツ神は高天原と中ツ國との古き稱別を本として傳へられたる所なれども固より科學的分別にあらず、故に天神と雖も亦主として國土及び人民と關聯する者少からず。神代に於て吾は天ツ神何々、吾は國ツ神何々といへるは天神地祇の文字入りたる皇代に於て後人の名けしが如く思惟する者あるべけれど猶ほ國ツ神の名は神代よりありしなるべし。

(3)大御神の初め地上に生れ坐せることを述ぶるに於ては記紀一致す。後に至りては「皇代記」地神五代ノ條、「源平盛衰記」三〇大神宮行幸ノ條等に大御神を以て地神の最初の神となせり。

(4)當時の神界に其宇宙觀 Kosmogonie をあらはす三大即ち天地洋に従つて區分せられたるは注意すべし。地上に生れ坐せる大御神を天上に上げまつる此一段の物語は高天原と中ツ國とを連結すると同時に天神と地神とを分離するものなり。

(5)古拾(言餘鈔本) 記(古訓本) 紀(見林本神代) 一書(紀同本上九ウ) 一書(紀同本上一書) 第三

(6)參照 記(古訓本) 同上ノ二八ウ

然れども大御神は決して、獨り天津神の間に於てのみ重要神格たるにあらず、天神としての大御神は、又國津神によりて同様に最も歸敬せられたり(1)。太陽は天にありて、田野森林草花果實等の爲めに、常に地上の自然生活を惠み、其恩

惠自然物に普及するが如く、大御神の神威は又地類界にも及び、神徳宇宙に遍満すとせらる。故に獨り天上界に於て大御神の最も有力とせらるゝのみならず、又國土諸神との關係を絶つことなし。古代葦原中つ國には、草の神あり、木の神あり、草木人言す、螢なす輝く神あり、狹蠅なす荒ぶる神あり(2)。大御神岩戸隠し給ふによりて高天原自ら暗く、葦原中國自ら暗く、萬妖悉く起ることを傳ふるによりて、世界の平明秩序の能く日の神によりて保維せらるゝことを知るべく、此時八百萬諸神の齊しく額を感めて其善後策に困みたること(3)尋常ならざるを以て思へば、大御神御威靈が又一般國つ神の最も崇仰する所となりたることは明也(4)。

註(1)大御神の神徳宇宙に遍満すとせらるゝこと一概に後代の思想と言ふべからず、そは延喜式八ノ祈年祭に辭別して天照大御神に捧ぐる祝詞に最も善く見はれたり。

大御神が天ツ神の如く又國ツ神によりて同様に歸敬せられたることの消息は古事記大國

主神國護の段及び足名稚手名稚が素戔嗚尊に對ふる條、猿田彦命が天孫降臨を天八衢に迎ふる條等を合せ看るべし。

(2)記(古訓本
上ノ二四オ)

紀(見林本
上ノ一ウ)には、彼地〔葦原中つ國〕多有_ニ螢火光神及蠅聲邪神_一復有_ニ草木威能言語_一とあり。

(3)『古拾』には此時群神の愁ひ惑ひ給へる狀を記して、爾乃六合常闇晝夜不分群神愁迷手足罔_レ厝凡厥庶事燎_レ燭而辨といへり。

(4)(言餘鈔本
一ノ二一オ)

斯の如く大御神は天つ神及國つ神の間に在りて、最も顯著なる神格をなせり。諸神の中最も優れ、最も美はしく輝ける神なるが故に、複雑したる八百萬神の神話は、大御神の御神格によりて能く其統一組織を得、多神中に存する此大御神の御神格は次第に發達して、上代多神教中に於て蚤く一神教的傾向を形はすに至りたり。

註 コボルド氏は日本宗教を論じて、多神教 polytheism の語は嚴密に言へば日本神道に適用すべからずといへり (Cobbold, Religion in Japan. p. 18)。蓋し上代の多神教中に此一神教的傾向あるを認めたるに因るならむ。されど此傾向は多くは他の多神教に於ても之を認むるを得べし。

三、大御神とその親縁諸神との關係

大御神の諾冉二尊以前の最古諸神に對する關係の最親密にして彰明較著なる神格を産靈神高木神と爲す(1)。別天神五柱の神の段より、天孫降臨の段に至るまで、天照大御神の記に見はれたる事二十三回なれども、中高木神と共に見はれたる事七回なり、高木神は高御産巢日神の亦の御名(2)なり、産巢日は産靈の意、高木は高氣の意なるべし。此神は古來神皇産巢日神と共に産養し給ふ生成本原の神とせらる(3)。天照大御神及月夜見大神と雖ども之を御祖神と宣ひて尊崇せら

れたる事古傳の上に明也(4)。此神は初め神皇産巢日神と共にあらはるる場合多けれども、後には常に天照大御神の背後に存する神としてあらはれ、殊に天孫降臨の當時に於て其神格は最も有力なる天神として著しく前景にあらはれ給ひ(5)二神の御名によりて屢々八百萬諸神を集め共に豊葦原經營の爲に畫策し給へること大なり(6)。

註(1)参照 Prof. Anesaki, Religion of Japan p. 6.

(2)記(古訓)上五一オ紀には此傳へを缺く。

高御産巢日神の「日」は神名に「日」の見えし初にて靈妙の義より負へる稱なるべし。故にアーネスト・サトウ氏は日神以前に紀記に見はれて抽象の神名を有する諸神は日神に神系を興へむが爲に作爲せられ日神の屬性を附與せらるゝに至りたるならむとして左の如くいへり。

It is difficult to resist the suggestion that the sun was the earliest among the powers of

nature to be derided, and that the long series of gods who precede her in the cosmogony of the Koziki and Nihongi, most of whom are shown by their names to have been mere abstractions, were invented to give her a genealogy, into which were inserted two or perhaps more of her own attributes, personality as separate deities (Ancient Japanese Rituals. T. A. S. J. Vol VII pp 121. 122)

(3) 神代には火産靈、稚産靈、津速産靈、興台産靈、玉留産靈、生産靈、足産靈等の神名あれども、産靈神として最も早く見はれたるは此高皇産靈神及び神皇産靈神也。平田翁は此神名を説きて「ムス」はムスコ(男子)ムスメ(女子)又草牟須苅苅など云ふムスにて生成の意「ヒ」は靈妙の義なりと云へり(古史傳一ノ一七オ)。

(4) 顯宗天皇紀紀卷十五年二月ノ條大系本一ノ二七三

於是日神著レ久、謂之曰、我祖高皇産靈、有_レ預_レ鑄_ニ造天地_一之功_ト宜以_ニ民地_一奉_ニ我月神_一若依_レ請_レ献_レ我當福慶_一。

夏四月丙辰朔庚申、日神著_レ人謂_ニ阿閉臣事代_一曰以_ニ磐余田_一献_ニ我祖高皇産靈_一事代便

奏。依_ニ神乞_一献_ニ田十四町_一。

(5) 紀記に天孫降臨の當時に於て高皇産靈神の神格著しく其前景にあらはれ給へることを傳へて大御神との御關係殊に親密なる故は、書紀の他の部分に存する傳へによりて之を説明することを得べし、紀の文には天照大神之子、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、娶_ニ高皇産靈尊之女栲幡千千姫_一生_ニ天津彦彦火瓊瓊杵尊_一故皇祖高皇産靈尊特鍾_ニ憐愛_一以崇養焉云々(紀卷第二 天孫降臨ノ條)とあり。

(6) 書紀(神代下紀、天孫降臨ノ條)及び類聚國史(卷二ノ三、天孫降臨ノ條)には、高皇産靈神の御名によりて皇孫を豐葦原に下し給へり。然れども古事記(古訓本 上ノ五八オ)には、爾天照大御神高木神之命以詔_ニ太子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命_一今平_ニ訖葦原中國_一之白云々とあり。

伊弉諾神、伊弉冉神は大御神の「カゾイロハノカミ」(1)としてあらはる。諾冉二神は神話的には萬物生成の神にして、各相反對する性質原理を代表し、冉神の御「カムサリ」(2)以後は諾神は光明界に在りて生々繁榮を司り給ひ、冉神は

暗黒界に在りて死穢破壊を司る神となる(3)。是故に大御神の御弟素戔鳴男尊は妣の國にまからんと云ひ再神を慕ふ事炳らかなれども、大御神は之に反して諸神に縁深し。大御神の御生坐しに當り、諸神いたく之を喜ばして、玉の緒もゆらにとりゆらかして大御神に賜ひたる傳へ、諸神崩かりまして「ヒノワカミヤ」(4)にかくりましたる傳へ、等此間の消息を示して餘りあり(5)。大御神の諸再二神竝に其御祖神に對する一面の關係と共に、天孫竝に其御神統に對する他の一面の關係に就て考ふるに、天神として大御神の御神慮は最も多く天孫降臨前後に於て見はれたり。其御神統の叙述を内容としたる傳説は「愛くしき子孫」に對する祖神の擁護と祖神神意の尊崇傳承とによりて其祖孫を連結したる物語なり(4)。是故に大御神の御神裔は皇代に入りたる後も永へに天上に於ける大御神と關聯し恰も地上に於て大御神を代表するが如き觀あり。

註(1)父母神

(2)神避(神退)

(3)諸神が生成を司る神たるに對し、再神が破壊を司る神なることは、記に「伊邪那美命申し給はく愛くしき我が那勢命かくし給はゞ、汝國の人草一日に千頭を絞り殺さむと申し給ひき。爾に伊邪那岐命詔り給はく、愛くしき我那邇妹命汝しかし給はゞ、吾はや一日に千五百産屋を立てむとのり給ひき、是を以て一日に必千人死に一日に必千五百人生るなり」(古訓本上ノ一三〇ウ)とあり。

(4)日ノ少宮

(5)大御神の御生坐に當り、諸神いたく之を喜ばして、其愛好の玉を授け給へることは、書紀本文に其傳へを缺けども古事記(古訓本上一七〇)に見え、諸神崩りまして日少宮に留り宅みまし給へることは記に其傳へを缺けども、書紀亦曰(見林本上ノ一九ウ二〇オ)に見えたり。再神は崩かりまして夜見に入り給ひたるに諸神は夜見に入り給はずして永遠に若き宮なる日少宮にかくり坐したるは注意すべきなり(此少宮は後世に至りてあらはるゝ若宮と如)。何なる關係がありや姑く附して後考に備ふ。

(6)祖神が其子孫(及び子孫ならざるもの)の禍福を支配することの信仰傳説は此他にも尙

は古典に多く見ることを得べし、舊くは神后紀筒男三ノ神の條、出雲國造神賀詞大穴持命の事等に見え、下りては大倭神社註進狀大已貴命の事、尾張國風土記阿麻乃彌加都比女の條等に在り。

月神月夜見神(1)は日神天照大御神と同じく伊邪那岐神より生る。此二神は本と其治むる所の領域を異にし天照大御神は高天原を知らし、月夜見神は「ヨルノヲスクニ」(2)を知らず、爲に二神に關して日月代明晝夜分行の起原を説明する傳説あり(3)。

註(1)月神(紀)、月弓尊、月夜見尊、月讀尊(一書)、都久豆美命(出雲風土記)

(2)夜食國

(3)月夜見尊が夜食國を治らすとは記に據る傳へなり、(古訓本(上ノ一セウ)紀本文には此傳へを缺く、同書第十一書、載する所の伊弉諾尊の神勅には月夜見尊は以て日に配へて天の事を知らすべし(同本上ノ一八オ)とあり。

(1)天照大神在_ニ於天上_ニ曰、聞葦原中國有_ニ保食神_ニ宜爾月讀命就候_レ之月夜見尊受_レ勅而降已到_ニ保食神許_ニ保食神乃廻_レ首嚮_レ國則自_レ口出_レ飯、又嚮_レ海則緒廣緒狹亦自_レ口出、是時月夜見尊忿然作_レ色曰穢矣鄙矣、寧可_レ以_ニ口吐之物_ニ敢養_レ我手廼拔_レ劍擊牧、然後復命具_ニ言其事_ニ、時天照大神怒甚曰、汝是惡神不_ニ須相見_ニ乃與_ニ月夜見尊_ニ一日一夜隔離而住。

諸國の神話傳説に於て月が遊牧民及び獵民の守護神とせらるゝ場合には女性なる事多けれども、日本上代にありては日神の女體に對して月神は男體とせらる(2)。これ日神は伊邪那岐神の左の御目を洗ふとき生れ給ひ、月神は右の御目を洗ふとき生れ給へる傳へ(3)を受けて、蓋し左右方位を以て男女性體に配したるものなりしなるべく、此間の消息は整對を尙ぶ人間心理より自ら起る二元的要求の迹をあらはすものならむか。然れども日月二神の關係は獨り天然神話に於てのみならず、又人事神話に於てあらはる、人事神話としては二神は共に「カゾイロ

ハノカミ」諾冉二尊より生れ給ひて同胞の關係親情を有する神なり(4)。日月の起原に關する古傳に於て月夜見尊は其光彩日に亞ぐが故に日に配へて天に送られたれば此二神の親情は遂に日月の友情によりて代へられたれども、もと其の御生坐の事傳機縁を同くし、遂に天界光明の神として共に天空に懸りて天を麗るに至りたるものなれば其關係の固より親密なるを知るべし。

註(1)一書第十一紀上の一八オウ

此物語は歴史的には天照大神と月夜見神との不和隔離を叙する記事たれども、神話的に解すれば、天然には日月の關係、晝夜分行の起原、人文人事には保食神の生成力五穀の起原、五穀に對する月神の關係、及び日神の保護説明等、説話の諸々成分より成りて月神に對する民族の渴仰に起因せる一條の農業神話たりと云べく、國家の重事として其農業の農産本位たるべきことを表はせり、而して月夜見尊が五穀の神を殺せるに因り、日神甚だ之を怒り給ひて「汝是惡神」として復た相見ざるに至りし傳へは能く其農業の神

聖視せられしことを證するものなり。

(2)月神は古く男神とせられ、紀一書第十一には保食神の百机に貯へて饗上し給へる諸品を穢矣鄙矣として、劔を抜て保食神を擊殺し給へることを傳へたり(見林本^{上ノ一八ウ})。萬葉には「月讀壯子」「月人壯」「佐佐良履壯子」「佐佐良壯子」とあり。(吉見幸和は月神を以て女神となし、又「命世記」には月夜見尊座左方形馬乘男あれども古に例なきが如し。但し月人壯と支那傳説の影響に就ては猶ほよく考ふべし)日神の内宮神に對し月神を以て外宮神とし、内宮は日神なるが故に火徳の神、外宮は御饌津神なるが故に水氣津の神即ち水徳の神となし、内外二宮を以て水火日月陰陽に配し、日神は女神として月神は男神なりとする説は従ひがたし。バックレー氏は一千八百九十五年日本フアリシズムに關する研究を公にし、内宮の祭神を女體として外宮の男體神に配せしむるが如く説きたれども(Dr. Buckley, Phallicism in Japan, p. 12.)是れ上に述べし日月二神を以て内外兩宮に配せしめんとする説と同様の誤解なること明なり。

(3)支那の盤古神話に於ては盤古死して左の眼より太陽成り右の眼より太陰成るとして陽陰

を以て左右に配比す。然れども之によりて伊邪那岐命左の御眼を洗ふ時に日神生れ、右の御眼を洗ふとき月神生るとする日本古傳を直に支那思想の影響と斷じ難かるべし、若し支那觀念に従ひて言はゞ日神は陽にして必ずや男神たらざるべからざるなり、ルゾオン氏亦此點に就て太陽は支那に於ては男神とせらるゝに拘らず日本日神の女性なることは是れ日本神話が支那の影響を被らざる自發の一新證左とするに足るものなるべしといへり。

(4) 紀上九ウ。

素戔嗚男尊(1)は月神及び日神と共に「ミハシラノウヅノミコ」(2)と呼ばれ其三神分治の傳説によりて日本神代のトリアドを成せり。

素戔嗚男尊の傳説は頗る複雑にして、其相對したる神性あることを認むべし(3)。即ち一面に於て素尊は、航業殖産等に關しては人文神とせられ。又結縁の神として傳へらるれども、これ素尊の出雲落以後の神性にして、初に於ては他の

一面たる残忍暴戾の神として、惡魔に關する神性をあらはして以て日神と相對峙せり(4)。

この残忍なる素尊と、寛温なる日神との二元對峙は、即ち善惡光暗と平和と荒暴との争闘にして、素尊の犯せる諸々の罪科は、其日神に對する關係に起因したる所なり。

註(1) 紀に素戔嗚尊、同一書に神素戔嗚尊、速素戔嗚尊、記に建速須佐之男命とあり。

(2) 三貴子。紀上一五オ、同一八オ、一書第一同上二〇ウ、記上一七オ。

Triad

アストン氏は此三神の分治と共に又火神海神の傳説を擧げて之を神代三牲の Trinity とせり。(Shinto, pp. 160, 139, 148.)

(3) 素戔嗚男尊は暴戾暗黒の神にして平和光明の大御神と二元對峙をあらはしたれども、此關係は波斯其他に於て見るが如き大勢力となることなかりき。(參照 Prof. Anesaki;

Religion of Japan p. 6.) 其一方に猛惡の性を代表しつゝ、他方に於ては、航業殖産及び結縁の神となれるは其荒魂和魂の作用に因ると云よりも、時の先後によりて異なる神性を傳へたるが如し。而して此の如き人文神話の傳へらるゝは素尊が天然神話の神たると共に又國土に關する神たるをあらはせるものなるべし。

(4) 素尊の荒暴勇悍なることは紀記の文によりて明なり、されど『先代舊事本紀』に服狹雄尊猛氣滿胸腹而餘成吐物化成天狗神とあるは後人の妄說依るべからず。カロロ・ブイニ氏が其著『東亞の宗教』に於て此神の暴戾なる傳を以て天狗の起原を説けるものとせるは此説に依りたる誤解なるべし。

(C. Puni, Religioni Dell, Asia Orientale. p. 517)

然れども初め素尊の諾冉二尊に逐らはへて永く「ネノカダスクニ」(1)に退かりなんとし玉ふとき、雲霧を跋渉して遙かに天に參上り(2)「アメノヤスカハ」(3)に姉尊と劔玉の御「ウケヒ」(4)あり。これ素尊の誠はこれによりてあらは

れ兩神の關係を知るに重要な一段の説話なり、「ウケヒ」は上代行はれたる最も嚴肅なる意思盟誓の發表にして當時之を以て真正清明の心を表明したると共に、己を清むるの意味をあらはしたるものなり。此「ウケヒ」に於て天照大御神素盞鳴男命の御佩せる十拳劔を乞ひ度して「アメノマナキ」(5)に振り滌ぎて佐賀美にかみて吹きうつるとき氣吹の狹霧に成り坐せるは三柱の姫神にして孰れも水に縁あり(6)。素盞鳴男尊天照大御神の左右の御美豆良に纏かせる八尺勾璉の「イホツノミスマル」(7)と御鬘に纏かせる珠と左右の御手に纏かせる珠とを乞ひ度して「アメノマナキ」に振り滌ぎて佐賀美にかみて吹きうつる時、氣吹の狹霧よりに成りませるは五柱の男神にして孰れも日に縁あり(8)。此の「ウケヒ」によりて天忍穗耳尊生れ給へるは後に天孫の降臨を説明すべき説話の要契たるものとす。

註(1)根之堅洲國。

(2)書紀(見林本)上ノ二〇六)に此時の狀を記して素盞鳴尊昇天之時溟渤以之鼓盪。山岳爲之鳴响と

あり、故に夙く此神を以て暴風雨神とする説あり、外邦人にして此神説きて嵐神とするはバツクレー氏に始まる。

(Dr. Buckley: In the Shinto Pantheon; in the New World, December, 1896.)

フロレンツ氏も亦其著『日本神話』中に同様の見解を述べて素戔嗚尊は嵐神にして海陸に於ける暴風及雷雨の神なり、されど風神志那都比古と之を混同すべからずと云へり
K. Florenz Japanische mythologie P. 319)

(3) 天安河 (天八湍河)

(4) 宇氣比

(5) 記に天真名井。一書に天淳名井又は去來之眞名井とあり。

(6) 記(古訓本上ノ二〇ア)

紀には於是天照大御神乃素取素戔嗚尊十握劍一打折爲三段一濯於天真名井一齧然咀嚼然
咀嚼此云佐我彌爾加武而吹棄氣噴之狹霧。吹棄氣噴之狹霧此云浮根于都屢伊浮岐能佐擬理 新生神號曰田心姫、次湍津姫、次市杵嶋姫、凡三女矣。とあり(見林本上ノ二二オ)。

(7) 五百津美須麻流珠 (五百箇御統之瓊)

(8) 記(古訓本上ノ二)

日神素尊の叛逆なきことを明に知し召し和かせ給ふ御心にあらはるゝ御子の御名は正勝吾勝勝速日天之忍穗耳命、次に天之菩(火)卑(日)之命、次に天津日子根命、次に活津日子根命、次に熊野久須毘(日)命と申せり。然れば此五柱の御子は孰れも男子ヒコにして孰れも日に縁あるを知るべし。

是後素戔嗚男尊の爲行甚だ無狀にして、遂に天岩戸隱(1)の一大事件を惹き起したり、尊は後に「チクラオキド」(2)を負はせられ「カムヤラヒ」(3)に逐はれて遂に高天原と關係なき物語の部分に移るなるが、猶ほこゝにても其姊尊との關係の全く辿るべきものなきにあらず(4)。尊出雲國肥河上なる鳥髪の地に「ヤマタノオロチ」(5)をはふり割き給ひて「アマノムラクモノツルギ」(6)を得、乃ち天照大御神に献り上げ給ひたるを以て之を知るべし(7)。

註(1)天岩戸隱の段に諸神集りて素尊に千座置戸を負はしめ、又爪を抜くことを傳へたるを以て尊の悪行は當時天つ罪中最も重き罪科として諸神の加へし社會的制裁と見るべし。

(2)千座置戸。

(3)神夜良比。

(4)記上二九ウ紀上三六オ。

(5)八俣遠呂智(記)大蛇(紀)大蛇(紀一書)

(6)草薙劔(紀)天薙雲劔(紀一書)

(7)素戔嗚尊が八俣遠呂智を退治し給へる一段の物語をコンウエー氏は龍蛇神話 Dragon myths の一として釋き、肥ノ河上に屢々遠呂智 Mythical serpent 現はるゝは是れ毎年の洪水によりて生ずる河流の氾濫を表はしゝものならむと云ふ (Moncure Daniel Conway; Demonology and Devil Lore, 1879. Vol I, pp. 391, 392)

火の神聖なる起原を物語る傳説は實に火神の日神に對する親密なる關係により

てあらはれたり。

抑々火には兩極性ありて一方には非常に恐るべくして他方には有用なる火徳を具ふるものなるが故に火は上古の日常生活に於て蚤く一般に崇拜する所となる(1)。日本上代に於ても火に關する思想信仰は夙に古傳及び之に伴ふ祭儀風習の上にあらはれ、草木沙石の内にも猶ほ火を含むの縁を傳へ(2)加之印度波斯等に於て見るが如き水中の火に關したる説話あり(3)。

然れども日本に於て火を最も神聖視するは獨り其荒暴の性又は徳能の爲とのみ云ふべからざるが如し(4)。火は國語に於ては日に通じ兩者共に光明と溫熱とを以て連想せられ、且日神と火神とは古傳に於ては血縁上の關係を有せり、故に日は恰も天上に於ける火の如く火は恰も地上に於ける日の如し(5)。これ蓋し日神を最も尊崇する民族によりて早く上古より火の神聖視せられたる一因由をなしたりしならむ。而してこの日火の崇拜の相離れざる所以は又火神の日神と親密に相

關聯する所以なるべし。

註(1)火の崇拜は先づ火の使用及び傳説ありて後に起れるか、若くは其崇拜が火の使用及び傳説を作りしかの議論は姑く別として、日本上古に於て火神に關する奉仕の早くより行はれたることは事實なり。火の崇拜は古代ローマ及び印度波斯等にも多く行はれたれど、日本に於て亦最も盛に行はれしは延喜式載する所の鎮火祭行事に就て之を見るべし。

(2)一書(紀一書第八見林本)

伊弉諾尊斬軻遇突智命爲五段此各化爲成五山祇——此時斬血激灑染於石礫樹

草此草木沙石自含火之緣也。

(3)獨り地上の草木沙石のみならず水底に生ひ出づる物さへ火を含みたりとすること、櫛八玉神海底に入りて底之波瀾を咋出て、天八十毘良迦を作り、海布の柄を鎌りて燧臼に作り、海葦の柄を以て燧杵に作りて、火を鑽り出たるにて之を知るべし、記(古訓本二ノ五七オ)

(4)火を神聖視するは神道の神事に於て最も之を見ることを得べし、神宮に於て清火を重ん

じ其神事は凡て鑽火を用ふるを常例とするが如きは其一例なり。參照 (Saton E. fire-drill, T. A. S. G. Vol. VI. Pt. II. P. 223.)

(5)反對に火を神聖視するによりて此日火二神相互の傳説を作りしならむとも考へらるべし。されど日神は火神よりも先きに生れ給ひ且最尊崇せらるゝ所なれば其の説従ひがたし。

神代に於ける天照大御神の供奉神として最も多く大御神と聯想せらるゝ神は稚日女尊也、紀一書(1)には稚日女尊高天原「インハタドノ」(2)に坐して大御神の「カンミツ」を織り給ふとき、素盞鳴男尊天の斑駒を逆剝にして殿内に投入れ給ふにより、驚き給ひて機より墮ち梭を以て體を傷らしめて神退りましぬといひ、又記(3)には天衣織女見驚きて梭に「ホト」(4)を衝きてみうせきとあり。此神は日神の「ミトモノカミ」(5)ならむ。其の神名の稚日即ち朝日を表はすが如きより、或は日神の御子とせられ或は御姝神とせらるゝとあり(6)。思兼神は神代に於

ける深謀遠慮の神として大御神に奉仕し、大御神屢々此智神に命じて思ひ謀らはしめて詔り給ひたる傳へあり(7)其他天兒屋命太玉命等天孫降臨に陪從奉仕したる諸神は又高天原に諸神の神等を率ゐて其職を以て大御神に供へ奉りたる神なること書紀古語拾遺の文(8)によりて明なり。天岩戸隱のとき天手力雄神をして其扉を引啓かして日之神を新殿に遷し奉るや天兒屋命太玉命「シツクメナハ」(9)を以て其殿に懸け廻らし大宮賣神(10)をして御前に侍らしめ豊磐間戸命櫛磐間戸命二神をして殿門を守護せしめられしといふ(11)。是等の神は五伴緒神等と同じく又大御神に供奉し給へる諸神なるべし。次に尙注意すべきは伊勢二宮の傳說的關係なり、内外二宮は雄略天皇二十二年九月豊受大神の丹波麻奈井原神宮より伊勢山田原の大宮に御遷座まし、以後に於て其歴史的關係を徵すべしと雖も、兩宮祭神の傳說的關係は遠く神代の初より傳へらるゝものありて存せり。豊受大神は亦の御名豊宇氣毘賣神とも大宜都比賣神(12)とも申し高天原時代に於ける大御神との

御關係は多く保食神又は御食津神(13)の御名によりてあらはさる。此神は食物を司る大神にして豊宇介 Toyo-uke, 又宇賀能賣 Uka-no-me, の御名なる介 Ke, 又賀 Ke, とは食の義也。保食神素盞鳴男尊の爲に殺害せられ給ひたる時身體の諸部分より五穀生じ頭に蠶生り二目に稻種生り二耳に粟成り鼻に小豆生り陰に麥生り尻に大豆生れりといふ(14)。蓋しこれ保食神が(15)五穀の發生豊饒を掌り給ひて其盛大なる神徳の天下萬民を恵むを傳へたりしならむか。大御神其死を哀傷し給ふ事深く天宮に在りて篤く其神靈を祀り玉ひ、天孫降臨に際しては八咫鏡と共に其御靈體眞經津鏡(16)をも添へて降し奉り皇孫尊に永く其拜祀をすゝめ給ひしによりて二神の親密なる御關係は知らるべし。保食神は其後其深縁地(17)なる但波國丹波郡麻奈井原の神宮に鎮祭せられ道主貴の子孫之を齋き祀りたりしが雄略天皇の二十二年秋皇大神の御神誨によりて伊勢山田原の大宮に遷御ありたり(18)。

止由氣大神は神徳盛大なるが爲に亦の御名甚だ多けれども、何れも女神たるこ

とを示せり。此神の麻奈井原神宮より山田原大宮に御遷幸のこと、もと大御神の神慮より出で給へるこの傳説を以て此神の男體なるを證する援據(19)とすべからざるは云ふまでもなからむ。然れども天地六合を照して最上至尊の神位に坐しませる大御神にして猶ほ此神に對し奉りては最も之を尊敬し給ひたること其御神誨に「我御饌都神等由氣大神」と宣はせ給ひたるによりて知るべし。外宮の内宮と共に古來伊勢兩宮として併稱せらるゝは其御關係此の如く最も親密なるが故なるべし。

以上述ぶる所を以て之を考ふるに神代八百萬諸神の間に於て大御神の占むる御位置は最も高く其御神格は赫奕として最も顯著なり。諸神中には輝く神(20)として傳へられたる神少からざれども、大御神は此等諸神と解融せらるゝことなくして能く天神地祇男女諸神の中心神格となり諸神の全體と關係し給へることを見るべし(21)。而して如上諸神に對する傳説的關係は神代に於ける大御神が豊葦原の

一地點なる伊勢と結合し給へる以後に於て神宮が地方諸神社に對する歴史的關係の基礎となりたり。

註(1)一書(紀一書第一九ウ)

神代上紀二九ウ

是後稚日女尊坐于齋服殿而織神之御衣也。素戔嗚尊見之。則逆剝斑駒投入之殿内。稚日女尊。乃驚而墮機以所持梭傷體而神退矣。

(2)齋服殿。

(3)記上二三ウ。古語拾遺(言餘鈔本一ノ二四ウ)には柵機姫をして神衣を織らしむとあり。

(4)陰上。

(5)御伴神。

日本紀私記には稚日女尊は天照大御神御子とあり(書紀通釋一ノ四三七)。

舊事紀には同御妹の神とせり(書紀通釋三ノ一九一五類聚名物考一ノ二九三參照)。

(6)其他稚日女尊を保食神の亦の御名とする説あれど(延喜式神名帳頭註丹鶴叢書一ノ一七參照)従ふべからず

稚日女尊を以て日神と同神とする説も亦一書(紀一書第一 神代上紀二九)の文と矛盾するを以て憑り難し。

(7)古拾(言餘鈔本 一ノ二二オ)同本一ノ三〇オ

記(古訓本 上ノ二四オ)同本上四八ウ同本四九オ

(8)古語拾遺(言餘鈔本一ノ二 二オ二ノ五四ウ)

一書(紀一書第二 神代下紀一七)

(9)尻久米繩(日御繩)

(10)大宮能賣神また大宮比賣命また宮比神ともいふ。天宇受賣命の亦ノ御名なり。此神の酒饌を奉り御坐の初をなすこと大殿祭に見ゆ、祝詞講義に此神を以て保食神と同一に説きたるは誤なるべし。

(11)古語拾遺一三二ウ

これ一は後世内侍の初めとなり、他は衛士防人の初めをなしたるならむか。

(12)『記』には登由宇氣神豐宇氣比賣神及び大宜都比賣神、『大殿祭祝詞』には屋船豐宇氣姫

命、『神樂歌』には豊岡姫命、『儀式帳』には止由氣大神とあり。

(13)『記』には保食神、『祈年祭祝詞』『儀式帳』『紀』『風土記』には大御膳都神とあり。

(14)記(古訓本 上ノ二七オ)

爾大氣都比賣自鼻口及尻種々味物取出而。種々作具而進時。速須佐之男命立伺其態。爲穢汚而奉進。乃殺其大宜津比賣神。故所殺神於身生物者。於頭生蠶於二目。生稻種。於二耳。生粟於鼻。生小豆。於陰。生麥於尻。生大豆。

神代に於て五穀の生因を記す異傳の二箇あるを注意すべし。一書(紀一書第二 神代上紀一)には稚産靈神より五穀の生ずることを傳へて左の如くいへり。

軻遇突智娶埴山姫。生稚産靈。此神頭上生蠶與桑。躰中生五穀。記には和久産葉の子 豐宇氣毘賣神とあり

(15)記(古訓本上 六〇オ参照)

(16)保食神が但波國を以て其源縁地とするの傳へは記紀の一致する所なり、然れども此神の但波國比遲乃麻奈葦以鎮まり坐ましたる理由如何、攝津古風土記なる稻倉山の保食神靈蹟陸奥國古風土記なる飯豊山神跡、其他此神に關する應石及び降神石等の傳説あれども

此等は但波國が此神の深遠地たる理由を説明せんが爲に後人の作爲したるにあらざるか猶ほ考ふべし。

(17) 記には此御靈體を登由宇氣神此者坐外宮之度相神者也とあり。(記天孫降臨の段古訓本上ノ六〇オ)

(18) 止由氣大神宮儀式帳(群從一ノ二止由氣大神遷御ノ條)

天照坐皇大神始卷向玉城宮御宇天皇御世。國々處々大宮處求賜、時度會乃宇治乃伊須々乃河原爾大宮供奉、爾後大長谷天皇御夢爾誨覺賜久、我高天原坐且見志眞岐賜志處爾志都眞利坐奴、然吾一所耳坐波甚苦加以大御饌毛安不聞食一坐故爾丹波國比治乃眞奈井爾坐我御饌都神等由氣大神乎我許欲止誨覺奉支、爾時天皇驚悟賜且即從丹波國一令行幸、且度會乃山田原下石根爾宮柱太知立、高天原爾知疑高知且宮定齋仕奉始支、是以御饌殿造奉且天照坐皇大神乃朝乃大御饌夕乃大御饌平日別供奉。

(19) 吉見幸和益谷末壽は、豐受大神を以て大御神の呂列神又は膳部神となし、天照皇大神の齋き祀り給ふ大神とする説を否定せり。然れども世々の朝廷の御待遇に於ては兩宮の間御差等なく(但し祭典の供物に僅少の差あるものあり)、又其御參拜の順序も古來外宮を先に(委しくは伊勢神宮補説一五頁にあり)

するを以て常儀とせられたり(延喜太神宮には先拜二度會宮一次太神宮次諸宮とあり)。これには道筋上外宮の内宮より京に近きに因ると云説、外宮祭神を以て内宮の客神とするに因ると云説、及び外宮内宮共に御鎮座の日を以て祭日とし、其祭日は外宮の内宮より一日先んずるに因る(内宮御鎮座は九月十七日外宮は九月十六日)とする説等あれども猶ほ大御神の外宮を尊崇し給ふこと最も厚き御傳に本づく所あるが如し。

(20) 日月神の大御體の光り坐せることは論なく、火神迦具土神は又火之炫毘古神とも申て輝く神なり、其他に於ても味鋌高日子根神は容儀華麗にして二丘二谷の間に光り映らせりといひ、大國主神の和御魂大物主神は海を輝して歸來給ふといひ、猿田彦神は上高天原を光し、下葦原中つ國を光す神といひ、豐玉姬命御子産まむとして來ませる時は海を光らしつゝ來りますといひ、皇孫命御天降の事議り給ふ條には豐葦原中つ國に「ホタルナスカガヤクカミ」(如螢光神)「ホヘノモコロニカ、ヤクカミ」(如火瓮光神)多きことを傳へたり、此等は譬喩的叙述と見らるべきもの多けれども亦以て日神以外に於て光明の諸神ありしを想察すべし。

(21) 高木神は天孫降臨に際しては屢々大御神と共にあらはれ其御關係親密なれども大御神御神格が高木神と決して交融することなきは上に述べたり。然れども諸神の間には神格交融の例なしとせず。大御神の御昇天以後記に於て月讀尊の神格を以て素戔嗚尊と錯融したるが如きは其一例なるべし、大御神の命以て保食神の許に使し給へる神記上には素戔嗚尊とし、紀一書及び山城風土記には月讀命とせり。蓋しこれ月の支配と海の支配とを混同したるより起りしならむ。

第四章

天照大御神及び其御靈代

神道に於て神の現在を具體的標象によりて表示し、神靈の代りとするものは、其形質の如何を問はず、古言に之を『ミタマシロ』(1)と云へり。

古くは『ミタマ』と『ミタマシロ』とを區別すること罕なれども『ミタマシロ』は神靈の之に附託せられたる靈形なれば、直にこれ『ミタマ』と云ふべからず(2)。

大御神の御靈代としては、古來大麻御祓を以てし、或は仰ぎて天日宛らを拜したる者あれど、本來は神鏡を以て其御靈代となす。

日本民族の祖先は、古代に於て夙に最も鏡を喜び、之を取景の具、又は裝飾と

するのみならず、又一般に祭具として之を重んじたるもの、如し。鏡面の明澄にして一點の陰影を班めず、其人を照し、物を現はし、形を以て逃るべからざらむるのみならず、其映す事正眞にして、過つ事なき靈妙は、能く上古の心裡に先以て神異の感を喚び起す力を有したるもの歟。而して鏡面の靈異の感念を喚び起し易き所以は、古人をして容易に、鏡に神靈を取託する事を得べしと信せしめたるが如し(3)。出雲國造神賀詞(4)に、大穴持命、己が和魂を八咫鏡に取託したる如き、其一例として見るべし。萬景を映寫することの正眞にして、寸毫も過つことなき、清明なる圓鏡は、以て能く圓滿正直に關する心象を喚び起し、光明と神智とを聯結し、鏡の麗明と神徳の明靈とを聯結せしめ得べく、其形相が天日の圖像を表はすは、天日の宛も天鏡(5)の冲天に懸るが如き觀あらしむ。八咫鏡を以て御靈代とし、之を以て大御神精明の徳を表はす事の誠に自然なる理を曉るべし。

以上は宗教的心象の上より云ふ事なるが、八咫御鏡を御靈形とするには、宗教的心理的因由を外にして、尙最も重要な歴史的因由あるを知らざるべからず。鏡の事は、古傳の中に蚤くより見え、伊邪那岐命、白銅鏡(6)を執らんとして左に顧眄し玉ふ時、大御神の生れ玉ひたる事の傳へあり。殊に注意すべきは、天の岩戸隱に際し、八咫鏡を祭器として、大御神の御日影を、之に寫し奉りたること也。

(7)爰思兼神深思遠慮議曰宜令_下太玉神率_ニ諸部神_ニ造_中和幣_上仍令_下石凝姥神取_ニ天香山銅_ニ以鑄_中日像之鏡_ハ其物既備、掘_ニ天香山之五百箇眞賢木_ニ而上枝懸_レ玉中枝懸_レ鏡下枝懸_ニ青和幣白和幣_ニ令_ニ太玉命_ニ捧_ニ持稱讚_ニ。

八百萬の神たち、天岩戸を中心として、神集ひ給ひ考慮を傾け神議を萃めて『ヲキノカムクサ』(8)を行ひ給ひ、八咫御鏡を以て神具の一とせられしを知るべし。然れども八咫御鏡を以て齋鏡となし、之を大御神御神體とするに、尙最も

重要な縁由をなすものは、實に此寶鏡に關する、天照大御神の御神勅に在り。

(9) 爾天兒屋命布刀玉命天宇受賣命伊斯許理度賣命玉祖命并五伴緒矣支加而天降也……〔天照大御神〕詔者。此之鏡者專爲我御魂而如拜吾前伊都岐奉。

(10) 天照大御神手持寶鏡授天忍穗耳尊而祝之曰吾見視此寶鏡當猶視吾可與同床共殿以爲齋鏡。

註(1)靈代(正體、神體)

(2) 『舊事紀』には兩者を同一視して八咫鏡を大神の「ミタマ」と稱す又『明文抄』釋紀『日前國懸兩大神緣起』等には日像鏡を以て大御神の國懸御靈と云ふ。

然れども本居氏は「ミタマシロ」は神靈のそれに附着したるものとして明に兩者を區別せり(サキ竹の辨二十一)。但し氏は天孫降臨のとき天孫に隨伴したる神の中には、靈實タマシロとして下れる神あり。神靈として下れる神あり。子孫を有する神は則ち靈實タマシロとして下れる神とす。これ人體を以て靈實とするなり。されどこゝに所謂「ミタマシロ」は鏡を以

て靈實とするを云ふ。

(3) 諸社鏡を以て神體とすることの例甚だ多し。豐受大神御靈御形 (倭姬命世記) 多賀宮 (同上) 蚊野社稱皇大神 (皇大神宮儀式帳) 春日大明神鏡數 (百練抄) 石清八幡宮御正體 (宮寺緣事抄)。後世鏡を以て諸社の神體とするもの甚だ多く祭神未詳のものも鏡を以て神體とす、例へば伊豫國桑村郡高橋村の大須伎神社は祭神未詳なるが故に鏡を以て神體となす如し (伊豫國二十四社記) (以上鹽尻及び古事類苑の引く所に據る)。

ブロックハウス字彙には諸神祠鏡をかけて神體とするは八咫鏡を以て伊勢大神の神體とするを學びたるならんと云へり。

(Brockhaus, Konversations Lex Kon. Vol, IX, S 876.) 又アストン氏は神體を以て Jewel と比較せり (W. G. Aston, The Way of the Gods, p. 71.)

(4) 延喜式八祝詞出雲國造神賀詞(祝詞考人)

大穴持命乃申給久皇御孫命乃靜坐牟大倭國申先已命和魂乎八咫鏡爾取託天倭大物主櫛
應玉命登名乎稱天大御和乃神奈備爾坐。

(5)月のことを鏡にたとへて天鏡と云ひたること類聚名物考(神の十)に見ゆ、日本武尊東夷を征し玉へるとき御船の先きに鏡を立てさせ玉へりとの傳へあるも合考すべし。天上帝の大御神御神體は天日にして國土の上に在ては御鏡なり。

(6)書紀一書には白銅鏡の名早くより出でしも記紀本文に始めて見えたるは八咫鏡なり。

(7)参照書紀(見林本上二八オ)

古語拾遺(言餘鈔本一ノ二七オ)

此時神事を司れる諸神の神體とする所本縁あり。太玉命はその賢木に懸けたる玉を以て神體となし、天兒屋命はその執る所の笏及賢木を以て神體となす。而して大御神の御神體も亦當時中つ枝に懸け玉ひたる八咫鏡なるを注意すべし。

(8)招禱神事。

(9)記(山田本上五六オ) 古訓本上五九ウ。

(10)紀第二一書(見林本下一七オ玉屋本一、三) 参照。

古語拾遺(言餘鈔本二ノ四九オ)

八咫鏡(1)は、天岩戸隱の時に作られ大御神の神勅によりて齋イハヒの鏡とせられ、大御神の御前に拜く如く、齋イハヒき祭らるゝに至りたり。されど天岩戸隱の時に鑄造せられし御鏡には、先後の二面あり。

註(1)八尺勾瓊鏡(記)又云眞經津鏡(紀)

八咫鏡のこと紀二ノ十オ。同一ノ廿八オ。同十四ノ十九オに見ゆ。八咫鏡の名は出雲國造神賀詞及び宗像社記引く所の筑前風土記の文に見えたり。風土記の文左の如し。

宗像大神自居寄山天降之時以青蕪玉置奥津宮之表以八坂瓊紫玉置中津宮之表以八咫鏡置邊津宮之表成神體之形云々。

播磨風土記(賀古郡)ニ云。昔大帯日子命誨印南別嬖トナ之。御佩刀之八咫ヤツカ劍之云々。下結麻布都鏡繁時云々一咫八握。繁八繫敷。

(尚ほ書紀通釋一ノ四一〇、國史總覽四ノ九二を見るべし)

眞經津鏡のことは書紀一ノ廿八オに見ゆ。其解釋に種々あり。眞經津は眞正經常の意と

するあり。經津は相寄の義とするあり。又大布都と解くあり。

兼良曰眞經津者眞正經常之意甚似日之像也。私記曰經津相寄之義、俗謂以彼寄此爲布都是也。今鑄此鏡以相寄大神之像也。記傳曰眞經津鏡は眞木鏡なり大は稱辭にて布都とも通はし云へる例多し。(通釋一ノ四百十、纂疏上第四ノ百六十一參照)

初度鑄造の御鏡は、謂はゆる日像鏡にして、少しく疵あり(1)。是れ紀伊名草濱宮の御神體にして、之を大御神の「クニカ、スミタマ」(2)と云ふ。

次度鑄造の御鏡は即ち八咫御鏡にして、伊勢五十鈴川上に崇秘し、内宮の御神體として仰ぎ奉る。之を「アマカ、スミタマ」(3)と云ふ。

此名稱は、天の原に坐まして、廣く宇宙を御し玉へる、大御神の御威靈は恰も其光明の如く、天にも國にも炫き徹る信仰を表明したるものならん。

内宮に鎮め奉る、御神體を「アマカ、スミタマ」と云ふ故は、假令御神體は伊

勢にあれども、大御神の御神靈が、決して其處に場所によりて制限せらるることなく、物質的標象が精神的に表はさるべきことを要求し、而して大御神の御神靈は、神代の初めの如く、高天原に天照しまして、御宙の間猶ほ其御神靈は、伊勢と上天との間を、往還自在にし給ふとする、超自然的信仰に本づける御名なるべし(4)。

大御神の御靈が、御靈形として物質的標象によりて、表はさるべき事前に述べらる如くなれば、内侍所に安じ奉る模造の御鏡(5)も亦同様に、大御神の御靈を代表して、名草濱宮及び、内宮の御鏡と共に崇拜せられ、三所神鏡(6)の奉齋あり。八咫鏡は、大御神の御神體として、宗教的に尊崇せらるのみならず、レガリアの一(7)として、又政治的にも尊重せられ、其二重の尊嚴を有す。

如上御神鏡に、神聖の觀念の關聯する事は、内侍所を「カシコドコロ」(8)といひ、又『神宮雜例集』及び『神宮記』に、

件神鏡者是非_二人間之所爲_一天地開闢之時於_二高天原_一且鏡作遠祖太香山命乃八百萬皇神達共爾以_レ銅鑄之神鏡也。

とあるにても知らるべし。

内侍所御崇奉は、世々の天皇の旦暮に御懈りなく、最重んせさせらるゝ所なり。世の初同じ_{イアラカ}殿に御坐し、間、天皇朝夕に御本鳥を放ち玉はず、冠の巾子に緒を融して結ばせ給ひ、白地にも内侍所を以て御脚と爲給はず(10)、萬の物の初穂は必_{アカラサマ}先づ臺盤所の棚に置き「女官を召して奉り、新月毎に御饌物を奉る。又主上は毎日、沐浴易服して、大神宮内侍所を拜し給ひ禮容最も謹ませ給ふ(11)。

註(1)紀一書見林本上紀ノ古語拾遺言余抄本三〇ウ第二一ノ三〇ウ

(2)國懸(國係)御靈

此日像鏡の紀國に鎮定まらせ給へる所由は日前國大雙紙と云ふものに崇神天皇五十一年四月八日天照大神日前大神諸共に當國琴ノ浦名草ノ濱ノ宮に移り河底の岩の上におはし

ます、同五十四年十一月十一日に天照大神は他國へ移らせ玉へども日前大神は其まゝ止り玉ひ、其後垂仁天皇十六年に河底をはなれ今の社内に移らせ玉ふとあり。(以上引く所の文記傳に見ゆ。日前國懸大雙紙は慶長の比に記せる文なれど古傳に依れるものならんと栗田氏も云へり、委くは重野氏史綜四ノ一〇二オにあり。)

書紀一書(第二一書見林本上ノ三〇ウ)に是時以_レ鏡入_二其石窟_一者觸_レ戸小瑕其瑕於今猶存此即伊勢崇祕之大神也とあるは精しからず。古語拾遺に初度所_レ鑄鑄不_レ合_レ意是紀伊國日前神也。次度所_レ鑄其狀美麗是伊勢大神也とあるに従ふべし(言餘抄本一ノ三〇ウ)。

(3)天懸(天係)御靈

明文抄云。天皇之始天降來之時、共副_二護齋鏡三面子鈴一合_一也。注曰、一鏡者天照大神之御靈名_二天懸大神_一今伊勢國磯宮_二崇敬拜祭大神也_一。一鏡者大神之前御靈名_二國懸大神_一今紀伊國名草宮_二崇敬拜祭大神也_一。一鏡及子鈴者天皇御食津神朝夕御食之食向夜護日護齋奉大神今卷向穴師社宮所坐拜祭大神也(此文釋紀に大倭本注として引く)。

日前國懸兩大神緣起に引る當宮本紀に云く天係大神者天照大神之御靈也。伊勢磯ノ宮所
座崇敬拜祭也。國係大神者天照大神之前靈紀伊國名草宮所ニ拜祭也（史綜四ノ一〇三
オ所引）。

獨り日像の鏡のみならず日矛をも大御神の前の御靈とする説は社家傳記に日前國懸兩大
神者天照大神之前御靈而神明之長上也とあり（飯田氏書紀通釋一ノ四四九參照）。

(4) 參照

延喜式八神衣祭祝詞（祝詞考人の廿二ウ）

同上月次祭祝詞（同上廿四ウ）

(5) 鏡は大神の大御象として齋きまつること記紀に出づ。但し其御形代を造りて宮中に齋き
祭り玉ひたること正史に見えねど古語拾遺の文には至_ニ于磯城瑞籬朝_ニ漸畏_ニ神威_ニ同殿不
レ安故更令_レ齋部氏率_ニ石凝姥神裔天目一箇神裔二氏_ニ更鑄_レ鏡造_レ劔以爲_ニ護身御璽_ニ是今
踐祚之日所_レ獻神璽之鏡劔也とあり。

(6) 三面神鏡のことは、小右記、扶桑略記、日本紀略、天德燒亡記等に出づ。

（重野氏國史綜覽四ノ一〇四、大日本史二四九ノ四、二四九ノ四一）

然れども此三面中の一面は豐受大神の御靈代なれば此處に云ふ三面神鏡と同じからず。
伊勢紀伊内侍所三面神鏡のことは、『神宮諸雜事記』及『神宮雜例集』に引く所の『神宮
記』に出づ。尙内侍所に拜祭する模造のと神鏡名草濱宮神鏡との關係に就ては大倭本紀
及日前國懸大双紙（田中賴庸氏
賢所祭神考證十三引）を看るべし。

(7) Regalia 參照 Nachod, Geschichte Von Japan, S 106.

三種の神器中鏡を第一と説くもの古來多し。栗田土滿は神代紀葦牙に於て、近藤芳樹は
標注職原抄
校本別記
に於て共に三種の次第を定めんと鏡を第一とす。宣長亦古事記傳に鏡を以て
第一とす。云く「今此に大御神の授け賜ふ時を以て云はゞ鏡第一なることは更なり云
々。記紀に玉を第一に擧げたるは水垣朝に至りて鏡劔を他處に齋き祭り給ひてより、天
皇の御許に坐すは神代の舊物に坐さず、たゞ玉のみ大御神の授け玉へるまゝのもの故水
垣朝より以下玉を第一とす」と云へり。神器の中鏡を初めに取り立て、云へる例尙多し
『神祇令』に凡踐祚之日中臣奏_ニ天神之壽詞_ニ忌部上_ニ神璽之鏡劔_ニ。

『古語拾遺』ニ以ニ八咫鏡及草薙劍ニ種神寶授賜皇孫永爲天璽注器矛玉自從。

『書紀繼體御卷』大伴金村大連乃跪上天子鏡劍璽符爾拜(記傳引)

『大殿祭詞』天津璽乃鏡劍乎捧持賜天云々。

『倭姫命世記』に神璽鏡劍是也謂ニ名内侍所(重野氏史綜八の五三ウ同五八。参照)

神器の名を連れ挙げたる前後は輕重を意味するにあらざるべけれど三種神器中大御神の詔勅は此鏡にのみ關せり。されば鏡は大御神の大御象として他に異なるの趣あらん。

(8)「カシコドコロ」は『村上天皇聖記』『扶桑略記』等に威所に作り、『御堂關白記』に尊所

「小右記」に恐所、「中右記」に畏所、『日本紀略』に賢所に作る(村上天皇聖記以下五書重野氏國史綜覽引ク所ニ據ル)之を「カシコドコロ」と云ふは敬畏の義也。

(10)日本行事ノ祭 禁秘鈔

参照、朝廷儀式略解、賢所祭神考證。

(1)禁秘御鈔(参照大日本史二四九ノ四八)

月供の儀は寛平中始めて定められ月朔に進奠ありて之を例供と云へり、凡そ時に遇ふ新

品物必先づ内侍をして供獻せしめ崇敬し給ふこと一に神宮の如くす。上世は神夜を上りたれども中世以後其禮廢れたり(公事根源内侍所御供 同書 新釋上ノ二五参照)。

大御神御神體に關する宗教的傳説及び信仰は、内侍所及び伊勢神宮の御變災につきて、最もよく表はれたるが如し。左に大神宮雜事記村上天皇聖記、小右記等に依りて、天徳四年より長久元年に至る間内侍所、寶龜十年より文永 年間に至る間皇大神宮御炎上の事跡に關する信仰の要點を擧げて比較對照せむ。

内侍所

大神宮

(天徳四(六二〇)九月二十四日炎上)

(寶龜十(一四三九)八月五日炎上)

(1)瓦上在鏡一面……

(一)御正體竝左右相殿御體猛火の中より飛出

專無損圓規竝等甚以分明見之者無不

給ひて御前松樹の上に懸御し給ふ。

驚感。

(一)太神宮雜事記(参照兵範記仁安四年

(1)村上天皇聖記(玉勝間二ノ五参照)

正月十二日條。太神宮參詣記弘安九年八

『日本紀略』云今日依_レ勅令_レ搜_レ求餘燼之上_二已得_二其實_一。但調度燒損其真猶存形質不_レ變甚爲_二神異_一云々(書紀通釋一ノ四〇九參照)

『釋日本紀』云内侍所在_二灰燼之中_一不_二燒損_一云(釋紀述義八咫鏡ノ條)

月五日條。) 寶龜御炎上のことは弘安參詣記。兵範記。雜事記。古事談并に載する所なれども正史に見えず。故に之を疑ふものあり姑く附して後考に備ふ。

(寛弘二(一六六五)十一月十五日炎上)

(延曆十(一四五二)八月三日炎上)

(2)神鏡昨奉_レ移但開_二舊御韓櫃_一持奉_レ納_二新辛櫃_一之間忽然有如_二日光照輝_一内侍女官等同見神驗猶新最是堪_二恐驚_一者。

(一)夜子時御正殿東西寶殿并車々御門及外院殿舎等併掃地燒亡爰御正體并左右相殿御體同以猛火の中より飛出まして御前の黒山の頂に光明を放ちて懸りませり。

(2)小右記(大日本史二四九ノ四八參照)

(二)太神宮雜事記

(長久元(一七〇〇)九月九日炎上)

參照。續日本紀、古事談、賢所神考證、

(3)長久燒亡、少納言經信欲_レ奉_レ出、火盛不_レ合_レ期而有_レ光入_二唐櫃_一實不_レ燒。

(3)禁祕御抄賢所の條

但し百練抄には内侍所神鏡在_二灰燼中_一燒損とあり(古事類苑帝王部一ノ七六參照)。假令燒損せしことは事實とするも以て神鏡に對する宗教的傳説を見るべし。

内侍所御炎上に際し、神鏡餘燼の上に在りて、其真猶存し、形質變らずと云へるは、後に至りて見はれたる、内侍所の神鏡飛出天に上らんとし(1)、或は鳴動光あり(2)。賢所を冒さんとする者は、兩眼忽暗く、心惘然とし(3)、或は忽に目くれ_{ハナチ}垂る(4)、と云ふが如き傳説信仰と其性質を同くす。

註(1)内侍所の神鏡を飛出で、天に上らんとし給ひしを女官の衣をかけて留め申したるより

女官の守護し申す事になりたりとは白河院の仰せられし言として傳へらる、此事江家次第、禁祕御抄、公事根源等に出づ（賢所祭神考八ウ。大日本史二四九ノ四九オ。公事根源新釋上ノ二八參照）。

(2) 堀河院寛治八年の記 賢所祭神考十七オ參照。

(3) 吾妻鏡四ノ元暦二年三月條

(4) 平家物語

源平盛衰記四三ノ二位禪尼入海。

此等は、内侍所が伊勢御神鏡の御模^{ウツ}しなるに因りて、伊勢御神鏡と同様に、其異靈に關する宗教的信仰の傳へられたるものならん。

如斯御神體は、常に大御神の御圖象^{ミカタ}として、神の實在を表象す。而して大御神に關する信仰次第に進むに従ひて、其神は各人の精神中に在りて内存する理想神となり、其崇拜が一定の場所、或は表象に拘はらざるに至りたる後も、其御神體

は其御靈と緊密に聯想せられ、加之大御神御靈其物とせられ、國民の神宮崇信と伴ひて、其尊嚴は決して滅殺せられたることなきなり。

第五章

天照大御神の御神格

一、人格化及神格化

古傳に於て早くよりあらはるゝ諸神の中には人の支配し理解すべからざる自然現象自然力を認めて神としたるものと、嘗て地上に生きたる歴史的人格を神化して神としたるものとあるべし。而して其宗教的表象とし、その神格は前者は神の人格化として後者は人の神格化としてあらはる。無生物に生命を賦與し、人格なきものに人格を與ふる精神作用は古代の神話的構想に常に見る所にして、人の想像力によりて天地山川草木の類を皆生物視する也。此人格化は、自然力及び天然

現象の崇拜と伴ひてあらはれ、進んでは高尚なる宗教的理想の中に在りて存する人格神を生ずるに至る。次に人の神化せらるゝには、生ける間に於て神人或は人神とせらるゝこともあれど、英雄若くは祖先の死後に於て崇拜せらるゝものも亦決して少からず。而して、其等の英靈祖靈は遂に全く神靈とせらるゝに至るなり。

上に述ぶる所に由れば、發達したる超自然的實在神の觀念は、一は諸々神話的構想にあらはるゝ自然神の人格化より、他は祖先及び英雄の如き歴史的人格の神格化より、二個の宗教的潮流によりて到達せられ得べきを知るべし。この關係を天照大御神に就て考ふるに、大御神は神話上には日神として大なる詩的想像によりて人間的に表象せらる。然れども、神話上の大御神神格を別にして更に最も重要なるものは其歴史的大御祖としての大御神神格なり。何となればこれ大御神を以て單に神話的自由想像の上に立つ自然神のみとせず、其神話傳説の所縁として

過去に於て實際に存在したる史的人格及び事實を本據とするものにして、其御神格は自然に於ける神としてよりは、歴史に於ける神として朝廷及び國民の運命に關係する所深切なるものあれば也。次下進んで上に述べたる二個の宗教的潮流に於ける大御神と其宗教的理想化に於ける超自然的實在神としての古代信仰に就て考察せむ。

二、太陽神としての天照大御神

太陽神としての大御神を考察するに就ては先づ日神御名(1)を推考するの必要あらん。神名は上代の歌詞と共に比較的正確に古言を傳ふるものなるが故に之が意義語原の研究によりて神性の明にせらるべき場合少からざるべし。古典には大御神の亦御名を日神となす。此御名は太陽神として天然の性質を現はすもの如く思はる(2)。古典に其御生坐しの事を記して「此子光華明彩照徹於六合之内」(3)

「大日靈尊及月弓尊並是質性明麗故使照臨天地」(4)とあるはこれ高美なる婦人の靈徳容貌を形稱したるものゝ如きも又六合の間肉眼に映するものにして光明赫耀尊嚴犯すべからざるものは太陽なるより其赫灼たる光彩に關する神徳形容に用ひし譬喩的叙説の意味なしとすべからざるが如し。

即ち日神の御名「ヒ」(日)は「ヒカル」(光)と同様の語義を有し「アマテラス」(天照)は天に坐々て照り給ふ意「タカヒカル」(高光)と云ふに同じく(5)天津日に坐々すの意なるべし。果して然りとせば太陽神としての大御神が神話上本來の日神(6)たるをあらはすこと分明なりと云ふべきなり。

この設想を古傳の上より證明してまた疑を容るべからざらしむるものを日神の天岩戸隱となす。古傳の天岩戸隱は蓋し日本神話に於ける暗中の一大喜劇なり(7)。此時天宇受賣命天の香山の天の日影を手次に懸けて天の眞拆を鬘となし天の香山の小竹葉を手草に結びて「カンカ、リ」(8)して曾乳を掛き出で裳緒を番登

におし垂れ天石屋戸に汗氣伏せて蹈みとどろこし、高天原動りて八百萬神共に歡び咲らぎ笑ひ給ひきと云ふ(9)。此時「高天原皆暗く葦原中國悉闇し」といひ「吾が隠りますによりて天原自ら闇く葦原中國も皆暗けむ」といひ大御神天岩戸中にさし籠り坐しましたる狀を傳へて暗黒の世界を説き出すこと諸典の一致したる所也(10)。

然れども此の如き天然神話的事情を傳ふる事件中にも古傳は太陽を以て自然界中の一天躰として之を畫象の如くに見、之を單なる天然戯曲として凡て娛樂的に傳説したるものならずして、其物語の中に於て日神の威徳を仰ぎ其靈光の徳美に對する歡喜渴仰の跡を傳へたり。蓋し天日の光輝溫暖は天地間萬物を光被潤澤し之に依りて生々化育の行はるゝより之を以て美の理想を表象し、其の靈光を崇拜して爲に日靈神の信仰を喚び起したるに因るならむ。物理的現象に關する神話の裏面に在りてあらはるゝ此種の宗教的信仰には單複の二種を考ふることを得べ

し。單純なる天日の崇拜に於ては日神即天日そのものと考へて之を崇拜すれども複雑なる崇拜に於ては日神を以て日を司宰するの神となす(11)。前者は日神を以て物理的形體的に把住せられたる天日となし、後者は天日を以て日神の神聖なる標象となす。この第二の自然神觀は即日神を宰日神として日靈信仰に一步を進めたるものにして、此信仰は後に日神の神話より實在神として其超自然的傳説を開展せしむるに至りたり。而して其日神崇拜の結果は印度スルヤヴァンサ又ペルインカ等に於ける太陽崇拜と同じからず(12)。其日神の苗裔は神話時代より神統連綿として今日に至りて絶ゆる事なし、故に國民的信仰の上に於て日神は史上の神と連結せられ、日神の崇拜は其中に祖先崇拜をも同時に含蓄せらるゝ事は最も注意を要すべき所ならん(13)。然れども如上太陽神に關する考察は天祖直に太陽と云ふことを肯定するものならざるや固より論なし。天祖は即ち日神たること上に述ぶる如くなれども天祖を以て單に神話上の神とするにあらず、以下項を更め

て之を述べん。

註(1)日神の御名は書紀には初めて伊弉諾尊身滌の段に見る(見林本)然れども古事記神代卷には天照大御神の御名のみありて日神の御名見えず。

(2)ナホド氏亦其の著『日本歴史』第一卷に於て日本上代に行はれし天然諸神の尊崇は神道の根本要素中最も古くして純粹に日本的なるものとなし、此等天照諸神中太陽神は最も早くより重んぜられて崇祭せられたる所ならむといへり (O. Nachod, Geschichte Von Japan, Vol I S. 113.)

(3)紀上九オ。

(4)同上十ウ第一一書。

(5)本居氏は「天照大御神、照はテラス(氏良須)と訓むべし、天に坐々て照り給ふ意。高光と云に同じ」(記傳六ノ)「今まのあたり世を御照し坐ます天津日に坐々す神なり」(記傳六オ)といへり。

(6) Lightgeborene Sonnengötin.

エドキンス氏は日神を以て波斯ミトラ神 Mithras に比較し、日本に於ける日神の崇拜はこれ古代日本人が大陸の民族より此習俗を學びたるものならむといへり。

J. Edkins, Persian elements in Japanese legends, T. A. S. J. XVI (1888—1889) 1—9.

されどこの説は適切なる徴證もなく又重要な日本材料を看過したれば猶ほ信じ難かるべし。

(7)鎮火祭祝詞には伊佐奈美の命麻奈弟子火結神を生み給ひて美保止焼かえて崩れましたることを石隱坐をいへり(延喜式八祝詞考(人ノ六オ参照))。故に多田義俊は天岩戸隱を説きてこれ日神の崩御となせども今従はず。又チャムブレン氏は古事記翻譯の序論中日本古代の風俗習慣のことを述べた古事記に往々穴居の住民を説きたる所ありといひ、天照大御神石窟隱の傳へを以て祖先が穴居の風習を傳へたるものにあらざるかを疑へり。(S. J. vol IX Supplement (1882—) B.H. Chamberlain, Translation of the "Ko-ji-ki", or Records of Anc-

ient matters.) されど記紀には大御神の「ミアラカ」として大嘗殿あり、忌服屋あり。古語拾遺には大峽小峽の木を切りて瑞殿を造りたる事等見えれば、此平常のまし所にあらざる天石窟戸の物語を以て直に穴居の風習を傳ふるものとは定め難かるべし。

(8) 神懸。(神憑)

(9) ルボン氏は此一段の物語によりて天照大御神の天然神たること明かなりとし、此の如き大御神の石窟隱はこれ疑もなく日蝕 Une eclipae de soleil の光景をあらはせるものならむといへり。(Revon, M Le Shintoisme, P 67.)

(10) 古拾(言餘鈔本)

記(古訓本
上ノ二四オ)

紀(見林本
上ノ二七オ)

一書(紀一書第一
同本上ノ二九ウ)

(11) 此點に就ては本平兩氏の日神に關する解釋を注意すべし。本居氏は今日のあたりに仰ぎ

見る天津日は即ち是れ日ノ神とせり(記傳六ノ七五オ)。然れども平田氏は之と異り日ノ神を以て今目前仰ぎ見る天津日の御國に坐々て四海萬國を見齎し知看し坐ます神なりとせり(史傳七ノ一九オ)。參照 Revon, Le shintoisme P. 82.

(12) 印度スールヤヴァンオ Surya vansa. 希臘ツオイス神 Zeus の後ペルーのインカ Inka 等は太陽神より其神統を引けりと爲し其王室を以て日族といへり。然れども此等日族は實際に於て太陽神と一貫したる歴史的關繋の認むべきものなし、日本に於ける日神崇拜が祖先崇拜の國風となりてあらはれ、且つ萬世一貫したる皇統の此日神より下る事實あるとは大に趣を異にせり。

(13) 日本民族が古來太陽を崇拜するの篤きことは多く人の注意する所なり (Revon, Le Shintoisme, p. 77; Griffs, Religions of Japan, p. 87; Aston, The way of the gods, P. 122; Hearn, Japan, pp. 151, 152, 153.) されど上古の太陽崇拜は祖先崇拜をも其の中に含みたり。古事記(古訓本)及び舊事記(舊三ノ一九ウ)には日神の御子にして日に向ひて戦ふは良はず、故れ日神之威を背負ひて影に隨つて壓躡む云々、又雄略天皇記(記下ノ卷大長)若

日下部王、天皇に奏し奉れる言には背_レ日幸行之事甚恐、故已直參上仕奉云々とあり。是に由つて上古太陽を崇拜するは天祖天照大神に對して敬仰をあらはす慣用の形たりしを知るべし。

三、大御祖としての天照大御神

自然神としての日神御名と共に其人神としての信仰形跡を示す御名を大日靈貴尊の尊稱となす。古典に

- 一、大日靈貴尊（紀）
- 二、大日靈尊（紀）（舊紀）
- 三、天照大日靈貴（一書）
- 四、天照大日靈尊（神武紀）
- 五、天照意保比流賣命（儀式帳）

六、天照日女之命（萬葉）

と見えたり(1)。此等の御名は日の神御名と共に太陽神としての天_レ然的性質を髣髴せしむること云ふまでもなけれど、御名の下に命てふことを添へて申すは尊稱にして、記紀萬葉に天皇命、御祖命、皇子命、父命、母命、那勢命、那邇妹命、妻命、妹命、汝命(2)などとあれば此御名は能く大御神の人神たるをあらはし、「人は人代の傳にして神は神代の人」(3)てふ古代信仰の消息を傳へたるものゝ如く思はる。

大御神は農業を重んじ給ひ「アメノヤズダ」「アメノヒラタ」「アマノムラアハセダ」(4)を以て三處の御田とし其「ミツクタ」(5)を愛し給ふ事深し。保食神月夜見尊に殺され給ひて其身より諸々の穀類生へ出づるや天熊大人悉く之を取り持ちて奉りたるに、大御神は甚く之を喜ばして是物はうつしき蒼生^{アヒヒトクサ}の食て活くべきものと宣ひて、粟稗麥豆を以て「ハタツモノ」(6)と爲し稻を以て「タナツモノ」(7)と爲

し其稻種を以て始て天狹田長田に殖るしめ給ひたりき(8)。而して天孫降臨のときは其の高天原にしろしめす齋庭^{ユニバ}の稻穂を以て皇孫に當つべき事を詔し給へり(9)。又口裏に蠶を含んで便ち絲を抽く事を得給ひ、此れより始て養蠶の道あり(10)。又一書(11)には稚日女尊齋服殿^{イニハヤド}に坐まして神之御服^{カミ}を織り給ふとあれども書紀本文(12)には天照大神御親ら神衣を織りつゝ齋服殿に坐しますよしを傳へたり。神衣祭(13)に神服部が三河國赤引の蠶絲を以て神衣を織りて献つるものこれ其縁ならむ。

大御神の人文功業は獨り播種及び蠶織に關して傳へらるゝのみならず、其蒼生を愛くしみ給ふ大御心によりて農業を保護奨勵し給ひ、天熊大人の取り持ちて進れる諸穀を以て水陸田の種子とし給ひ、又因りて「アマノムラギミ」を定め(14)農作^{ツクラ}の民に其の「サトラサ」を爲くり給へり(15)。其他大御神の素盞鳴男尊に對する防備、豊葦原御經綸、天孫御天降しの類は孰れも歴史的大御祖神の神蹟として偲

ぶに足るべく、殊に最も注意すべきは大御神を以て其出自とせる天つ日嗣の永續せる事實及共の詔勅によりて世々に傳へられたる三種神器の傳存是なり。縱令祖先の系圖遺寶等に關する古傳は多く後世の牽合捏造を混ふるものありとするも是二箇の事實が確實なる典據上に其赫灼たる古實を儼存して疑ふべからざるは炳として日月を見るが如し(16)。大神にして若單に神話上の日神たるに止りて史上の大御祖神たらずとせば天つ日嗣の起源及び三種神器の由來の説明を奈何とかせむ。然れども以上掲ぐる諸々の事は大御祖神としての大御神たるを支證する所以にして大御神を人神とするは日本民族の強固なる歴史的信念なることを知るべき也。

註(1)此他大御神の荒御魂の御名としては「神功皇后紀」撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命の御名及び一書向置男聞襲大歷五御魂速狹騰尊の御名あり。豊日靈命を以て大御神の亦ノ御名とし瀬織津比咩神を以て大御神荒御魂の亦ノ御名とする説(古史成文一ノ一九ウ同一ノ書紀通釋一ノ二三三參照)

二〇)に就ては猶ほよく考ふべし。三代實錄には元慶七年十二月云々天照高日女神とあ

り、伴信友は神名帳考證四ノ大神宮三座に於てこれ大御神の御事かと疑へり、此神名は下照日女神に對して後人の作爲したるにあらざるかと思はる。

(2) 天皇命以下十命は本居氏古事記傳(全一ノ一九四)に據る。

(3) 新井白石の古史通には神を以て神代の人間となし「神とは人也我國の俗凡其の尊ぶ所の人を稱して加美といふ」とあり。(正徳寫本 一ノ一ウ)

(4) 天安田

天平田

天邑并田

(5) 營田

(6) 陸田種子

(7) 水田種子

(8) 一書(紀見林本 上ノ一九オ)

(9) 一書(紀同本 下ノ一七オ)

古語拾遺(言餘鈔本二ノ 五三ウ五四オ) には之を高皇產靈尊の神勅とせり、然れども一書には「天照大神」又勅曰以吾高天原所御齋庭之穗亦當御於吾兒」とあり。

(10) 一書(紀同本 上ノ一九オ)。類聚國史(政和本 一ノ八ウ)同(考異本 上ノ三オ)

(11) 一書(紀同本 上ノ二九オ)。參照記(寶生院本 一六オ)

(12) 紀同本上二七オ。

(13) 參照 神衣祭祝詞 延喜式ノ八

『令義解』に此神服等齋戒潔清以參河赤引調糸織作神衣云々とあり。三河の神戸より獻づる赤引糸の蠶糸なることは眞淵氏「祝詞考」(人ノ 二二オ)にもいへり。

此祭に神衣を織りて獻づることは此風習が神話より説明せらるべからずして神話が此風習より作られたるを想像するを得む、されど今紀記の本文に依つて大御神の神衣神話を以て此風習の縁とせり。

(14) 天邑君

一書(紀同本 上ノ一九オ)

(15) 農長

(16) 大御神は自然神にして活動せざる神に對しては人神にして活動する神としてあらはれ給ひ又子孫も有せず祭られざる神に對しては子孫を有し且子孫によりて祭らるゝ神なることを注意すべし。其の御神統の正明なることは天孫の降臨紀見林本下ノ八ウ古訓本上ノ五八ウ及び神日本磐余彦尊の系圖に傳ふる條紀同本下ノ二八ウ等に於て知るべく、又三種神器が實に大御神より傳へられたる事實に就ては下三〇九頁以下を見るべし。

(17) 是によりて考ふればルボン氏が「大御神神話を以て單に太陽神話となし天照大神を以て歴史的人格ならずと斷じたるは誤解なるべし。Le mythe d'Amaterasu est donc un mythe solaire, et Amaterasu n'est pas un personnage historique, mais le soleil devinisé. (Reyon, M Le Shintoisme, P. 75)」

四、超自然的實在としての天照大御神

日の神及び大日靈貴尊等上に述べたるもの以外大御神の御名として古典に見はれたるものは下の如し。

- 一、天照大御神 (記、續紀、祝詞)
- 二、天照大神(1) (記、本文、同一書、古語拾遺、太神宮式)
- 三、天照坐大神 (類聚國史)
- 四、天照皇大神 (書、紀、命世記)
- 五、天照坐皇大(太)神 (大同本紀、儀式帳、祝詞式、神宮雜事記)
- 六、安麻泥良須神 (萬葉)
- 七、天懸大神 (大倭本記)
- 八、阿萬天留也比留女乃加見 (神樂哥)

天照大御神とは天に坐しまして照らすの意なるべし(2) 其御名は日の神と同様に太陽的性質を仄かさざるにあらざれども、これ恐らく日の神より後に上りたる御

名ならん(3)。日神のまのあたり見るを得べき天つ日をあらはす御名に對しては、大御神の御名はまのあたり見るを得べからざる精神の神をあらはす御名の如く思はる。紀には天照大神とあれど記には此神に限りて大神の尊稱と用ひ又雄略天皇紀以後は皇大神の御名あらはる(4)。

太陽の光華麗明天地の間遍く萬物の上を照して其光明の永遠不變なること、其光耀の最も顯著なることの類は其光明の神をして正善明美の神として精神的に神徳の最も勝れたる神たらしむること容易なるが如し。これ日神に宗教的意識の發達するに従ひて大御神として其神的實在の信仰せらるゝに至りしものか(5)。而して其天地に遍滿せる萬世の靈光は高天原の世界に於ける日神が又能く葦原中國の最上神として一般的に信仰せらるゝに與りて大に力ありたるものゝ如し。大御神の御生坐に關しては前に述べたるが如く異傳ありて、記及び紀一書には伊弉諾尊左の御目を洗ひ給ふ時生れ坐せる神とし、同一書には伊弉諾尊白銅鏡を執らん

とし給ふ時生れ坐せる事を傳へて共に人神とせざれども、書紀本文には父母二柱の神共に神議り給ひて生みまつりたる事を傳へたり。然れども其嗣後の傳説には養育の事なく人若き時と老いたる時とを語らざるに於ては諸傳相一致せり。殊に最も注意すべきは御出生を説けども諸傳に全く崩御の傳説を闕如せる事是なり(6)。是れ太古眞實の傳はらざるが故にせよ若くは傳説に普通なる時間的飛躍に原づくものなるにせよ大御神の永へに天の下を照臨し給ひて崩御の傳へなきは、其神話傳説の中より死滅を超越したる神靈觀を容易に開展せしむべき一因たるを得たりしならむ。

註(1)太神宮三座の條に「アマテルオホンカミ」(天照大神)とあり。

二所皇太神宮神名略記(二三五四)。

類聚既驗抄 續類從卷五八には磯宮太神とあり。

(2)天照訓じて「アマテラス」とし「アマテル」とし「アマテラシマシマス」とするものあ

り。神名考、古史傳等についてみるべし。本居氏は天照大御神、照は氏良須と訓むべし。天に坐々て照り給ふ意。高光と云ふに同じと云へり(記傳六ノ七四右)。

(3) 『萬我能比禮』に大御神の御名を説きて此御名は恐らく御謚名として後人の奉りたるものならむといへるは最も注意すべし。ルヴォン氏亦此説を其の『神道』中に引用せり。

Le nom d'Amateras n'était sans doute qu'un titre posthume conféré a' une époque ulterieure. (Reyon, Le shintoisme p. 73.)

(4) 神宮の御稱號に皇字を用ふることに就ては皇字沙汰文續群書類從 卷第四ノ上を合はせて見るべし。

(5) 大御神が神德最も勝れし神としてあらはるゝは獨り光明の神として其の光耀の顯著なるのみならず又御功業の最も偉大なりしにも因るべし。此ことは上に述べたり。

(6) 『延喜式』鎮火祭祀詞に伊弉冉尊火結神を生み給ひて石隠れますと云ひ『倭姫命世記』に倭姫命自退ニ尾上山峯ニ石隠坐と云ひ『萬葉集』河内王を葬る時の歌に石戸立隠とある

の類に據りて古人天岩戸隱を以て日神の崩御とするものあれども從ひ難し。

大御神崩御の傳へを闕くことを以て大御神が實在神たるの證據となし難きことは固よりなり、されど大御神が子孫を有する神たるに拘らず、又御父母神に崩御の傳へあるに拘らず大御神に此重要なる傳へなきは注意すべし。蓋し其の神觀の發達は眼のあたり仰ぎ見るを得べき日神には永遠に死滅なしとする自然神觀によりて助けられたるものあらむ。

凡そ神靈に「ニギミタマ」及び「アラミタマ」(1)を區別し和穆の威徳を保つものを和魂とし、荒暴の顯用を示すものを荒魂とし、兩者は神靈の相異りたる性質方面をあらはすものとする信仰は古くより存したる所なるが(2)大御神御神靈にも亦蚤く和荒の二種を區別せられ諸々の神異靈徳は主として其「アラミタマ」の發作顯能に因るものとせられたり(3)。其神託の如きは一に大御神「アラミタマ」の徳用として信せられたること著し。是故に大御神の伊勢御鎮座以後は和荒の御神靈を二所に齋祀して一を本宮となし他を荒祭宮となせり(4)。廣田祭神の大

御神荒御魂に坐せることは大御神の神誨(5)によりて知るべく書紀に其明文あり。又式内神瀧原宮及其他大御神の遙宮がその場所に於て大御神を崇拜することを得べしと定められたるは大御神の御神靈が場所によりて制限せらるることなしとする信仰に本づくこと言ふまでもなかるべし。

其他大御神に關する超自然的傳説の中には其神託に關するもの神異靈驗に關するもの、類少からず(6)、殊に注意すべきものを大御神御天降の傳説となす(7)。

大御神の御天降に關しては異傳二ありて一は其御天降の處を以て大和國とし他は伊勢國とす。

註(1)和御魂、荒御魂。

(2)和魂は人身に服ひて壽命を守り、荒魂は先鋒となりて帥船を導くの信仰(古事記)記傳

三〇「全二ノ一八三」参照及び神に向て其和魂留り其荒魂行て復讐をなさんるを乞ふこと

(出雲風土記)の類早くより見えたり。

紀(上)に、大己貴神己が幸魂奇魂と問答し給へる傳あるによりて、ハーン氏は、是れ同一神が種々の神魂に分かれたれ其各々は相異なる特性を有するに因ると云ひ、フローレンツ氏は幸魂奇魂は二つの異なる見方より眺めたる同一和魂を云ふものとせり。

『舊紀』には幸魂奇魂の外に術魂の名を挙げたり、(古史通前ノ二参照)又奇魂のことは『萬葉集』五雜歌多良志比咩の歌を見るべし。

(3)此信仰は『神功紀』『儀式帳』『太神宮式』等に出づ。但し八十枉津日神一名瀬織津比咩神を以て大御神の荒御魂の神とするは、『御鎮座次第記』『御鎮座傳記』に見えたる所なれば疑ふべし(通釋一ノ二、五三参照)。「古史傳」には大直日神は大御神の和魂に坐し大禍津日神は大御神の荒魂に坐すとせり(祓所大神等御事ノ條)猶ほ考ふべし。

(4)二宮共に式内の神なり、荒祭宮一院は荒魂宮とも稱し、皇大神の荒御魂を祀りたることは『神宮式』『儀式帳』等に出でたり、此の如く荒和御神靈を二所に齋るは古代神宮方式の一として最も注意すべし。後世諸々の神社中本宮以外に其荒魂を前社に祭るものは此

方式に則れるものゝ如し。

(5) 書紀九ノ神功(延喜式神名帳頭註參照)

天照大神誨之曰我之荒魂不可近皇居當居御心廣田國即以山背根子之女葉山媛令祭。

(6) 下三〇三頁以下參照。

(7) この御天降傳説は蓋し大御神の伊勢御鎮座以前に於て御鎮座の處を覓むる「クニマギ」

(國覓)の傳説より發達したるものならむ。されど此傳説が神宮創立以後に於て單に神典を偽證せんとする後人の附會に係るものとして棄て去りがたき故は其古く正典に載せられて諸典の傳ふる所一致するを見て知るべし。

(1) 天皇(垂仁)即位廿五年丙辰天照坐皇太神天降坐於大和國宇陀郡于時國造進

神戸等今號宇陀神戶是也皇太神宮始天降坐本所也其後奉令鎮坐伊勢國度會郡宇治郷五十鈴川上下都磐根御宮所也

(2) 爰倭姬命、求鎮坐大神之處——故隨大神教其祠立於伊勢國因興齋宮于五十鈴川上是謂磯宮則天照大神始自天降之處也

(3) 故隨太神教其祠立於伊勢國因興立齋宮於五十鈴川上是謂磯宮則天照太神始自天降經二十餘處今在此宮

(4) 故隨大神教其祠立於伊勢國因興立齋宮于五十鈴川上是謂磯宮天照大神始自天際之處也

此等御天降の傳へは大御神の終始天上にのみおはしましにはあらずして超自然神として大御神御神靈の天にも國にも往き來ふ信仰の消息を傳ふるものにあらざる乎。果して然らば此傳説は又初め高天原に坐しませる日神が遂に實在の神として其信仰の開發せられたる跡を示すものなり。

註(1) 諸雜事記(類從本第一ノ一オ)

(2) 紀六の卷(垂仁紀二十五年)

(3) 紀同上(玉屋本)

類聚國史卷三の四、日本紀略前の四参照。

(4) 倭姫命世記(大治本寫ノ一三オ)

五、大御神御神格の性質

日の神男體なりや、はた又女體なりや、是れ記紀有りて以來國學者間に反復せられたる論題なり(1)。されど大御神御女神の既に一般認知せられたる今日、再び此古問題に就て此處に贅論するの煩を避けむ。日の神は生れ乍らにして光華照徹する靈威の御子にして諸傳に其神容盛徳を形稱したるもの多し。素盞鳴男尊の殘傷哭恚御さがなきに對し、日の神の御性質は全く之に反するを以て、他民族太陽神の有する猛惡強暴なる性質は日本神話に在りては悉く皆素盞男尊に依りて代表せられたるの觀あり(2)。女神御性格の甚だ高美にしてその溫和、寛裕、潤徳の明

かなるは素盞鳴尊の填渠毀畔を悱り給はず愠り給はず(3)平恕を以て容め給ひ其那勢の命の甚しき暴行を恚恨し給へるをりも纔かに天の石屋戸を閉て、さし籠り給へる御神性(4)に顯はれたり。然れども又同じ尊の高天原參上りに對して、五百津美須麻流の珠を纏き持たし、伊都竹鞆を取り佩ばし、堅庭を向股に踏みなづみ伊都の男建踏み建けび給へるは、日本古代の多神教に見はれたる諸神はホメロス詩篇吠陀神話中の神々の如く神人同形(5)なり。故に日の神も亦此神人同形によりて傳説せられ自然を恵み萬物を生養する天然光明の神として諸種の人間の屬性を賦與せられ給ふ。日神齋機殿に坐しまし御田を有し給ひたること。美須麻流の珠を纏き持たし伊都竹鞆を取り佩ばして男装し給ひたること、天岩戸にさし籠り給ひたること、及び天手力雄尊之を引出し奉り之に「シリクメナハ」を張りまつりたる類の傳へあるに因りて之を知るべし。

註(1)他國民族の神話に太陽女神の類例なきにあらずと雖も Slavonia 太陽神 Cohnie Sunno

若くは *Sunne* 北歐 *Sol* の如き太陽神は男性たるを多しとす、是れ蓋しフォルメル氏が日本日ノ神を以て男性としたる所以なるべし。Dr. W. Vollmer, *Vollständiges Wörterbuch der Mythologie aller Völker*, S. 87.

日本に於ては获生徂徠等亦日神男體なることを主張せり。此等の論の誤りなることは委しく『神學辨疑』に論じたり。

(2) 日神の惡魔に對する關係としては發達したる物語を缺けども、初めは素尊に對して光暗善惡の二元對峙をあらはせり。參照 Prof. Anesaki, *Religious History of Japan*, P. 5.

(3) これ日本神代傳説に於ける平和思想の顯はれとして注意するに足らむ、素尊の荒暴無狀なる様は記上二三オ上紀三一オ第三一書同三〇オ第二一書等に出づ。

(4) 神代には快活聰明にして高美なる女性多し、伊勢兩宮に齋き祭る大神の共に女神なるが如き殊に注意すべし、其淳厚にして貞順の徳操に秀でたる神代の女性は能く沼河日賣命須勢理毘賣命の歌どもに表はれたり。參照 K. Florenz, *Japanische Mythologie* S. 263.

(5) *Anthropomorphismus*.

君臣父子夫婦兄弟朋友の關係は神々の間にもあり、されど、希臘古代の多神教に見る如く神が全く人間同様の感情を有し、評論譎詐竊盜姦淫等を逞くする極端なる神人同情 *Anthropomorphismus* の發達を見ず。

フロレンツ氏亦天岩戸隱の段に於て大御神が神人同形にあらはされたるを述べて下の如くいづり。Man beachte, dass in diesem Mythos die Göttin Amaterasu bald als anthropomorphe Gottheit, bald als Naturphänomen auftritt. Aehnliches findet sich oft im Veda und in den Mythologien anderer Völker, Vgl. z. B. Muir, *Original Sanskrit Texts*, vol. 5. Seite 5 (Florenz, *Japanische Mythologie*, S. 94.)

大御神は此の如く神人同形に現はれたれども温仁光美の神にして本と圓滿正明を表はすが故に傳説上生々光明の世界を支配し給ふ神にして夜見の世界(1)を支配し給ふ神にあらず、日本古傳に於て死後に關する信仰は全く陰影の中に投せられ之が爲め多く構想の費さることなかりき。されど伊邪那美命神避まして黄泉

國に到りましたるとき一つ火を乗りて入り給ひしこと(2)を傳へたれば其暗き處たること知るべし。又伊邪那岐命黄泉國より光明の世界に逃れ歸りましたる時最初に給ひたる仕事は橘小戸の櫛原の御禊にして先づ黄泉のけがれを洗ひ落さんとし給ひたる也。古代信仰に於ける黄泉國は死の國にして死は生及び光明に對して暗黒と結びたり。而して暗國が汚穢の集る所とせられたることは大祓詞(3)に速川の瀬大海原等に坐す祓所神たち諸々の罪穢(4)を順次に取り持ち運びて終に根國底之國に吹き放つ傳へあり、又一書に黄泉を「イナシコメキタナキクニ」(5)と云へるによりて之れを知るべし。大御神は正明の神なるが故に此暗黒にして罪穢の集れる國を支配し給ふ神にあらず、其發達したる神觀に於ても御神格は全く死後の生活に關して何等の關係も傳へらるることなし、是の事實は現在生活を重んずる民族性情の一徵證として見らるべし。

最後に尙ほ注意すべきは、日神の戀愛談を有せざる事其御神格の他神と交融す

る事なきこと(6)その神觀の獸形神視(7)によりて伴はるることなきの類なるべし。大御神の善美正明の靈性は早くより古代祝詞傳説上に現はれたる所なるが其信仰の次第に發達するに従ひては遂に御神格に永久無限遍在、全智萬能等諸々の屬性を見るに至りたり。

註(1)「ヨミノクニ」(黄泉國)は又下津國とも根國とも根之堅洲國とも根國底の國とも云ふ。ヨミは夜見の義にして闇とも通ひ暗き處の意なるべし。「記傳」には死人の往きて住む國と説けり、生き返ることをヨミガヘルといふも黄泉より返るの意ならむ。故に今此説に従ふ。アストン氏も亦之を以て希臘 Hades 及び希伯來 Sheol に比したり。(The

Way of the gods p. 53 The Ancient Religion of Japan, p. 15)

續後紀卷九に承和七年五月辛巳後太上天皇顧命皇太子曰云々予聞人歿精魂歸天而存冢墓鬼物憑焉とあれども支那觀念の影響なること明也、古事記倭建命崩御の條に其の御魂現に白智鳥と顯れまして自其地更翔天以飛行しあるは命の崩御より餘程、後に

至りて起りたる傳説と考へられざるにあらず、然れども古くより皇孫の崩御を神上カミツガリと申し傳へ且つ伊弉諾尊崩御の後は天に登り日の少宮に留ります(上紀一九ウ)とあるに依れば此信仰亦古くより存して死人の靈は悉く下津國に往くとは云ふべからざるが如し。

(2) 一書 上紀一三オ同上紀一六ウ。

(3) 延喜式八、大祓祝詞(祝詞考[地]三〇ウ三一、三二オ参照)

高山之末短山之末與利。佐久那太理落多岐。速川之瀨坐須。瀨織津比咩止云神大海原爾持出奈武。如此持出往者。荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之鹽乃八百會爾坐須。速開都比咩止云神持可吞氏武。如此久可吞氏波。氣吹戶爾坐須氣吹戶主止云神。根國底之國爾氣吹放氏牟。如此久氣吹放氏波。根之國底之國爾坐速佐須良比咩登云神。持佐須良比失氏牟。

(4) 古代信仰に於ては罪と汚れを一になし汚穢を以て凶禍の原因としたること著し、禍津日神は伊邪那岐命の御禊し給へる穢より成り出でましたるの傳へあるを注意すべし。

(5) 不須也凶目汚穢之國 紀(見林本上 政和本 一ノ三オ聚史一ノ六ウ)

Murray 氏は其の著『日本』に於て夜見の國を以て The land of hades となし其の國の暗黒にして汚れたることを善く叙述せり。(David Murray, Japan. p 40)

(6) 饒速日命、稚日女命、下照比賣等の神名は太陽的起原を想像せしむるが如きも此等諸神は決して日神と解融することなし。高御産巢日神は屢々日神と共に見はれ其御關係最も親密なれども未だ其御神格の遂に混同せられたることなし。参照上二〇一頁。

(7) Zomorphismus,

日の神傳説に見はれて日神と聯想せらるゝ禽類には長鳴鳥の外に八咫鳥あり。されどこれ單に神使たるに止まり、これによりて日神を表象崇拜するにあらず、さねば八幡神の鳩、稻荷神の狐に於ける如く之に動物崇拜 Zoölatry を見るを得べきも直に之を以て動物神教 Zootheismus とすべからざるべし。故に埃及人が太陽の神ハトル Hathor を牝牛の形を以て寫象し、又希臘人が其最上神格ツオイス Zeus を牡牛を以て寫象せしが如き眼を以て日の神を見るべからざるは勿論のことなり。